

平成28年美浦村告示第62号

平成28年第2回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月9日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成28年6月7日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成28年美浦村議会第2回定例会会期日程

日次	月 日	曜日	議事内容
1	6月 7日	火	(開会) ○本会議 ・報告、質疑 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託
2	6月 8日	水	○総務常任委員会(議案調査) ○厚生文教常任委員会(議案調査)
3	6月 9日	木	○経済建設常任委員会(議案調査)
4	6月10日	金	○議案調査
5	6月11日	土	○議案調査
6	6月12日	日	○議案調査
7	6月13日	月	○議案調査
8	6月14日	火	○本会議 ・一般質問
9	6月15日	水	○本会議 ・一般質問
10	6月16日	木	○議案調査
11	6月17日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 (閉会)

平成28年第2回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成28年6月7日 開会

議案

(報告・質疑)

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
(平成27年度美浦村一般会計)

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
(平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計)

報告第3号 事故繰越し繰越計算書について
(平成27年度美浦村一般会計)

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度美浦村一般会計補正予算(第1号))

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第2号 村道路線の認定について

議案第3号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議案第4号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分について

議案第5号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第8号 平成28年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

議案第9号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

(請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託)

請願第1号 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君

5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	糸賀正美君
総務部長	増尾嘉一君
保健福祉部長	松葉博昭君
経済建設部長	岡田守君
教育次長	堀越文恵君
総務課長	飯塚尚央君
企画財政課長	平野芳弘君
住民課長	武田すみ江君
経済課長	北出攻君
学校教育課長	増尾利治君
上下水道課長	山口栄美君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会議務局長	木鉛昌夫
書記	糸賀一志

午前10時01分開会

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第2回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成28年第2回美浦村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表の

とおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のごあいさつをいただきたいと思ひます。

村長。

○村長（中島 栄君） 皆さん改めましておはようございます、平成28年第2回美浦村議会定例会にご参集大変ご苦労さまでございます。

議員各位におかれましては、美浦村行政の発展と地域の活性化に、地域住民の先頭に立ち、ご尽力されておりますこと、心より感謝申し上げます。

沼崎議長におかれましては、6月1日より2年間、茨城県町村議会議長会の会長に就任されましたこと、誠におめでとうございます。今後は、村議会はもちろんのこと、茨城県町村会、関東町村会、全国町村会等での活躍を期待しております。

6月5日には、関東地方も梅雨入りしたとの発表がありましたが、議員各位には体調管理をされ、村発展にご支援ご協力をお願いいたします。

国政では、6月1日国会会期末を受けて、安倍首相が来年4月に予定していた、消費税率10%の引き上げを、2019年10月まで2年半再延期することを、正式に表明されました。

また、来月行われる参議院選は、6月22日公示、7月10日投開票とする方針も示されました。

社会経済の落ち込みは都市部のみならず、地方にも影響を与えますが、国民全体が閉塞感に陥らないよう、特に新興国や途上国の経済に左右されない、安定した日本経済が実感できるよう、早期の対応策を講じていただきたいものであります。

美浦村では、昨年12月1日に内閣府地方創生担当の石破大臣より、まち・ひと・しごと地方創生に採択されまして、美浦村の小さな拠点づくり、地域交流館が、議会の協力をいただきながら進めてきましたが、7月に入札、8月には工事が着工できる予定でございます。

また今月18日土曜日には、稲敷市、阿見町、美浦村の3市町村で行う水防訓練が、美浦村主催で執り行われます。場所は、木原水友園に隣接する木原地先となっておりますけど、議員各位におかれましては、参加をして応援をいただければと思ひます。

今定例会に提出された案件は、報告第1号から3号まで、繰越明許費繰越計算書について、議案第1号で専決処分承認を求めることについて、平成28年度美浦村一般会計補正予算（第1号）が1件、議案第2号で村道路線の認定についてが1件、議案第3号で稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてが1件、議案第4号で稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてが1件、議案第5号で美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改

正する条例が1件、議案第7号で美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で平成28年度美浦村一般会計補正予算（第2号）が1件、議案第9号で平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第10号で平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）が1件の、13案件であります。

議員各位には、適切なるご審議をいただきますようお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長のあいさつが済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

6番議員 岡 沢 清 君

7番議員 飯 田 洋 司 君

8番議員 山 崎 幸 子 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から17日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から、17日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成27年度美浦村一般会計）から、日程第5 報告第3号 事故繰越し繰越計算書について（平成27年度美浦村一般会計）までの報告を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、報告第1号 平成27年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の平成27年度美浦村一般会計補正予算（第5号）により、設定を行いました繰越明許費及び本年の第1回美浦村議会定例会において、平成27年度美浦村一般会計補正予算（第6号）により設定を行いました繰越明許費につきまして、繰越額及びその財源が確定しましたので、報告するものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

初めに、自治体情報システム強靱性向上事業につきましては、設定額3,548万6,000円と同額を繰り越しております。この財源につきましては、国庫補助金の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金が615万円、村債の一般補助施設整備等が2,523万円、残りの410万6,000円が一般財源となっております。

次の、水郷筑波サイクリング環境整備事業では、国庫補助金の地方創生加速化交付金の交付を見込み692万円を予算化し、繰越明許費の設定を行いました。補助対象から除かれた経費が発生したため、補助対象経費の210万円を繰り越しております。したがって、この財源につきましては、全額が国庫補助金の地方創生加速化交付金となっております。

次の圏央道北東エリア連携・交流軸形成事業につきましては、設定額2,825万円と同額を繰り越しており、財源につきましては、全額が国庫補助金の地方創生加速化交付金となっております。

次の通知カード・個人番号カード関連事務につきましては、予算額863万2,000円のうち、平成27年度内の執行額について、382万8,000円を見込み、繰越額を480万4,000円としていましたが、最終的な平成27年度内の執行額が468万1,500円となったため、395万500円を繰り越しております。この財源につきましては、全額が国庫補助金の個人番号カード交付事業費補助金となっております。

次の年金生活者等支援臨時給付金給付事業につきましては、設定額4,459万9,000円と同額を繰り越しており、財源につきましては、全額が国庫補助金の年金生活者等支援臨時給付金給付事務費補助金及び給付金事業費補助金となっております。

次の小さな拠点形成事業では、国庫補助金の地方創生加速化交付金の交付を見込み、4,000万円を予算化し、繰越明許費の設定を行いました。補助対象から外れた経費が発生したため、補助対象経費の3,000万円を繰り越しております。したがって、この財源につきましても、全額が国庫補助金の地方創生加速化交付金となっております。

次の米ゲル加工商品開発事業につきましては、設定額250万円と同額を繰り越しており、財源につきましては、全額が国庫補助金の地方創生加速化交付金となっております。

次の蔵後余郷入経営体育成基盤整備事業負担金につきましては、設定額2,090万円と同額を繰り越しており、財源につきましては、全額が村債の公共事業等債となっております。

最後に、教育情報システム強靱性向上事業につきましては、設定額662万3,000円と同額を繰り越しております。この財源につきましては、村債の一般補助施設整備等債が397万円、残りの265万3,000円が一般財源となっております。

以上、平成27年度美浦村一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申しあげました。

続きまして、報告第2号の繰越明許費繰越計算書につきましてご説明申し上げます。5ページをお開きいただきたいと思います。

この繰越明許費につきましては、平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算

(第4号)において、地方自治法に基づき3月の定例議会におきまして、議決をいただいております繰越明許費について、繰越計算書を地方自治法施行令の規定に基づき報告するものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

財源につきましては、未収入特定財源のうち、国庫支出金で1億7,000万円及び村債の1億7,000万円となっております。

以上、報告第2号の繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

続きまして、報告第3号、平成27年度美浦村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

地域交流館建設のための地質調査、測量、開発許可取得につきましては、役場周辺地区計画内に出店予定の、民間業者と一括で行うことが効率的かつ経済的であるため、村は負担金を支出し、この民間業者に業務を行っていただくこととしていましたが、関係者との協議に日時を要し、年度内に開発許可の取得が困難となったため、事故繰越しといたしております。次のページをお開きいただきたいと思います。

それでは、事故繰越額及びその財源についてご説明申し上げます。美浦村物産館建設事業費全体での支出負担行為額は、建設工事、設計費等を含めて3,045万1,968円となっておりますが、開発許可取得等に要する負担金368万4,468円が歳出未済額となっており、この金額が翌年度繰越額となっております。なお、財源につきましては、全額が一般財源となっております。

以上、平成27年度美浦村一般会計予算事故繰越し繰越計算書につきましてご説明申し上げます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長(沼崎光芳君) 日程第3 報告第1号の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沼崎光芳君) 質疑がないようですので、報告第1号の質疑を終結いたします。

○議長(沼崎光芳君) 次に、日程第4 報告第2号の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沼崎光芳君) 質疑がないようですので、報告第2号の質疑を終結いたします。

○議長(沼崎光芳君) 次に、日程第5 報告第3号の質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沼崎光芳君) 質疑がないようですので、報告第3号の質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度美浦村一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。9ページをお開きいただきたいと思ひます。

美浦村地域交流館建設事業費の工事費の増額、敷地整備に対する負担金額の計上及び農産物直売所、会議、研修施設の整備に対して、国庫補助金の農山漁村活性化対策整備交付金の交付決定があったことに伴ひ、平成28年度美浦村一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、5月27日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき報告するとともに、ご承認をお願いするものでございます。

それでは専決処分を行った平成28年度一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思ひます。

まず初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,728万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を61億3,428万7,000円とするものでございます。

次に第2条の地方債の補正では、今回の事業費の増額補正、国庫補助金の交付決定に伴ひ、地方債の追加及び限度額の変更をお願いしております。

地方債の補正につきまして、ご説明申し上げます。12ページをお開きいただきたいと思ひます。

初めに、地方債の追加で地域交流館の農産物直売所、会議、研修施設の整備費に対して、国庫補助金の農山漁村活性化対策整備交付金の交付決定があったことにより、この整備費の残りを村負担の財源として、一般単独事業債1億4,770万円の追加計上をお願いしております。

次に、地方債の変更では、事業費の増加及び一般単独事業債への財源の振り替えにより、限度額を2億9,970万円から7,660万円減額し、2億2,310万円に変更いたしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。16ページをお開きいただきたいと思ひます。

美浦村地域交流館建設事業費の補正の内訳としまして、初めに土地借上料68万2,000円の計上をいたしております。地域交流館の敷地には、民有地が含まれており、敷地の整備を行うためには、土地賃貸借の契約が必要なため、6月から来年の3月までの10ヶ月分の土地借上料を計上いたしております。

次に、建設工事費につきましては、追加工事の発生、資材単価及び人件費の高騰等により、1億3,000万円の増額補正をお願いしております。

最後に、敷地整備等負担金としまして4,660万5,000円の計上をいたしております。地域

交流館の敷地の整備につきましては、効率的かつ経済的に行うため、役場周辺地区地区計画内へ出店予定の民間業者に負担金を支出して、一括して行うこととしております。この負担金には、交差点評価業務等の負担金も含まれています。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、国庫支出金の国庫補助金の農林水産業費国庫補助金について申し上げます。地域交流館の農産物直売所、会議、研修施設の整備費に対して、農山漁村活性化対策整備交付金の交付決定がありましたので、決定額6,368万円の計上をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして4,250万7,000円の増額補正を行い、歳入予算額を5億2,574万2,000円といたしております。

最後に村債につきまして、冒頭の地方債の補正でご説明いたしておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

以上、専決処分を行いました平成28年度一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。専決処分につきましてご承認をお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第2号 村道路線の認定についてから、日程第15 議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号より議案第10号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 村道路線の認定についてご説明申し上げます。今般、村道路線の

認定をお願いする路線は、1路線でございます。その1路線である村道1,968号線についてご説明いたします。18ページの認定路線位置図をごらんいただきたいと思います。

都市計画法に基づく地区計画区域として、事業推進をしている役場周辺地区の地域交流区域内に、現在、村道1,960号線が通っておりますが、当該路線につきまして、整備中の国道125号バイパスに向かって中間点から大きく屈曲している形状となっております。

このような状況から、安心安全に通行できるようにするため、村道1,960号線の中間点から直線的に国道125号バイパスへ通じる新たな路線として、村道1,968号線の認定をお願いするものであります。

続きまして、議案第3号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について及び議案第4号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分については、関連する議案でございますので、あわせてご説明申し上げます。19ページをお開きいただきたいと思います。

稲敷地方広域市町村圏事務組合が運営している老人ホーム「松風園」は、環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を受け入れる施設として、昭和54年4月に開所し、ことしで37年目を迎えております。

現在、定員50名のところ37名の方が生活し、自立のための支援を行っておりますが、近年、介護を必要とする入所者への支援が強く求められ、養護事業も多様化しているなか、これらのニーズに対応するための運営体制や、サービスの質が問われるようになっております。

また、施設の運営については、措置費、いわゆる国で定められた額に基づく各市町村からの入所者費用で賄うのが本来の姿であります。定員割れの状態が続いていることから、措置費のみで運営が賄えず、各市町村からの負担金及び基金を取り崩しながら行っている状況であります。

今後も組合が直営で運営を行っていけば、大規模修繕や建て替えが必要な時期になった際、その費用に関しても、市町村の財政が厳しいなか、捻出しなければならない状況にもあります。

このように養護事業のニーズや財政的な面に対応していくため、現状の直営方式では、この先大きな壁に直面することが見込まれることから、民間の力を活かした運営、いわゆる民間移管に向けた作業を進めておりましたが、今般、運営を引き継ぐ法人が決定したことに伴い、組合からの養護事業を廃止するための、規約改正をお願いするものであります。

あわせて財産である建物の処分についても、移管先法人へ無償譲渡することから、地方自治法の規定上、関係市町村の議決が必要となりますので、今回の定例会において上程し、ご審議をお願いするものでございます。

なお、移管先法人については、これまで「松風園」の嘱託医をお願いしており、生活者の健康状態については十分把握しているとともに、特別養護老人ホームを運営しているこ

とからも、そのノウハウを養護事業に活かしていただけるものと思っております。

なお、移管先は社会福祉法人 広文会 特別養護老人ホーム縄文の里。移管日は、平成29年4月1日の予定となっております。

以上、議案第3号及び4号についてご説明申しあげました。

続きまして、議案第5号 美浦村特定教育・保育施設の特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。22ページをお開きいただきたいと思っております。

本件は、子ども子育て支援法施行令の一部改正に伴い、低所得世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額にかかわる特別措置を拡充する等の措置が講じられたため、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第6号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。30ページをお開きいただきたいと思っております。

本件は、議案第5号と同様に、子ども子育て支援法施行令の一部改正に伴い、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額にかかわる特別措置を拡充する等の措置が講じられたため、所要の改正を行うものであります。

続いて、議案第7号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。33ページをお開きいただきたいと思っております。

本件は、児童福祉施設最低基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、職員の配置基準や資格要件について緩和されたことに伴い、村基準の条例の一部に特例規定を追加し改正するものであります。

また、あわせて建築基準法施行令の改正により特別非常階段にかかわる規制が合理化され、小規模保育事業所A型及びB型及びC型並びに保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における、避難用階段の規定について改正するものであります。

続きまして、議案第8号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。35ページでございます。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ3,862万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億7,291万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成28年度当初予算の編成時期の関係から、当初予算に組み込むことができなかったもの、また、その後必要が生じた事項で、早急な予算措置が必要になったもの及び地方創生の進化のために創設された、地方創生推進交付金の交付を見込んだ事業につきまして計上いたしております。

それでは特に補正額の大きなもの、重要と思われるものについて、補正予算事項別明細

書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。41ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。総務管理費の企画費では、行政情報化推進事業費で、インターネットメール等の電子ファイルを無害化し、内部システムに取り込むためのシステムの利用料として300万円の計上をいたしております。

次に、新規事業として、地方創生推進交付金を活用したミホー・アフター事業費で、総額1,326万7,000円の計上をいたしております。

この事業は、これまでの美浦村「ビフォア」から、地域交流拠点施設を中心とする地域振興策の実施、展開により多くの人たちが集まり活性化する新たな美浦村の姿「アフター」を目指すもので、地域交流拠点施設のさらなる利活用、積極的なシティプロモーションを行うとともに、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の活用を行うことで、本村の地域活性化の強力な推進を目的としたものであります。

主な補正の内容としまして、一つ目としまして、美浦村総合計画及び総合戦略の方向性のもとで、美浦村の地域振興、観光振興策を明らかにするための、美浦村シティプロモーション戦略プラン策定業務委託料が378万円、二つ目としまして、本年度取得予定の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の活用方法を調査研究し、地域資源として積極的な活用を図るための基本構想策定業務委託料が378万円、最後に3つめとしまして、シティセールスに資するアイテムとして、村民に親しまれるキャラクターの募集、開発を行い、着ぐるみや観光物等に使用するデザイン等の制作及び美浦村のPRロゴの開発の委託料が516万3,000円となっています。

また、キャラクターPRロゴにつきましては、それぞれ広く一般募集を行い、優秀な作品に対して賞金を贈呈することとし、総額28万円の賞金の計上をいたしております。

なお、この事業の財源につきましては、賞金を除いた経費の2分の1について、地方創生推進交付金を見込んでおります。

次に、選挙費の参議院議員選挙費では、総額92万1,000円の増額補正をお願いしております。今回の補正は、選挙の公示日が通常より前になる可能性が高いため、期日前投票にかかわる経費の増額と、期日前投票時の巡回バス運行のための経費等の計上を行っております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農業総務費では、美浦村地域交流館建設事業費で、美浦村地域交流館の愛称募集に関する経費、子育て支援スペース、地域交流スペース等で使用する机、イス等の備品購入費としまして、1,000万円を計上いたしております。

美浦村地域交流館の愛称につきましては、キャラクターの募集と同様に、広く一般から募集を行い、優秀な作品に対して賞金を贈呈することとし、賞金5万円、郵便料10万

4,000円を計上いたしております。

なお、備品購入費の財源につきましては、2分の1について、地方創生推進交付金を見込んでいます。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、役場周辺地区地区計画内の国道125号バイパス法面の盛り土工事について、工事費860万円を負担金へ予算組み替えをお願いしています。

同地区計画内の、地域交流館の敷地の整備は、効率的かつ経済的に行うため、村は負担金を支出し、同地区計画内に来店予定の民間業者が一括して行うこととしており、盛り土工事についても、あわせて行うことが有効であるため、予算の組み替えをお願いしております。

続いて消防費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

非常備消防費では、消防団運営費で、平成27年度自治消防団員退職者14名分の退職報償金670万1,000円の増額補正をお願いしております。

長年にわたり地域の消防防災活動にご尽力いただきました消防団員の方々には、改めて敬意を表しますとともに感謝を申し上げる次第であります。

続いて教育費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

社会教育費の文化財保護費では、新規事業として村内遺跡発掘調査事業費259万3,000円の計上をいたしております。この事業は、民間業者によるアイエスガステム株式会社美浦営業所付近、木原地内の山林の山砂採取に伴う発掘調査で、発掘費用は全額が事業者負担となっております。

続きまして歳入予算についてご説明申し上げます。前にお戻りいただきまして40ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、国庫支出金について申し上げます。国庫補助金の総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金で、ミホー・アフター事業の財源の652万8,000円、美浦村地域交流館建設事業の備品購入費の財源500万円を合わせた1,152万8,000円を計上いたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、1,658万4,000円の増額補正を行い、繰入予算額を5億4,232万6,000円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

雑入の消防団員退職報償金では、退職消防団員に対する報償金としまして670万1,000円の増額補正をいたしております。

次に、雑入では、村内遺跡発掘調査事業に対する、民間事業者からの発掘調査事業者委託金259万3,000円を計上いたしております。

以上、今回の平成28年度美浦村一般会計補正予算（第2号）の主な概要についてご説明

申し上げました。

続きまして議案第9号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。45ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条では歳入歳出それぞれ325万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,785万円としております。

次に、第2条では地方債の変更を、第2表のとおりお願いするものでございます。

内容につきましては、47ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の地方債の補正につきましては、国庫補助金の増額補正及び地方債の充当先の見直しを行いまして、公共下水道事業費にかかわる、本年度の地方債限度額を2億4,380万円にお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算についてご説明申し上げます。51ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算からご説明申し上げます。

下水道費の一般管理費につきましては、経営戦略策定のため委託料で50万円の増額、委託料の財源とするための積立金で25万円の減額を、次に公共下水道事業費につきましては、国庫補助金の増額による事業費の見直しを行い、工事請負費で300万円の増額を行いまして、総額で325万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。50ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金の下水道事業費国庫補助金につきましては、補助額の変更を行いまして、150万円の増額補正をお願いしております。

次に、繰入金の一般会計繰入金につきましては、25万円の増額補正をお願いしております。

次に、村債の下水道事業債につきましては、国庫補助金の増額補正及び地方債充当先の見直しを行い150万円を増額し、公共下水道事業費にかかわる本年度の地方債限度額を2億4,380万円にお願いするものでございます。

以上、議案第9号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。52ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出の支出につきましては、建設改良費で2,500万円を増額補正いたしまして、資本的支出を1億212万5,000円としております。

それでは事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。55ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出、建設改良費の排水施設拡張費につきましては、地区計画先への配水管施設

工事としまして、設計委託料で300万円、工事請負費で1,500万円、受領地区への配水管の延長で700万円、それぞれ増額補正をいたしております。

以上、議案第2号から議案第10号まで一括してご説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

○議長（沼崎光芳君） 日程第16 請願第1号 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員から、趣旨説明を求めます。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 請願の趣旨説明をさせていただきます。

まず、請願者である土浦民主商工会は、小企業・家族経営の営業と暮らしを支えあう助け合い運動に取り組む中小業者の団体です。記帳や税務調査、融資、開業、税金・国保・社会保険料の納付相談、各種経営交流や学習会などを行っています。

民主商工会は、北海道から沖縄まで全都道府県に約600の事務所があり、全国で20万人の方が会員となっています。

最初に、所得税法56条とは、どんな法律かといいますと、条文では第5目、親族が事業から受ける対価、事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例、第56条、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、その居住者の営む不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により、当該事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価に相当する金額は、その居住者の当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額、または山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しないものとし、かつ、その親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上、必要経費に算入されるべき金額は、その居住者の、当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額または山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

この場合において、その親族が支払いを受けた対価の額及びその親族のその対価に係る各種所得の金額の計算上、必要経費に算入されるべき金額は、当該各所得の金額の計算上、ないものとみなすと書かれています。

所得税法27条第2項では、事業所得とは総収入金額から必要経費を差し引いた金額とされていますが、同法56条では、事業主の夫が妻や息子、娘の労働の対価として給料を支払っても、それが必要経費として認められず、所得控除を受けられないことになっています。

なぜこのような法律ができたのか。所得税創設の明治20年当時は、明治憲法と旧民法の「家父長制度」のもとで、家族全体の所得を合算して、戸主の名義で納税させる税制が敷かれていました。その後、昭和24年のシャープ勧告後の税制改正では、家単位から個人単位への課税となりました。本来の個人単位主義であれば、事業に従事した家族が事業主から

得た労働の報酬、給料を個々人が申告し、事業主は支払った報酬を必要経費に算入できるはずですが。

しかし、家制度のもとで個人単位での申告となると、中小業者が家族に給料を支払う形をとって、意図的に所得分割を行い、納税額を低くするという、いわゆる租税負担回避行為が生ずるという考えから、それを防止するための目的でつくられたのが、現在の所得税法56条のもととなる法律です。

所得税法56条冒頭の、「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族と」いった考え方は、あくまで法制定当時の、財産はすべて家父長のものであり、家父長によって家族の生計が維持されている、つまり、家父長が家族全体を養うという考え方を前提にしたのです。

しかし、現在では、同居の家族であっても、居住者の営む事業に従事しているといっても、それぞれ夫婦間、親子間で独立した生計を営むといった形態が、日常、当たり前となっています。

しかし、税務当局では、「居住者と生計を一にする配偶者その他の親族」について、画一的な解釈をもって適用し税務処理を行っていることから、法律の専門家からは今日の実情に応じて、ケースバイケースで判断するよう、法の見直しが必要との指摘が出されています。

所得税法56条の大きな問題は何なのか。

一つ目は、法律の一つにすぎない所得税法が、なぜ人間が実際に労働したという事実を否定することができるのか。所得税法56条の最大の矛盾は、家族従業員の給料を経費として認めないこと、すなわち、実際に働いている人間の正当な給料を、税法上否定していることにあります。人間が働いたら、その労働にふさわしい給料を受け取るのが当然のことです。仮に家族従業員が世間的な常識での評価として、年間150万円の給料に匹敵する労働をしても、所得税法56条のもとでは、妻の場合、事業専従者控除額86万円だけ、その他の親族の場合は50万円しか認めない。これはおかしな話です。外に働きに出れば150万円の給料が得られる労働をしているのに、家族従業員ということだけで、実際に人間が働いたという事実もその給料も認めない。これは、家族従業員の人格を、税法上否定していることとなります。

二つ目は、なぜ、青色申告なら家族従業員の給料を経費に認めるのか。青色申告とは、一定の帳簿書類を備えつけ、記帳した者に対して、税法上の各種の特典を与えるようなもので、第56条の例外として、家族従業員の給料、専従者給与を必要経費に認めています。所得税法第56条の目的と、青色申告なら認めるという例外規定の間には、全く整合性はありません。所得税法56条の目的は、要するに中小業者が家族に給料を支払う形をとって、意図的に所得分割を行い、納税額を低くするのを防止することにあります。

もちろん労働の実態がないのに、家族に給料を支払ったことにするなどはあってはならないことです。

しかし、所得税法第56条は、一部の意図的、脱法的な所得分割を防ぐために、実際にまじめに働いている家族の給料、対価まですべて否定してしまっているのです。

また、意図的な所得分割は青色申告でもありうることで、所得分割と申告形式とは関係がないのです。もともと青色申告制度は、税務署が税務調査に入ったときに、調査をスムーズに進めるために奨励してきたものです。記帳や帳簿の保存を義務づけておけば、調査がはかどるからです。記帳が条件というなら、日本でも昭和59年から青色申告者以外の白色申告者でも、年間所得が300万円を超える場合は、記帳と記録の保存義務が課されています。さらに、平成26年からは、すべての申告者に記帳義務が拡大されています。

白色申告でも親族間の報酬支払いの適正さや、その状況が帳簿などにより合理的に検証できる状況になっているのです。

また、諸外国の記帳義務というのは、それほど厳格なものではなく、日本の白色申告者が求められる記帳、記録の保存程度です。

したがって、記帳してくれば家族の給料も経費に認めるというなら、昭和59年から白色申告者も家族従業員の給料を経費に認めるべきだったのです。

所得税法56条が現在の実情に合わない。不合理な点は、家族労働に限ったことではありません。法56条制定当時の戦後間もない時期から比べ、社会は大きく変化し、さらには近年の女性の社会進出などにより、社会の構造ひいては家族の在り方までが、著しい変化を遂げています。

従属的な立場ではなく、独立した事業者として、その事業の一環として、親族間で取引を行う場面が生じており、法56条の争点も、「生計を一にする」の解釈でなく、「従事したことその他の事由」の解釈という新しい争点が生まれてきました。

このように、従来、所得税法が想定しなかった家族関係もあらわれており、法56条は従来の解釈のままではその適用において不合理な結果になっています。

例えば、子供夫婦が親の家の2階に住み、常識の範囲で居住費を負担する立場から、親に家賃相当額や、相応の光熱費や食料費、税金等を分担して支払っているといった場合には、生計を一にするという形態とは違うといえます。夫婦間でも、同様なことが考えられます。「生計を一にする」という法の前提そのものが、もはや崩れているのです。

代表的な判例をもって説明します。弁護士である夫が税理士である妻と顧問税理士契約を結び、妻に支払った税理士報酬を必要経費に算入したが、所得税法56条の規定に基づき、夫の必要経費に算入できないとされたものです。夫も妻もそれぞれ独立した事務所を開設し業務を行っており、事業の従属性はありません。夫婦は同居し、食事や子供の学費、旅行の費用をおおよそ夫が6、妻が4の割合で負担している。妻の収入は独立して生計を維持するに十分なもの。税務署の判断は、夫が支払った税理士報酬は「生計を一にする配偶者」に対して支払われたものとして、必要経費に算入できないというものでした。

下級審では必要経費として認めましたが、上級審では認めませんでした。この例では、

青色申告に切りかえれば必要経費に認められるといったものではありません。

所得税法56条の大きな問題点は、所得単位と消費単位を同一に扱っていることです。所得税法56条が規制の対象とするのは、居住者の支配的影響力のもと、本来居住者に属すべき所得を、所得の段階において、名目的、形式的に親族に分割する行為です。

しかし、現実には親族が居住者の事業に非独立的に従事したことによって対価を得た場合についても、世帯単位課税としようとしているものです。それが経済的に独立した親族が生活費用を互いに拋出し、生活を共にしているという理由のみを根拠に、その生活共同体に属する親族のそれぞれの所得を、世帯単位課税に強制的にできるものではないはずで

す。

現代において、消費単位は同じでも所得単位は全く別という状況が発生しています。所得税法56条は、所得単位と消費単位がほぼ同一であった時代に成り立っていたに過ぎず、「生計を一にする」の根拠としての消費単位は本来関係ないものです。

さらに、「生計を一にする」という判断基準について、法56条は明確な判断基準を示していません。したがって、効率的な税徴収の名目で、税務当局による恣意的な判断が生ずるおそれも否定できません。

以上述べましたように、法制定当時の家族のあり方と、現在の社会状況がかけ離れている状況にかんがみ、法の見直しが求められていること訴えまして、請願の趣旨説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております請願については、請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時05分散会

平成28年第2回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成28年6月14日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	糸賀正美君
総務部長	増尾嘉一君
保健福祉部長	松葉博昭君
経済建設部長	岡田守君
教育次長	堀越文恵君
総務課長	飯塚尚央君
企画財政課長	平野芳弘君
会計課長	大竹美佐子君
福祉介護課長	秦野一男君
都市建設課長	青野道生君
経済課長	北出攻君
生活環境課長	石神真司君
学校教育課長	増尾利治君

生涯学習課長 埜口哲雄君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 木鉛昌夫
書記 糸賀一志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） みなさんおはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成28年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一问一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 7番、飯田洋司です。最初にですね、当美浦村議会の一般質問者の議席数に割り出した質問率なんですけども、これが新記録達成しました。おめでとうございます。長い美浦村議会の歴史の中で快挙です。昭和56年以降、10名の質問者は今回で3度目です。59年は20議席、そして質問率は50%、今回、14議席で一般質問が10名、約70%超えのすばらしい記録を達成しました。今後とも、ぜひ、美浦村議会が活性化して、日本一の質問率の達成を目指したいと思います。

それでは、通告に従い質問いたします。資料のほうをお願いします。まず初めに、大山地区の旧病院跡地の払い下げ契約の進行状態を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。大山旧病院跡地の払い下げに伴う、契約等の進行状況でございますが、水戸財務事務所とは、昨年度から継続して払い下げについての協議を進めているところでございます。

現在の状況といたしましては、水戸財務事務所において、不動産鑑定を発注して、業務遂行中であり、7月22日までにその結果が出るようになっております。村に対しましても、

7月中にはその内容が知らされることになろうかと思えます。算出された金額については、8月1日時点での額ということで、算出された額の有効期間は、4ヶ月となっておりますことから、11月末までに結論を出すと、村としての判断をするということになってまいります。

この不動産鑑定業務において算出された金額及び内容が、関東財務局の審査承認を得ることができれば、具体的に契約の手続に移るということでございます。

今後の予定としましては、7月に予定されている臨時議会の際に、全員協議会を開いていただき、鑑定の内容を説明させていただき、9月の定例村議会において、土地取得費の予算及び財産、土地の取得についての議案の審議をお願いすることになろうかと思えますので、その際にはよろしくお願いをいたします。

以上が現在までの払い下げに関する進捗状況でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ありがとうございます。ずいぶん前からこの払い下げの件に関しては、何回か質問しました。やっと7月22日というかたちで、日付も決定して、本年の11月、遅くとも11月ごろには9月の議会で予算付けして、払い下げの契約に何とか目鼻がついたのかなと思っております。

次にですね、次の質問、払い下げ契約後の旧病院跡地は、公園と以前の質問でも答弁ございましたが、公園での現在の計画の進捗状況などを伺いたいのではございます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 払い下げ後の利用の計画なんですけれども、先に申し上げましたように、鑑定の結果が出て、その内容、金額等を議会のほうでご了解いただいた上でのお話なんですけれども、払い下げ後の利用計画といたしましては、以前にも申し上げましたが、美浦村の土地利用上、この地区は市街化調整区域ということになっております。原則的には建物を建てることはできません。このようなことから、霞ヶ浦大山ゲレンデ周辺は、レジャーやサイクリングで訪れる方が、非常に多い場所であるという立地条件を活かし、公園やオートキャンプ場といったレジャー関連施設を基本として、検討してまいりました。

さらに、平成28年度事業として、先日の全員協議会の際に説明いたしましたとおり、地方創生推進交付金を活用し、ミホー・アフター事業といたしまして、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地を活用した交流拠点の基本構想の策定を考えております。

基本構想の策定には、地元大山地区の代表者の方、議会の代表者の方、そして学識経験者等多くの皆様の参加をいただき、来年4月にオープンを予定している地域交流館と連動した、霞ヶ浦湖岸エリアの交流の拠点となるような施設、そのような施設となり得るような検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 再質問でございますけども、建物、今現在、旧病院跡地の建物いろいろございます、煙突とか、先ほど総務部長言いましたけどもいろんな遺構があると、それ以外のですね、建物の基礎の部分とか、ほかの部分に関しては、どういった処理をなさるのか。それもちょっとお伺いしたいなと思いますけども、よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 払い下げを予定をしておりますですね、病院跡地なんですけれども、病院跡地も含めてですね、周辺にはいろんな戦争の遺構が点在しております。この建物の基礎を含めて、戦争遺構なんですけれども、保存すべきであると、いう意見をおっしゃる方もいらっしゃいます。また、戦争時代の暗い負のイメージを連想させると、というようなことで、撤去をしていただきたいということをおっしゃる方もいらっしゃいます。そうした両方の意見がございますので、先ほど申し上げました平成28年度事業として、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地、これを活用した交流拠点の基本構想を28年度事業として策定をすると、いうことを先ほど申しあげました。

この基本構想策定の中で、この戦争遺構も含めて、それを保存して活用するのか、あるいは撤去してしまうのかということも含めて、この基本構想策定の中で、多くの方の意見をいただきまして、決定をしていきたいということで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 増尾総務部長の答弁のとおりだと思います。やっぱり地元では、戦争当時の嫌な思いをちょっと引きずるので、撤去してほしいという方もいらっしゃいます。そして、周りの方たちはやはり、当時の海軍の錨のマーク、そういうものの施設っていうものは、もう日本には残っていないので、ぜひ、残してほしいという意見も多々あります。本当にこれからいろいろな部分で賛成、反対、両方の意見を聞きながら判断を仰ぐことになると思うんですけども、そのときは本当に大変だと思いますけども、執行部もよろしくお伺いしたいと思います。

それで、やっところまで太陽光発電施設、財務省所有地の払い下げから数年たち、旧病院再利用跡地問題でも何度も質問してまいりました。時代もよかったのか、首長、執行部がよかったのか、質問した私がよかったのか分かりませんが、とにかく、長い間待った答弁を聞きまして、ほっとしております。予定ではね、本秋には払い下げ契約、契約まであとわずかですけども、準備と今後の対応をお願いしまして次の質問に移りたいと思います。

以前にも質問しましたが、大山スロープのゴミ、騒音問題について、提出画像をお願いします。この写真はですね、本年5月連休あとの大山水防拠点にあるトイレの写真でございます。生活環境課にも3年ほど前から看板とか、掃除、特殊堤防への環境保護の看板とかお願いしてきましたけども、なかなか、進まないのが現状でございます。

そこで質問します。国から本村へ水防拠点と大山スロープの管理委譲はいつになるのかお伺いしたいと思いますので、答弁の方よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） おはようございます。飯田議員のご質問にお答えを申し上げます。まず、水防拠点の管理委譲について、ご説明を申し上げます。

水防拠点の占用につきましては、霞ヶ浦河川事務所が整備をしている水防拠点の一部でございます、本村太陽光発電施設側の施設の完成に伴いまして、既に平成25年6月から許可をいただき、占用をさせていただいております。

また、平成27年度末には、道路を挟んだ反対側の施設についても完成し、現在、芝張り、種子吹きつけの養生期間となっていることから、この区域についても、今後、河川事務所と協議を進め、しかるべき時期に占用をさせていただき、利活用していきたいと考えてございます。

次に、管理条件でございますが、除草を含む日常的な維持管理、安全管理やトイレの維持管理等を行うことが占用の条件となっております。巡回のほうは、適宜、行う。除草は年5回から8回。トイレ等の清掃は週1回の管理を行っております。

次に、大山スロープの管理委譲はいつになるかということでございますが、これにつきましては、現在、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と協議を行っているところでございますが、バスボートやジェットスキーなど、ウォータースポーツ関係者や、それをなりわいとされている方々、漁業関係者との対話がやっと始まったばかりでございます。特に地元住民の皆さんたちの理解を得るのには、相当時間のかかることだと考えております。

そのため、よりよい管理を行っていくために、しっかりと全体で協議をしていく必要があろうと考えております。以上が答弁となります。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。確かに、本年5月にですね、稲敷警察署主催でですね、関係団体それと利用者と、大山スロープこれからどうするかということで意見交換会をしました。そのときの資料ですけれども、お願いいたします。いろいろな資料を利用者の方から展示していただきました。そこでですね、質問なんですけれども、これから管理委譲に向けて、各団体、大山地区の区長さん、いろいろなところと話し合いを持たなければいけないと思いますが、もし、そういう形で、方向的なものが決まってくれば、本村として、今後の大山スロープの管理というものをどういうふうにお考えか、伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員の管理委譲後の対応ということでよろしいでしょうか。今後の運営管理ということでございますので、答弁をさせていただきます。

大山スロープの管理委譲後の本村の対応と、今後の運営管理についてでございますが、現段階では、村としての具体的な対応や、管理運営方法等については決定をしてございま

せん。

今後、地域住民の方々や関係者の方々と意見の交換を行い、この区域は国の近代化土木遺産となっている貴重な区域でもありますことから、本村としてもですね、地域住民との摩擦や、利用者間のトラブルが発生しないように、本村として対応できるところは対応を行ってまいりたいと考えてございます。

また、当面は、霞ヶ浦河川事務所や、稲敷警察署との連携を図り、利用者各位のマナーの向上、そしてトラブル防止に努めてまいりたいと考えてございます。

管理委譲につきましては、先ほどご説明しましたとおりですね、村としての対応策を慎重に検討いたしまして、管理委譲、管理の方法等を検討してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 時間がかかると思います。関係諸団体との話し合い、当然、賛否いろいろあると思いますので、時間をかけて本当にすばらしい大山スロープが管理できればいいなと思っております。

そこで、ちょっと再質問なんですけども、水防拠点のですね、今、25年の6月から管理、占用をされているということなんですけども、それについての維持管理費、どういうふうになっているか伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えを申し上げます。

水防拠点の管理費はどのくらいになっているのか、というようなご質問でございますが、管理に必要な、まずトイレのですね、清掃用品、トイレットペーパーなどの消耗品ですね、そして、井戸、外灯、浄化槽等の電気代、また、水質検査や、浄化槽検査の手数料等ですね、そして、浄化槽の維持管理委託、シルバー人材センターによるトイレ及び公園の安全管理、そして、浄水器の維持管理委託料などを総合して、トータルいたしまして、年間約41万8,000円を支出してございます。これについてはすべて村の一般財源で賄っているという状況でございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ひょっとしたら、国から交付金、補助金をいただいて、運営管理しているのかなと思いましたがけれども、できればですね、何とか、いいスロープを維持管理するために、村も大変努力しているので、県、国の方からもね、ぜひ協力してもらえよう、村益にかなうようなかたちで維持管理していただきたいなと思います。

次にですね、次の質問なんですけども、資料の提出ちょっとお願いします。やっこれは資料のほうでもそうなんですけども、霞ヶ浦南地区の稲敷地区の方の霞ヶ浦護岸のサイクリングコースを整備するというかたちで県のほうでも、やっ和本腰を入れて計画されているようでございます。

それで先ほどもちょっと言いましたけども、本年7月、8月に契約して、仮称の交流館というものが来年の2月か3月ころにはオープンする予定でございますけども、交流館でのサイクリング拠点の運営管理などを考えているのかお伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） それでは、ただいまの飯田議員のご質問にお答えを申し上げます。地域交流館のサイクリング拠点化に向けた計画があるかのご質問でございますが、茨城県が主体となって進めております、水郷筑波サイクリングコースは、土浦市街地から筑波山のふもとを通過し、JR水戸線岩瀬駅までつながっている約40キロメートルの「つくばリンリンロード」と、潮来市から土浦市までの霞ヶ浦北岸を走る約40キロメートルの「霞ヶ浦自転車道」、それに加えて、南岸にもコースが整備されておまして、霞ヶ浦を一周することができます。その長さは約140キロメートル、先ほどの「つくばリンリンロード」とあわせてですね、180キロメートルのサイクリングコースを整備し、筑波山や霞ヶ浦といった雄大な自然や美しい景観、豊富な歴史文化遺産や地域の特産物といった地域資源を、国内、国外に発信していくことを目的に、サイクリングコースの整備や、休憩所の整備を茨城県と関係する14市町村が一体となって進めているところでございます。

現在、県が推進を図っている事業に、自転車サポートステーション登録事業がございます。自転車サポートステーションとは、まず、一つ目に駐輪ラック、自転車を吊り下げるというか、サドルの部分を吊り下げてですね設置をするというものでございます。それと、空気入れ、工具一式、のぼり一式、この4つの備品を備えまして、また、次の4つのサービスを提供する施設を、自転車サポートステーションと言っております。

まず一つ目に、駐輪ラックを安全で使いやすい場所に置き、自転車利用者に使用させること。次に、自転車利用者に空気入れと、自転車工具を使用させること。次に、3つ目として、自転車利用者にトイレを使用させること。4つ目といたしまして、自転車利用者に雨宿りや、休憩のための場所を提供すること。とございます。

自転車サポートステーション登録の希望の施設があれば、茨城県地域計画課に希望することによりまして、県が立地場所や広さで設備を勘案し、自転車サポートステーションとして認定をいたしまして、その施設と県で覚書を締結した後、備品につきましては、県から預かるというかたちで管理することとなります。

現在、村内では、自転車サポートステーションとして登録されている施設につきましては、セブンイレブン茨城美浦店、石橋商店、この2カ所となっております。

今回設置する本村交流館におきましては、来訪者の方が本村を知っていただく、または施設を活用し、休憩等に利用していただくことは、非常に大切な位置付けかと考えておりますので、サイクルステーションは、概ね10台程度のものを設置したいと考えてございます。空気入れ、工具等の設置場所、貸し出し方法等を考慮しなければならないので、交流館の人的な配置も検討いたしまして、サポートステーションとしての登録を考えていきます。

いと、そういうことで考えております。以上が答弁でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ぜひ、県と協力してですね4つとも、多分、仮称交流館の施設は全部可能かなと思いますので、来年の2月オープンのときに合わせてね、サポートステーションを設置して、

○議長（沼崎光芳君） 4月ね。

○7番（飯田洋司君） 4月。ぜひ、一緒にですね、オープンと同時に、サポートステーションを登録していただければなと思っております。

そこでですね、質問なんですけども、去年の27年の9月から約12月までなんですけども、県のほうでレンタサイクルというかたちで、リンリンロード近辺の土浦市のところにサポートセンター6カ所くらい置きまして、6台の自転車をレンタルして、事業化してまいりました。せっかく、そういうものが県の方でレンタサイクルでサイクリングを楽しんでくれという、去年やりましたので、ぜひね、この美浦村の新たに整備するコースで、そういうレンタサイクルをできないものか、県と協力してできないものか伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のご質問のレンタサイクル事業、これにつきましては茨城県とサイクリングロード所在のですね、土浦市、石岡市、つくば市、潮来市、かすみがうら市、桜川市、行方市で構成する、「水郷筑波広域レンタサイクル事業実行委員会」が主催し、7カ所で実施をしております。平成27年度に実証実験を行い、今年度本格実施となりました。レンタサイクル事業を実施している団体では、貸し出しと返却、レンタル料の徴収と事務等を、施設の職員や業務委託で実施をしております。自転車の故障や管理のため、専門的な知識のある人の配置も必要となってくるようございます。また実際に、事業を実施するためには、県を初め、他の団体との負担金の調整が必要になってくると思われます。

以上のようなことから、既に実施をしている団体の状況、自転車を置く場所の運営等を考慮しなければならないので、今すぐに県にレンタサイクル事業実施を要望することは困難であると考えております。

今後、村の事業として実施ができるかどうか、研究を図っていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 確かにサポートする、整備するといった特殊な技術が必要なので、ちょっと本村でそういった形でサポートできるかということ、難しいのかなとは思いますが、ただ阿見町、稲敷市、そして潮来市、土浦市と連携すれば、何とか今の仮称交流館の中でそういうものもサービスができれば、何とか3点4点くらいの基地で可能かなと思

うんですけれども、今後、ぜひ、ちょっと県のほうに問い合わせさせていただいて、やってもらうような方向で協議していただければなと思います。

質問ではありませんが、本村で年1回、ウォーキング大会、村長一生懸命歩いていましたけれども、それとですねコラボして、大体50から60名、毎年、参加しているんですけれども、そのときに自転車のサイクリングというかたちで、一緒にコラボでやっていただければ、100人とか、200人までいかないかもしれないんですけれども、そういったかたちで事業をちょっと計画してもらってもいいのかなと思います。ぜひ検討してみてください。

次の質問に移ります。26年、24年にも質問し答弁をいただきました。資料のほうをお願い申し上げます。

これは、隣の稲敷市のほうですね、やはり、「空き家再生プロジェクト」というかたちで、ボランティアでいろいろやっているみたいなんですけれども。本村のですね、空き家バンクへ早急に登録できるよう、対策を質問しましたけれども、現状どうなっているのか、進捗状況などをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えを申し上げます。

私の方からはですね、空き家バンクの登録というかたちではなくて、空き家バンクの調査に関してですね、答弁をさせていただきたいと思います。

近年、全国的に空き家がふえている状況にあり、本村におきましても、人口減少によりますものと、次世代の方が転出してしまうなどにより、居住者が途絶えるなどと、老朽化した空き家が増加をしている現状でございます。

中でも適正に管理されていない空き家におきましては、防犯、防災、衛生、景観など、村民の生活に悪影響を及ぼすおそれがあるものもでございます。

このような問題を解決していくために、今年度におきまして、空き家等対策計画を策定する予定でございます。計画の内容といたしまして、大きく分けると、空き家の調査や、取り組み方針などの基本的な方針や、そのまま放置すれば、崩壊や衛生上有害となる空き家などを「特定空き家」とみなす基準を作成いたしまして、そこに計画の実施体制や計画期間などを盛り込んでいきたいと考えております。

空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、「美浦村空き家等対策計画」を策定をするわけですが、この計画の策定を協議検討する機関といたしまして、「美浦村空き家等対策協議会」を立ち上げる予定でございます。

現在は、地域住民の代表や、法務、建築、消防関係者など、多角的な意見を取り込んだ計画を立てるために、協議会委員の人選を行っているところでございます。

今年度のスケジュールでございますが、9月に第1回目の協議会を開催する予定でございますが、それまでの間に、庁内で関係する部署で組織する「空き家対策調整会議」を併せて立ち上げ、協議会で諮問いただきます対策案の検討や、空き家等の利活用についてな

どの事項を協議することとなります。

1回目の協議会で諮問いただいた項目について、再度協議をいたしまして、3月開催予定の第2回目の協議会を経て、「美浦村空き家等対策計画」を策定する予定となっております。

また、昨年度に導入いたしました特定空き家対策地図システムを活用しながら、現在、空き家と見込まれる建物につきまして、空き家バンク担当者とともにですね、本年度中に現地調査を完了する予定で計画をしております。以上が答弁となります。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） やつとここまでやってまいりましたね、空き家バンクを立ち上げてもう3年位たちますか、2年ですか。稲敷市の方でもやつと立ち上げて2年くらいでなかなか難しいということで、当然、相続の問題、担保、税金いろんな問題がでてきて、一つの課ではちょっと対処し切れない、当然、各課で横断的な協議をしないと、そして、やはり地元の方は、協力を得ないとなかなか難しいのかなと思っております。

そこでですね、当然そういった形で、来年の3月に協議会ができてきて、枠として組織化されてくると思うんですけども、その次の問題なんですけども、隣の市でもやっているように、当然、空き家、全部が全部いい物件ではございませんので、それをどういったかたちで再生するのかね。そして、できれば、本村の若きボランティアの方達の力を借りて、そういうものやっっていくのか、そういうものを、先のことですけれどもお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

ただいま経済建設部長が答弁しましたとおり、本年度地図システムを利用した現地調査を行いますと、美浦村の空き家の現状を、全体像を把握することができます。この調査結果をもとに、空き家バンク及び空き家の利活用を進めてまいりたいと考えます。

議員ご質問の、今後の空き家バンクへの登録推進に関するタイムスケジュールでございますが、さきに申し上げた調査が本年度、平成28年度いっぱいかかる予定でございます。その後、この調査結果をもとに、以前企画財政課で調査した空き家の情報、これが約180件ほどあります。この情報とも突き合わせをしまして、特定空き家となるもの、そして、空き家バンクに登録が可能なものというような、空き家の状態の仕分けをしたいと思います。その作業を行いまして、空き家バンクへ登録が可能な空き家については、ダイレクトメールで所有者の方に連絡をさせていただいて、空き家バンクの方への登録を促していくということをしてしたいと思います。これは今のスケジュールですと、平成29年度に入ってしまうかと思っております。

いずれしましてもですね、庁内の関係各課そして先ほど議員のほうから地元の方の協力という言葉もありました。多くの方の協力をいただいて、特定空き家対策、そして、空き

家の利活用ということを進めてまいりたいと考えております。

それから次のご質問でした稲敷市の例を出して、これから先美浦村でも、このような利活用の面でどのように考えているんだということでございますけれども、稲敷市においては、「稲敷空き家再生プロジェクト」と称しまして、空き家、古民家をベースに地域おこし協力隊が主となり、自分たちの手で作っていく、リフォームをしていく、「稲敷空き家再生プロジェクトチーム」をスタートさせました。最終的には稲敷市で田舎暮らしの体験のできる、「田舎暮らしお試し住宅」として、平成28年9月にオープンをするということで完成を目指して、月1回程度空き家再生のD I Yワークショップを開催しているということでございます。

美浦村としましても、空き家の利活用の手法として、先ほど申し上げました、ダイレクトメールによる空き家バンクへの登録推進、これと併せまして、こうした稲敷市の例に見られるような、さまざまな先進事例を調査検討しまして、美浦村の特性に合った空き家の利活用というものを進めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 3年後4年後、となり稲敷市では本年の9月からということですけども、多分、今の状況だと、多分29年の3月に調査、いろんなものが出来上がってくるので、その方向性を見つけながらやっていくとなると、やっぱり29年の早くとも秋口くらいになってくるのかなと思います。

それまで結構、時間ございますので、いろいろな情報を集めていただいて、総務部長が言ったように美浦村に合う、身の丈を知ってですね、そこそこな再生をして、定住化に向けるようなかたちでやっていただければなと思います。以上、質問は終わりです。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、下村 宏君の一问一答方式での一般質問を許します。

下村 宏君。

○10番（下村 宏君） こんにちは。10番議員の下村でございます。質問許可が出ておりますので、通告書に従い、2点について質問をしていきます。

初めに、美浦村指定金融機関輪番制についてお尋ねをいたします。

平成26年度から、常陽銀行と筑波銀行の二つの銀行が美浦村の指定金融機関として、3年ごとの輪番制を実施しております。現在は、筑波銀行が指定金融機関となっており、来年3月末には満了を迎え、4月からは常陽銀行と交代となります。

自治体の指定金融機関は当然、経営の健全性が求められております。

そこで、両銀行の直近の預金総額と、自己資本比率の状況をお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 下村議員ご質問の指定金融機関に関するご質問に関してお答

えをいたします。

下村議員の具体の質問に入ります前にですね、若干時間をいただきまして、美浦村の指定金融機関、これの指定の仕組みについて申し上げたいと思います。

指定金融機関なんですけれども、指定金融機関とは、地方公共団体である美浦村が公金の収入、支払いの事務、これを取り扱わせるために指定をする金融機関のことで、地方自治法第235条の規定に基づき、議会の議決を経て、一つの金融機関を指定するものでございます。

一つの地方公共団体が指定する指定金融機関は一つに限られますが、先ほど下村議員ご質問の際に触れられましたように、複数の金融機関を2年ないし3年交換で輪番指定するという場合がございます。

美浦村の場合、平成26年度より筑波銀行と常陽銀行が、3年ごとに輪番指定をするということとしておりまして、現在の指定金融機関は筑波銀行でございますが、平成29年4月からは常陽銀行に変わることになります。

さて、議員ご質問の筑波銀行と常陽銀行の平成28年3月期の預金総額と自己資金比率についてお答えをいたします。

まず、預金総額でございますが、筑波銀行が2兆1,805億円、常陽銀行が8兆1,330億円でございます。ちょっとデータ古くなりますけれども、平成27年3月期の全国の銀行、541の銀行の預金総額のランキングを見ますと、常陽銀行が14位、筑波銀行が77位となっております。

次に、自己資金比率ですが、筑波銀行が9.21%、常陽銀行が12.00%でございます。自己資本比率の高さは金融機関に限らず、どの業種も安全性の高さや健全性の高さの目安になります。特に銀行や、信用金庫、信用組合のような公共性の高い業種については、預金保険の観点からは大変重要な指標になってまいります。

金融システムの破綻の回避を目的として銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、銀行の自己資本比率の規制が定められております。この基準として、海外に営業拠点を持たない銀行は4%、海外に営業拠点を持つ銀行は8%以上の自己資本比率が求められていますが、先ほども申し上げましたように、両銀行ともこの基準を大きく分クリアしており経営の安全性というものを確認することができます。

また、両銀行とも地域との密着性、利便性、村政への貢献度の高さ等指定金融機関としてふさわしい金融機関であると考えております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 自己資本比率については、今、説明をいただきましたが、金融機関として重要な指標の一つに挙げられ、健全性を示すもので、両行とも、国内基準の4%、国際基準の8%を超えており、全く問題ないというふうに考えます。

当初、この二つの銀行を、金融機関の輪番制にした最大の理由の中に、地域に密着した村の事業や、村民に対して、金融サービスの向上を図り、円滑な対応を期待したところがあります。

筑波銀行では、村の会計窓口の派遣職員、年間108万円かかるわけですが、3カ年間、無償で対応をしていただきました。この、今、無償でやっているものがですね、次年度、常陽銀行に変わると、この派遣職員の費用は、どのようになるのかお伺いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 派遣職員の人件費についてお答えいたします。

派遣職員、役場の窓口には、銀行の職員の方が駐在をしていただいております。この派遣職員の人件費につきましては、先ほど議員から説明がございました、筑波銀行は輪番制となった最初の3年間、平成26年4月から平成29年3月まで、これは無償としていただいております。次期なんですけども、次に筑波銀行が輪番制となる32年の4月からは有償ということになります。

常陽銀行につきましては、長年無償で人材のほう派遣していただいておりますが、平成18年から有償になりました。

輪番制となり平成29年4月から再度、常陽銀行のほうに指定金融機関となるわけでございますけれども、その際には有償になるという事でございます。

派遣職員の人件費につきましては、今回の下村議員からの質問を受けまして、両銀行のほうに、無償にできないでしょうかというお願いをしましたが、これは美浦村だけでございませぬ、県内の指定金融機関、常陽銀行、筑波銀行さんがそれぞれ県内の多くの市町村の指定金融機関となっております、そちらへも窓口の人材を派遣をしているという状況がございます。美浦村だけ無償にすることはできませんというような回答をいただきました。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） この3カ年間の費用324万については、厳しい財政の中でありますので、ほかの自治体との関係はあると思っておりますけども、銀行に対して年間108万にこだわらず、減額を含め交渉していただきたいと思います。

また、今回、輪番制にしたメリットの一つ、本庁舎前に設置されている筑波銀行のATMですが、常陽銀行に交代になった場合、常陽銀行のカードを利用して、払い戻しをすると、平日8時45分から18時まで108円、土曜日、日曜日の時間外、それは216円の手数料が発生します。

ヨークベニマルの前には、常陽銀行のATMがありますが、使い勝手が悪く、並ぶときが多く、他人の目が気になります。筑波銀行のATMでも、他行のカードを無料で使えるところがあります。庁舎前のATMでも、常陽カード取引を無償にすることができないのか、お伺いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 役場庁舎前のですね、A T Mの利用に関してその手数料、これを無料にできないのかというご質問でございます。

A T Mの手数料につきましては、銀行各行の規定がございまして、村として云々言うことができないというのが現状でございます。従いまして、現時点で調査した結果についてお答えをしたいと思います。

A T Mの手数料は、取引するA T Mを管理している銀行がそれぞれ定めております。ご質問の庁舎前のA T Mは、筑波銀行が設置管理しておりますので、筑波銀行のA T Mを他行のカード、例えば、常陽銀行のカードで利用した場合、その手数料が発生をしてくるということでございます。

銀行同士の提携によりまして、カードが他行のカードであっても、無料になるということがあります。これについては、それぞれの銀行同士がその取り決めをして、お互いに手数料は無料にしましょうねということで、手数料が他行のA T Mであっても無料になるということがあるわけですが、残念なことに役場庁舎前のA T Mは、筑波銀行さんと常陽銀行さんがそのような提携関係にはなっていないということで、手数料がかかってくるということでございます。

ちなみにヨークベニマルのほうの常陽銀行のA T Mについて、ちょっと使い勝手が悪いんですというご指摘がありました。これも銀行のほうから状況をお聞きしました。

役場庁舎から約2、3分のところにヨークベニマル美浦店がございます。ここには、常陽銀行のA T Mが設置されております。銀行のほうにはですね、開設以来、苦情や不満等は寄せられていないというようなことでして、大変多くの村民の皆様にご利用をいただいているんですということを銀行のほうから伺っております。

今回、このA T Mのカードの利用の手数料、これが無料化についても、両行に何とかならないのかというようなお話をしましたけれども、現状では、常陽銀行、筑波銀行、その辺の締結というのはなかなか難しいんですというお話を伺っているところです。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 常陽銀行は、茨城県の指定金融機関で河内町と五霞町を除いた42市町村で支店を置いております。本年は、足利ホールディングスと経営統合がされ、地銀で国内第3位の銀行となります。もっともっと謙虚な姿勢で、自治体や住民サービスに努めていただきたいと思います。

村民それぞれのサービスの向上の観点から、庁舎前のA T Mの無料化は、私は最低でも必要かと思えます。金融機関によっては、各コンビニの利用料も、無料のところ結構出てきております。それは、金融機関のほうがその利用料を払っているからというふうに思えます。どのくらい、この庁舎の前で使われるか分かりませんが、常陽銀行さんその辺のことはですね、きちっと頭に入れて、無償化に努力をしていただきたいと思います。

また、この輪番制についても、何のメリットもないのであれば、これからまた検討すべきかな、というふうに考えますが村長いかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それではみなさん、改めましておはようございます。定例会再開日、大変ご苦労さまでございます。

下村議員のほうからですね。A T Mの手数料についてということで、今まで3年間ね、筑波銀行については手数料のない中で、A T Mが設置されてきました。これは、役場だけじゃなくてですね。村内の住民にとっては、使いやすい、本当に利用しやすいという部分があったかと思います。それぞれ、村内の常陽銀行さん、筑波銀行さんに、銀行のほうにもありますけども、やはり、ヨークベニマルさんとか、役場に用事があって来た時に、その金融機関のA T Mを使えるっていうのは、利便性は住民にとっては、本当にありがたいシステムだなというふうに思います。

そういう意味でも、手数料がかかる、かからないは、住民にとっても大きな使い勝手に変わってくるのかなというふうに思います。

ただ、民間の機関でございますので、行政としてどの辺まで要請をして納得していただけるか、民間の会社としての生業もありますので、その辺はこちらから要請はしても、相手の他の茨城県の中のA T Mも含めて、平準化をしていく中では、美浦村だけ特別扱いというのはしていただけるかどうか、これも、一応は行政としては利便性の問題で、お話ししていきたいと思いますが、議員との約束で大丈夫です美浦村だけはこのわけにはいきませんので、一応申し込み依頼はしていくつもりでございます。

せっかく使い慣れた住民がね、利用しやすいようなシステムは、なるべく、銀行が変わっても、お互いがね、そういう意味合いで利用しやすくなれば、暮らしやすい生活しやすい部分にも繋がってくるだろうというふうに思います。

ぜひ、その辺も含めて、議員おっしゃるような方向性になるとは、ここでは、はっきり言えませんが、出来るだけ村としても要請はしていくというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） まだまだ、金融機関の交代までには時間があります。あと9カ月ありますので、粘り強い交渉を期待して、はじめの質問を終わります。

次に、障害者差別解消法について質問をしていきますが、同僚の松村議員からも同じような質問が出ておりますので、私からは法律の内容と、村の対応について伺っていきたいと思います。

私も2年間、車いすと松葉づえの生活をしてきましたが、障がい者になるのは、自分の意思とは全く関係なく、障がい者となった皆さんは、悔しい思いをしているのではないのでしょうか。

日本国憲法第14条では、差別を受けない権利が、国民にはあるとされております。また、障害者基本法の第4条にも、差別を禁止するという一文が入っております。しかし、実際に障がい者が受ける様々な嫌な思いや、悔しい思いがすっきりと解決されることはありません。

本年4月1日からスタートした、正式名称では、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供と示されておりますが、それら具体策について、お伺いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますけれども、議員ご質問の障害者差別解消法の制定には、国連の障害の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とし、平成25年6月、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月1日から施行されております。

これを受けまして、全国自治体や民間事業者でも、実施要綱を作成してきたところでございます。本村でも、要綱整備を行い同時期に運用しております。

対応要領の中では、不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供を含め、懲戒処分等にも踏み込んだものとなっております。

また、不当な取り扱いが起きた場合の相談においては、福祉介護課に窓口を設置し対応することとし、内容によりましては、美浦村地域自立支援協議会を利活用し、差別解消に向けた検討体制をとるところと考えております。

特に運用の中で、留意事項でも、禁止事項や配慮の具体例も生活の場面別に示されております。例えば、行政機関では禁止事項例としまして、窓口対応の拒否や不必要な同行者要求等の過剰要求、また、合理的配慮例では、駐車場や段差の解消、筆談、読み上げ等への代行など、また、学校などでは、入学、入所等の断り、評価に差をつけるなどがあります。

配慮例としましては、障がいに合った環境整備支援等、意思疎通の明確化、情報料の軽減などがありますが、改善されていないところがあるようでございます。

さらに、病院、交通、住まい、銀行、小売店や飲食店などの普段の生活の場面の中でも、様々な事例が紹介されております。

当のご本人が困っていると思われた時には手助けをする配慮が必要であり、要するに機能障害を理由に、区別や排除、制限をしないことであり、障がい別に合った変更や調整、サービスの提供を考慮したものとしております。

いずれにしましても、この目的は、障がいがあってもなくても、誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように、差別を解消して誰もが安心

して暮らせる、豊かな共生社会の実現を目指すことを目的としておりますので、社会全体の理解と協力、そして、思いやり、助け合いなどいただきながら、今後も意識拡大を促していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 特にですね、福祉介護課に設置された窓口対応は、大変重要と考えられます。要領に基づいた適切な、やさしい対応をしていただきたいと思います。

さらには、合理的配慮の提供として、障害者差別解消法の施行と同時に、障害者雇用促進法も改正をされました。対象となる障がい者と事業者についてお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますが、先ほどの目的の趣旨から、この法律で対象はすべての障がい等を持った方を対象としておりますが、障がいを持っていなくても、体の不自由な方々も含めております。また、すべての行政機関や民間事業所を対象としております。障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会づくりの実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を社会全体において推進することとなっております。

一方で、雇用関連からも事業主に対し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められているところであり、また、性別によるものは、「男女雇用機会均等法」とも関連して位置付けております。

この中で、障がい者の雇用の分野でも、事業者に対して、合理的配慮について、法の中に位置づけております。特に、労働者の募集及び採用などについて、賃金の決定、配置、昇進、教育訓練の実施、福利厚生施設利用の庶務などについて、障がい者故の不当な差別的取り扱いの禁止を定めております。

また、均等な機会の確保の支障改善に当たり、障がい者の特性に配慮した措置を講ずること。これは、過剰な負担が生ずるときには、この限りではないとしております。などは、必要な措置が障害者差別解消法の合理的配慮に当たっており、同じ目的において関連がございます。

さらに関連になりますけれども、不当な差別的取り扱い禁止として男女雇用機会均等法の中では、特に障がいという点には触れてございませんが、性別を理由とする差別の禁止を位置づけております。これは、障害者差別解消法と共に、決して切り離すことのできないことであると思っております。誠意を持った配慮として重要であると考えております。

従いまして、障がい者等が障がいがあることや、性別等の不当な取り扱いとしては、幅広い観点から考慮しますと、底辺には同じ考え方、意味合いを持っていると考えております。

なお、行政機関と民間事業者間の取り扱いで、不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供に多少違いがございます。

自治体では、法的義務とされ、民間では、不当な差別的取り扱いの禁止が義務づけられている一方で、合理的配慮の提供については、一律に義務とはせず、努力義務とされているところになっております。

社会全体で障がい者に対する差別は、法律が成立したことですぐに解消するものではないと思っておりますが、この法律を機に、内容をきちんと理解し、すべての人が暮らしやすい社会をつくるために、行動することが最大の鍵だと思っております。

それには、障がいについてよく理解し、障がいを持った人とのコミュニケーションづくり、互いに考え、障がい等を理由とする権利侵害が起こらないよう、一人一人の意識を持った取り組みが重要であると考えております。

これからも、さらに障がいを理由とした差別のない社会づくり実現を目指していけるよう啓発等を通し、努力していきたいと考えておりますので、今後とも、よろしくご理解ご協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。この法律は、答弁にもありましたように、すべての人々が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別をなくすものです。

しっかりとした村の対応をお願いいたしまして、私の質問といたします。以上で終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了します。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時半、再開といたします。

午前11時20分休憩

午前11時32分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、椎名利夫君の一问一答方式での一般質問を許します。

椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 9番椎名です。通告書に従い、質問いたします。

最初に、美浦村の教育について伺います。糸賀教育長、ご就任おめでとうございます。

つきましては、これからの、美浦村の教育をどのように進めていくのか、そして、どのような抱負をお持ちかお尋ねしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 教育長糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 椎名利夫議員のご質問にお答えいたします。

美浦村の教育についてお尋ねをいただきました。人口減少が急激に進み、社会経済のグ

ローバル化が進展する中で、資源小国であります、我が国にとりまして、将来の美浦村や茨城を担う子供たちを、心身共に健やかに育てていくことはとても重要であると考えます。

美浦村では、平成25年度に人が人とながり社会をつくる力、である社会力育てを軸に、「美浦村教育振興基本計画」を策定し、これまでノーテレビ・ノーゲーム運動、選書会や読み合い、電子黒板やタブレットの導入によります、ICT環境の整備など、独自の特色ある施策を実施いたしまして、子供たちや大人の社会力を育てることに取り組んでまいりました。

私は、引き続き「美浦村教育振興基本計画」に基づきまして、社会力育てを軸に、教育に取り組んでまいりたいと考えております。

子供たちの社会力を高めていくことによりまして、学習意欲や社会貢献意欲を高め、その結果として、学力も高めていきたいと考えてございます。

そのような中で、今後特に重点を置いて取り組んでいきたいと考えておりますのは、就学前教育の充実と、家庭の教育力の向上でございます。

まず、就学前教育の充実につきましては、幼児期から児童期にかけては、生涯にわたる人格形成の基礎をつくるとともに、学びの基礎力を培う大切な時期でありますことから、この時期に、質の高い幼児教育が提供されることは、極めて重要であると考えております。

このため、幼稚園と保育所、幼稚園と小学校、小学校と中学校との交流会を開催するなどして、相互の連携、接続の強化を図りまして、児童や生徒が円滑に学習できる環境整備をすることや、保育所あるいは幼稚園に専任の外国語の教師を配置するなどして、遊びの中から英語に親しみ、将来、小学校、中学校で英語を学ぶに当たりまして、英語に対する障壁をなくさせることにより、スムーズに英語の授業に入っていけるようにするなど、外部人材などを活用いたしまして、就学前教育が充実したものとなるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、家庭の教育力向上についてですが、家庭は子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、そして社会的マナーなどを身につける上で、大変重要な役割を担っているものでございます。

さらに、人生を送っていく上で欠かすことのできない、職業感、人生感、想像力、企画力といったものも、家庭教育の基礎の上に、培われるところが多いと考えております。

そのため、保護者みずからの役割を認識し、その責任を自覚することが大切であり、子供との接し方や、教育の仕方を身につけていくことが大変重要であると考えております。

このため、家庭の役割と責任を親一人一人が自覚できるような学習機会の提供や意識の啓発、さらには主体的な家庭教育が困難になっている家庭を、地域で支える取り組みの構築などを進めてまいります。

教育委員会といたしましては、社会力を高め、魅力ある教育を提供することによりまして、美浦村に住み、美浦村で子供を産み育てたいという方々が、たくさん移り住んでいただけるよう、教育立村に向けまして、全力で取り組んでまいります。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） ご答弁ありがとうございます。「美浦村教育振興基本計画」に沿った社会力育てを軸に、取り組むということですが、平成26年9月に、厚生文教常任委員会で、長野県箕輪町に視察研修を行いました。箕輪町では、美浦村同様、ICT教育の推進、児童による選書会その他読育、食育、体験学習など、生きる力を育成する学校教育の推進を目標に、多様な教育の推進を図っておりました。

教育長には、社会力を高めることにより、その結果として、学力も高めていきたい、と答弁をいただきましたが、私は、気が短いので、早急に、つまり2、3年後には、ある程度の実績がほしい訳です。

箕輪町は、美浦村の基本計画とかなり似ておりますが、違っているのは学力向上に向けた施策を、上級に挙げて行っていることです。

そのために、夏休みの寺子屋教室、中学校の放課後の学習、小学校の廊下学習をはじめ、教職員に対しても、教育先進地への研修を行いまして、授業力を向上させたり、わかる授業、楽しい授業、力がつく授業を目指すなど、いろいろな施策を実施しておりました。

基本的な学習習慣、生活習慣、豊かな心の醸成、学力向上、子育ての基本等を学校と家庭、地域が連携して取り組むグレードアッププランを全小学校で実施し、子育て感を共有する施策も行っておりました。今、電子黒板にあるのがグレードアッププランですけど、とにかく、身近なことからいろいろ始めるということを行っておりました。

教育は子供たちはもちろん先生、家族、地域が身近なできることから始める、それが一番重要だと思います。

美浦村においても、補習授業が行えるような体制づくりを、お願いしたいと思っておりますが、教育長の考えをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） お答えいたします。議員ご指摘の長野県箕輪町の取り組みのように、基本的な生活習慣や学習習慣を身につけまして、豊かな心を育み、学力の向上や子育てについて、学校、家庭、地域が連携して取り組むことは、とても大切なことであると考えております。

美浦村におきましても、これまで、教師の授業力の向上並びに教育環境の整備を図りまして、学力の向上に取り組んでまいりました。

例えば、ICT環境の整備はもとより、小人数によります指導の充実を図るため、村独自に8名の非常勤講師を配置しておりますほか、夏休み中に実施しております、基礎学力の確かな定着のための、学びの広場サポートプラン事業の実施に当たりましては、県の指

針においては、小学校は4年生、5年生、中学校では1年生までが対象となっておりますものを、美浦村では、小学校では6年生まで、中学校では3年生まで対象を広めて取り組んでおります。

さらに、幼稚園、保育所、小学校、中学校が相互の授業参観や、情報交換などを通して、自己管理能力、コミュニケーション能力、将来設計能力などを培っていくこと目的といたします、「美浦ステップ」を作成いたしまして、相互の学びの連携を図り、学力の向上を図っております。

教育委員会といたしましては、今後、家庭での学習が困難であったり、学習感が身につけていない子供たちへの、学習支援のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） すばらしい答弁、ありがとうございました。

とにかく、実践することが大事だと思っておりますので、計画倒れにはならないように、みんなで力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、どうかご協力よろしく願いしたいと思います。以上で、最初の質問を終わります。

次の質問に入りたいと思います。役場周辺地区計画についてですが、第1工区は計画が進み、7月中には入札、そして契約、8月には工事に入ると聞き一安心している次第です。

そこで、これからの計画の進め方と第2工区の見通し、そこに新店舗の出店する予定であった2店舗がありますが、商業施設のその後の状況はどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） それでは、ただいまの椎名議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、役場周辺地区のこれからの計画の進め方についてでございますが、ご存じのように、役場周辺地区及び大谷周辺地区の地区計画は、平成27年5月1日に告示をさせていただき、住民の生活利便性の向上と住みよい環境づくりのため、商業施設やサービス施設の立地誘導による、新たな商業地や交流拠点を形成することを目指しまして、役場周辺地区の地域交流地区におきまして、商業施設や村の地域交流館の設置に向けて、現在、事業を展開をしているところでございます。

特に、地域交流館の設置に当たりまして、内閣府の地域再生戦略交付金事業の小さな拠点の指定をですね、岡山県新庄村とともに、全国で初めて受けておりまして、まさに本村の取り組みが認められたこととなっております。

本村といたしましては、現在進められております、地域交流館の建設及び商業施設の建設、そしてオープンが最大の目標でございます。

また、この区域内には他の商業施設も出店の計画がございまして、並行して出店に向けての協議を進めてまいっております。

現在は、地域交流地区での村の施設や商業施設を核といたしまして、他の集落振興地区や住宅地区などでの住宅、商業、業務及びサービス施設等なのです。立地誘導、これに伴う環境整備に努めてまいっているところでございます。

次に、第2工区の見通しといったところでございますが、現在、ドラックストアとホームセンター、この2つの商業施設が出店を希望しておりますが、出店に向けてのですね、いろんな条件がございまして、その協議中といったところでございます。

さらに協議を進め、村として立地誘導に向け、お手伝いできる場所はお手伝いし、早期出店を目指してまいりたいと考えてございます。以上答弁でございます。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） 答弁ありがとうございました。未確認情報ですが、まだ用地買収が完了してないことで、あと3件っていついていましたか、あるそうなんです、トレセン進入路までバイパス工事が進むのは、最低でも3年はかかるだろう、と言っております。

第2工区へ出店予定の2店舗は、バイパスが開通した後、出店するという条件で言っていることを聞いております。

そうなりますと、この先は全然予測がつかない状況が考えられますけど、部長、てきばきと、はっきり、私の肝心のところを答えてくれませんか、申しわけありませんが村長よろしく。すべてを詳しく正直に教えてほしいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは椎名議員のね、地区計画の2工区の、正直にという話なんですけども。何か、舛添さんの質問をされた感じで、これは、共有地が80何件あったんですけども、国道125号のバイパスということで、これについては県が所管する事業でございます。ということで、竜ヶ崎工事事務所が一つの窓口になってございまして、鋭意、交渉をしてきたんですが、最終的に10何件まで来たときに、なかなか暗礁に乗り上げておりました、村としても事業を進めるためには協力しますということで、協力して、今はあと残り3件になりました。

議員おっしゃるように、あと3年ぐらいかかるんじゃないの、という話がありましたけども、うまく調整が県の方ができて、あと3件なんで、村としては28年度、ことしには、終わらせてくださいという話を工事事務所の方には伝えてございます。

そういう意味でも、バイパスの延伸、約1キロちょっとあるんですが、今回の第2工区までの約500mぐらいある部分なんです、今度できる1工区と、また2工区のところ、村道と交差点をつくることになっております。そこまでは、7月発注で、来年の1月までには、4車線のうちの2車線を県は整備するというので、工事の発注が決まっております。

その先、約900m、そんなにないのかな、約1.1kmぐらいのところなので、残りの部分については、共有地の部分が終われば、予算もつけていただけるというふうになってござい

ますので、この流れでは、全部、共有地の部分も買収が済まないと、工事には入りませんという話が、ことしの3月31日までは、工事事務所の方は、かたくなに県の方針として、「やります」ということは、一つも言っただけなかったんですが、4月以降、何としても、先ほどね、地方創生で美浦村が地域活性化のために採択をされたということも、結構、県も重きを置いていただいているのかなというふうに思います。

そういう意味で、去年の12月1日に採択されたものですから、これが1年たっても3年もかかるんですよということでは、地方創生という名が泣いてしまうんで、できるだけ、県も協力をいただきたいということをお願ひして、全線開通ではないんですが、一部、使用開通ができると、いうところまでこぎつけましたので、議員おっしゃるように2工区についても、そこまで道路ができれば、それをもって、村としては交渉していこうかなというふうに思います。

それで、残り3件の共有地を、今年度中にある程度目途がつけば、出店も、来年度、29年あたりには、了解をいただきながら進めてもらうような、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 椎名利夫君。

○9番（椎名利夫君） ご答弁ありがとうございます。とにかくどんどん県に働きかけまして、早期完了できるように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、椎名利夫君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますが昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葉梨公一君の一問一答方式での一般質問を許します。

葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） 3番議員葉梨公一です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、ただ今、教育委員会の次長はじめ学校教育課長からご報告受けましたが、教育委員会の皆様におかれましては、連日、中学生の交通事故に対応されまして、本当にお疲れさまでございました。心から亡くなった方にはご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、私の質問でございますが、小中学生の成績向上についてお尋ねしたいと思います。

小中学校におきまして、全国学力テスト等が行われておりますが、今後のさらなる本村小中学生の成績向上に向けた教育方針をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 葉梨議員の質問にお答えをいたします。小中学校の成績向上に向けた教育方針についてお尋ねをいただきました。

村内小中学校の学力向上に向けての教育方針につきましては、次の4点を考えております。

一つ目といたしましては、学力向上を視点におきました、校内研修や研究の充実でございます。教職員の資質向上に向けまして、県の学力推進事業の積極的な活用を図り、一定のレベルからさらに磨き上げるブラッシュアップ研修の協力校、重点校の指定を積極的に受け入れるものでございまして、平成25年度は、木原小学校で算数の協力校、平成27年度には美浦中学校で、国語の重点校の指定を受け、実施しております。このことにつきましては引き続き、継続して実施してまいりたいと考えております。

また、今年度におきましては、美浦中学校の数学に関して、県の指導主事によりますプロジェクトチーム訪問の積極的な活用とともに、相互授業参観を行い、各教科における児童生徒の学びを深めていくための取り組みをしてまいりたいと考えております。

このほか、若い教職員について、授業の基礎的な技能と心構えの研修を実施いたしまして、資質の向上を図ってまいります。

二つ目といたしまして、教育環境の整備によります人的、物的支援の充実でございます。

まず、人的支援についてでございますが、村独自に小人数指導教員及び相談センター職員を配置いたしまして、きめ細かな個別指導により、実態に応じた学習支援を継続してまいります。

また、物的支援といたしましては、平成27年度に小中学校のICT環境整備が終了しておりますが、ICT支援員を活用いたしまして、全学級で電子黒板などを活用した、より児童生徒の理解が深まる授業を実施してまいります。

三つ目といたしましては、家庭との連携の充実でございます。学習内容の確実な定着を図り、主体的な学習態度を育成していくためには、授業だけでなく家庭における学習も大切であります。家庭学習を充実させることで、生涯にわたって学び続ける、学習習慣の確立を図ることにもつながりますので、学校と家庭が連携いたしまして、家庭学習の習慣化を図ることが重要と考えております。

具体的には、保護者、児童生徒との定期的な教育相談を実施していきますほか、「家庭学習カード」や「学習の手引き」などを活用いたしまして、家庭学習の方法を理解させるなど、授業と家庭学習とのつながりを図るための工夫を図ってまいりたいと存じます。

四つ目といたしましては、就学前教育の充実でございます。幼稚園、保育所、小学校、中学校の連携を推進する会議などを実施いたしまして、系統的な指導体制の確立と情報交換を密にいたしまして、相互の共通理解を図り、個々の児童生徒に応じました、適切な支援を行ってまいりたいと存じます。

教育委員会といたしましては、引き続き児童生徒の社会力を育てながら、学力向上に向けました取り組みを着実に推進してまいりたいと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ただいま、四つの目標を、力強い目標をいただきまして、私ども、力強く感じた次第でございます。

そしてまた、併せて、これからの小中学生の学力向上につきましては、優秀な指導者も必要だと思われまます。そういった指導者を集めていただくということも、教育長の新たな仕事だと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、教育委員会への質問はこれで終わりにしますが、次に、次年度以降の予算編成について、お尋ねをしたいと思ひます。

平成28年度の予算編成を見ますと、村債の割合と税収の割合が反比例をしまして、その差がだんだん大きくなっていくように見られましたが、将来、美浦村を担っていく村民に係る負担が大きくなり、事業計画等にも影響が出てくると思ひます。

私は、村民みんなが住んで良かったと思える、将来の不安のない美浦村を目指して、健全な財政運営を願ひますが、それらを考へて今後の財政計画の基本方針をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 葉梨議員のご質問にお答えいたします。葉梨議員の具体の質問にお答えする前に、現在の美浦村の財政状況と市町村の健全財政を維持する法律、制度について若干説明をさせていただきます。

まず、本村の財政状況につきましては、税収の減収とともに普通交付税及び村債、わかりやすく言いますと、村の借入金、借金であります臨時財政対策債が増加し、この二つの収入、普通交付税及び村債への依存度が高く、国の地方財政措置の影響を受けやすい、自立性の低い財政構造となっております。

そのため近年は基金、これは村の貯金、積立金であります、この財政調整基金及び減債基金を取り崩し、財源不足を補っている状況となっております。

さらに、高齢化等による社会保障費の自然増、村債の元利償還費、公債費でありますから公債費の増加、老朽化した村の施設の維持補修費の増加等により、財政状況はさらに厳しいものとなることが予想されております。

このような厳しい財政状況の中、財源不足による基金の取り崩しを続けた場合、数年後には基金が枯渇し、予算編成の対応が非常に厳しくなるという状況も予想されます。

こうした状況は全国ほとんどの自治体が、程度の差はあれ同じ課題を抱え、健全財政をいかに堅持していくかということで、懸命の努力をしております。さきに申し上げたように、美浦村も例外ではございません。

人口減少社会に突入し、自治体間競争が激しい現在、地方公共団体は健全な財政を維持

する経営の能力が問われています。

しかし、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、従前の制度では、事態が深刻化するまで、状況が明らかにならないという課題がありました。地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、この法律が、平成21年4月に全面施行されたところでございます。

この法律の中に、葉梨議員がご指摘の起債残高、村の借金ですけれども、起債残高の問題。起債残高がその自治体の規模に適正な範囲の額なのかどうなのかという、客観的な判断指標として、二つの指標がございまして。

一つは実質公債費比率、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

二つ目は将来負担比率、地方公共団体の借入金などの現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

この二つの指標のうち、いずれかがある基準、早期健全化基準といいますが、基準以上となった場合、地方公共団体、つまり財政状況が危険な領域に入った地方公共団体に対しては、財政健全化計画の策定を義務づけて、自主的な改善努力を促すといった、現在、法律制度となっております。

美浦村の場合、平成26年度決算に基づく、今、申し上げた二つの指標を、実質公債費比率が5.7及び将来負担比率が55.4となっており、いずれも早期健全化基準以下、つまり、美浦村の起債残高は、この二つの客観的な指標を見る限り、危険な領域には入っていないということが言えるわけでございます。

さて、葉梨議員ご質問の今後の財政計画の基本方針でございまして、こうした美浦村の財政状況の中、健全性を保ちながら持続的な財政運営を行うため、平成30年度末までの財政調整基金の残高、村債の残高等で具体的な数字を目標として掲げた、「美浦村財政改革計画」を、本年1月に策定いたしました。

財政計画の基本方針としましては、「財政改革取り組み方針」に基づき、歳入の確保、歳出の縮減を図り、目標達成に努めるとともに、選択と集中、優先順位の明確化により、限りある財源を有効に活用し、事業実施計画の実行に取り組んでまいります。

また、さきに申し上げました、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、これに定められている指標、この美浦村の指標の動きにも注意を払い、適正な範囲の中で、起債であります借入金を借り入れまして、美浦村にとって必要な教育施設、子育て支援施設、公共下水道、道路等の社会資本、インフラ整備を計画的に推進してまいりたいと考えております。

葉梨議員ご指摘のとおり、必要不可欠な社会資本の整備を進めるに当たりまして、住民みんなが住んでよかったと思える、将来に不安のない美浦村を目指して、健全な財政運

営の維持に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ただいまの増尾総務部長の、丁寧なご答弁ありがとうございます。それに関連しまして、事務方でなく村政をつかさどる、村長の考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、葉梨議員のですね、美浦村の財政難についてというような部分で、今、増尾総務部長のほうから答弁をさせていただきましたけども、実質、葉梨議員もご存じのように、今、人口減少という、一つの大きな流れは、6、7年前だと、大体44市町村の中の、1人当たりの所得額は、美浦村420万円ぐらいあったときがあって、44市町村の中では、1番の、大きな水戸市、つくば市を抜いて、所得額では1番というふうな順位にありました。ところが今、見ますと320万円ぐらいで約90万円から100万円あたり減っていると。そのぐらいの所得の格差が出てきております。

これについてはですね、議員もある程度ご存じかと思うんですが、人口減少もあるんですが、村外に転出するというような、一つの事例もはっきりと出てきております。

それはどういうことで起きているのかっていうのは、引き合いに出すのもあれなんですけど、JRAのトレーニング・センターの、要するに、厩舎の建て替えということで、これは栗東市がもう美浦よりも10年先に開場したということで、栗東市が2年ぐらい前にも建て替えが全部終わりました。

ご存じのように、厩舎の隣に調教師さんの住まいも一緒にあって、家族も一緒にたということなんですけど、建て替えを始めて、これが、厩舎に住まいをつくらないということになってございますので、当然、調教師さんは中から出なくちゃいかんという、出るときに美浦村の中にそういう住まいを設けるような、移動できるような転出できるような場所があれば、多分遠くに行かなくて、美浦村の中に住んだんでしょけども、大体、家族と一緒にいますと、家族はどこを選択するか、ということをお考えますと、まずは生活に便利のよいところ、そして子供たちの学校に便利なところということをお考えますと、1番多く、今、転出しているのは、牛久市のひたち野うしくの、新しくできた駅の周りの分譲地のところに、1番多く出ているというふうに思っております。

一つに分譲地の区画一体をですね、その関係者が一緒に住んで、牛久市の中に、ひたち野うしくのところに、トレセン村というような名称の区域ができてるということが聞いております。そういう意味でも、牛久市の市長の方からは、美浦さん、美浦の方から関係者の方が来てくれて、本当にありがたいことなんですっていうのは、村にとっては本当に恥ずべきことだなというふうに思います。

その辺のところも考えて、ある程度、所得の水準を上げてた特殊な職業の方が、美浦村から他の市町に移っている。常磐線沿いだと生活はしやすいということで、家族は買い物

も、また、東京に行くのにも便利ということもあって、本人だけが朝3時ごろ起きて、美浦村でちゃんと仕事をするということになってございますので、その辺の数字も少しあらわれているのかなというふうには思います。

そして、当時、県のほうでも、美浦村の財政を見ていたのは、ほぼ、ITの会社のテキサスインスツルメンツが、当時1,000人以上いたときには、美浦村は、不交付団体として、神栖市、東海村、美浦村というふうな名前が挙がっておりましたけども、今、TIさんもだいぶ苦戦をして、外資でITの工場を継続しているのは、テキサスさんだけなんですけど、その1社残ったテキサスさんも、なかなか今、苦戦をしているという部分、ただ、閉鎖をしないで残ってくれるだけでも、村としては、ありがたいことかなというふうには思っておりますけども、その辺の税収が持ち直してくれると、多いときには、5億円、6億円というような税収が入るんですが、入らないときはもうゼロという、いまも、そんなには、税収としては上がってきていないという原因もございます。

そういうことも踏まえて、いろんな企業も誘致すべきであろうというふうな話も、よそからもどんどん来ておりますけども、美浦村の中には、工業専用地域はありますけども、団地としてはつくってこなかったんですね。そこまでの投資は村としても、してこないんで、出てくる企業についても、一から、買収から、それから遺跡の調査まですべてやらないと立地ができないという、ちょっと阿見町の工業団地とか、稲敷市の工業団地などもありますけども、土地の価格にすれば美浦村は安いんで立地しやすいんですが、いろんな条件的にはすぐには立地できないという難点があるんですね。

その辺も踏まえて、ある程度早目の計画を持ったところに、話をお持ち掛ける、または、持ち掛けていただいて、村との協議をしながら入っていただくということについては、投資額は、よそに起業するよりは美浦に起業したほうが、投資額が安くて済むということもございますので、それから優遇税制もよその市町村と比べて、美浦は5年という部分もつくらせていただいております。5年つくっているのは、日立市と美浦村だけということで、よそは3年。その2年間のプラスされた部分で、立地した企業が順調に、事業を推進していける部分があるだろうということで、美浦村は5年を、つくらせていただいているんですが、そういう工業団地の造成の部分が生じなかった部分があって、よそと同じ条件でやるのには、ちょっと時間がかかり過ぎるということもあります。

そういうことも踏まえて、これからはですね待つではなくて、こちらから営業も仕掛けながら、早目の事業を計画していただいて、美浦に呼び込むということはしていかなければならないのかなというふうに思っております。

これに人口もね、以前は1万8,500人近くいたのが、今1番6,000人少しになってしまいました。この人口減少は、茨城県の中では、増えているのは、つくばエクスプレス沿線と、牛久市がもう8万人を超えて8万3,000人ぐらいになりましたけども、一部、そういうところだけが増えていて、残りはほぼ県南であろうとも、人口減少の波からは逃れられないと

いうところがあります。美浦もそういう意味で、これ以上、なるべく減らさないような対策は、とっていかないとなかなか大変だろうというふうに思います。

また、インフラの整備も含めて、耐震も学校関係はすべて終わってございますし、これは、2011年の東日本大震災があった後の、安全で安心な教育環境の場所という部分を取り入れて、県の中でも、いち早く耐震整備が終わっているのは、県南でもそうありません。美浦村も結構早くやったつもりでおります。

ことしの3月17日には、この庁舎も耐震整備終わりましたけども、そういう意味でもいろんなインフラの部分の投資も、ことしの物産館、交流拠点の部分が1番大きな投資の部分になってくるのかなというふうに思いますけども、それ以外については、インフラの投資も今度は、教育とか福祉に向けられる部分があるだろうなというふうに思っております。

ぜひ葉梨議員の、国からいろんな部分を見てきた、また地元秘書としていろんな視点で、よその自治体も見てこられたかと思しますので、その辺、葉梨議員の方から、いろんな行政のいいところ、また、美浦村にとってここはやらなくてはいけないだろうということも踏まえて、中央からのいろんな視点も、見たところでご助言、また、提案をいただければ、幸いかなというふうに思っております。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） 村長のご丁寧なご答弁ありがとうございました。

それで、今、私が感じましたのはですね、いろんな措置をおとりになられておられますが、企業の誘致、それに関して優遇税制を設けて企業を誘致するとか、あるいは交通インフラの整備、教育、福祉の充実を目指すというようなことでお伺いしましたが、私はちょっと一つ村長にお願いをしたいと思うんですが、昨年12月定例会において質問させていただきましたが、県道上新田木原線の島津地先までの延伸、それから、今月7日に自治研究会でちょっと議題に上りました、霞ヶ浦二橋の建設促進、これは、茨城県から選出されております石井国土交通大臣のところへ、陳情に伺ってはどうかというような議題でございましたが、そういったこともあわせて、進めていただければいいかなと思うわけでございます。

こういった中で、霞ヶ浦二橋の場合は、先日オープンしました土浦協同病院への稲敷地先からのアクセス、それから橋本知事が肝いりでつくられました茨城空港へのアクセス、これは利用促進にもつながると思いますが、そういったことも踏まえて、また村長のちょっとお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、私の知り得る、また、こうなってほしいという部分もありますけども、上新田木原線は県道ということで、ほぼ路線的には確立はしていて、旧125号の郵便局のところに出るまでの部分、あらかじめもう、ほぼ確定はしているんですが、ちょうど浜の消防小屋がある、器具置場ですか、そこが、道路の中に入っているんで

すが、いかんせんかなり前からの共有地という部分で、先ほども125号のバイパスの共有地の話も出ましたけども、この共有地についてはかなり前からの部分なんで、多分、6、7代も遡らないともらえないということで、多分、140、150人しか、地権者がいなかった部分が、多分、今は1,400人、1,500人になっているでしょうという、県からの話でございます。これも竜ヶ崎工事事務所の関係なんですけど、これについては、議員も地元の地権者の多分、お1人だと思しますので、木原地区の各区の区長さんが代表ということで、それのご了解、そして、村も了解の中の、一緒になって、村も協力して責任をもって、県のほうに出せば、県は、了解しますという話をいただいております。

これについては、県議会議員の葉梨先生にも、お話をしておりますので、バイパスの方があと3件ということになってございますので、それが済み次第、速やかにその方法をぜひ、木原地区の議員、葉梨議員と、石川議員とおりますけども、協力してその辺を各区の中で了解をいただいて、村の方に上げてもらって、村もそれに合意をして、県のほうに上げるということになれば、上新田木原線はそれほどの費用負担もなく整備ができるだろうというふうに思います。ぜひ、そうやってほしいと私も思っておりますので、その節はひとつよろしく、ご支援ご協力はいただきたいと思います。

また、霞ヶ浦二橋に関してはですね、これは関連する10何市町村かな、小美玉市とか、そちらまで入れて、協議会をつくってあるんですが、これをつくると、茨城県にとってもかなり経済効果はあがるだろうということで、知事の方に協議会の立ち上げではなくて、予算的にどのぐらいかかるのか、それも試算をできるような、あれを立ち上げてくださいという話はしているんです。知事いわく、1,000億円かかるんです。1,000億円かかりますけども、2,000億円の経済効果があれば、それはやった方がいいんじゃないですかという話はしてございます。

大体、茨城県も、予算1兆円組んでいるんですが、県債も2兆円くらいあるということなんで、2兆円の中の1,000億円ですから、5%じゃないですか。だからそこをやっているだけで、茨城県の中に、この橋を渡りたい、また、渡って、今、議員がおっしゃったように土浦協同病院に行くのも、茨城空港に行くのも、より、使いやすい環境ができるというふうに思います。

四国と本州は3本の橋が架かっています。距離は霞ヶ浦は向こうまで、かすみがうら市までは4kmなんですね、ですから、その辺を踏まえれば4kmの橋をかけただけで、多分、東京湾に架けた海ほたるじゃないですけども、茨城の中では立派な観光名所にもなるんじゃないのかなというふうに、私自身は思っております。

そういうことも踏まえれば、霞ヶ浦の魅力、全国で2番目の湖なんですけど、依然として知名度がない、そういうものができる、多分、19年の国体のときにも、本来であればき上がっていると、そういうものを目指して茨城に来る方もたくさんいるんだろうと思っておりますけども、今からやっても19年には無理なんですけど、とは言わず、早目にということ

ができるように、協議会的美浦村も一員になっておりますので、県の方には提言をして、実施設計とは言わず、試算できるような、体制を呼びかけていきたいなというふうに思います。

ぜひ、石井啓一国土交通大臣にも、お願いしにはいきたいと思っておりますけども、議員の関係の中でも、その辺もご助言をいただければ、陳情には参りたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ただいま村長の前向きなご答弁、本当にありがとうございました。

村民みんなが進んでよかったと思える、将来に不安のない美浦村づくりを目指して、執行部の皆さんはじめ、議員みんなも一丸となって頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願います。

これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、葉梨公一君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） こんにちは。1番議員の松村です。初めに、先日、本村内で起こった自動車事故により亡くなられた生徒並びに保護者に対し、心からのお悔やみを申し上げます。

では通告書に従って質問させていただきます。一つ目は、障害者差別解消法について質問いたします。先程、下村議員から具体的な事例について縷々質疑がありましたので、私からは、背景や理念的な観点から質問させていただきます。

この法が成立した背景には、2006年に国連総会で採択された障害者権利条約の存在があります。21世紀に入り、最初に採択されたこの国際人権条約を日本は2年前の2014年に批准し、現在、その実施状況に関する第1回政府報告提出の最終段階としております。

従来障害者政策が、その向きを障がい者へ向けられていたのに対し、この差別解消法は、社会全般に志向されていることが大きく異なると言える。

目的として掲げられているのは、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会としている。要は障がいを理由とする差別があることを認め、その上でそうした差別の解消を目指す法律ということであります。

そして、この法律には三つの柱がある。

一つ目は、行政機関や民間の事業者による、障がい者に対しての不当な差別的取り扱いの禁止。

二つ目は、行政機関や民間事業者による合理的配慮を求めている。行政機関には合理的配慮の提供が義務づけられ、民間の事業者には、合理的配慮提供が推奨、努力義務される。

三つ目は、政府は差別解消を図るための啓発活動の実施と、差別と差別解消に関する情報収集をしなければならないとしている。以上3点である。

ここでいう合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められたもので、重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切ということである。

改めて、本村における現状と課題をお聞かせ願います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

先般でも根本的な趣旨等を申し上げましたけれども、この4月に施行になり各行政機関や、民間事業所等での運用が開始されているところでございます。

障がい者にかかわる法的制度は、戦後になりまして障害者基本法が定められ、社会参加の支援、国、地方公共団体等の責務の明確化等を示した内容としたもので、その後、今日までには、その時、その社会の変化に従って、幾度となく法律の施行や改正が行われてまいりました。

今回の障害者差別解消法は、特に不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めたものとなっており、行政機関や民間事業者も一緒となって障がいを持った方々だけではなく、すべての方々に安心で豊かな共生社会の実現を目的に制定したもので、将来に向けても、一步踏み込んだものであり、かつ政策をかなり転換された内容となっております。

この法律制定を受け、各自治体においては、不当な差別的取り扱いや合理的配慮の提供を盛り込んだ対応要領を作成し、普段の仕事に当たることとなっております。

ここで、ちょっと各県のですねアンケート調査がございますので、その中身の一部をご紹介しますのでございます。

例えば、勤務先で仕事内容をあまり教えてくれない、名前を呼び捨てする、業務遂行が未熟なため給料泥棒呼ばわりされたなどの、言葉や動作による精神的な面や、段差の多い環境でのバリアフリーや補助具なし、トイレ等の物理的な面など、不快や不自由を感じてしまう対応や環境整備などがあるようで、まだまだ現実には社会の中で差別と思われる実例があるようでございます。

本村職員間においても、これまでも職務の中で、中や外でも、日ごろから意識を持って十分配慮し、遂行に当たってきておりますし、啓発を促し実施してきておりますが、さらに、この法律を機に、特に言動的配慮等については、これまでより一層意識を持って努力して続けていきたいと考えております。

これからも、相談体制の充実、話し合いや検討を含めた研修会や啓発等を進め、構築し

ていくことが重要な課題であると認識しております。

いずれにしましても、行政機関はもとより、民間事業者等も含め、国民全体が意識し、やさしい社会の実現を目指すためにも、お互いに思いやりの心が広がることを願っております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。私たちが障がいを連想する時、どのようなことが思い浮かぶでしょうか。

例えば、目が不自由、歩行が困難などその人が持っている体の性質面から生じるものばかりを想像されるのではないのでしょうか。

しかし、本来はそれだけでなく、その個人の性質に対し、様々な活動や働くことなどに参加しづらくなっている社会の仕組み、人々の偏見、建物や制度などにも問題があり、周囲の対応を含め社会環境から障がいが生じていると考えられている。

そして、社会で様々な活動をする時、障がいのある人が障がいのない人より不利になることが多く見受けられる。今までは、そうした不利の原因をその人が持つ機能障害のためと考えてきましたが、先の障害者権利条約は機能障害の事を考えないでつくられた社会の仕組み、社会的障壁に原因があるとしました。この考えを、障害の社会モデルといいます。

この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や社会やお店などの事業者が障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを不当な差別的取り扱いの禁止といいます。

それと同時に、合理的配慮の提供も求めており、これは同役所や事業者に対して、障害のある人に対する社会のバリアを取り除くため、何らかの対応の必要を求められた場合、負担が重過ぎない範囲で対応することとしております。

本村における改善への取り組みをお聞かせ願います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

前段でも答弁の中でご説明をいたしましたけれども、同法が施行されたことにより、本村としても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成し、運営しているところでございます。

その中で、取り扱いの禁止や合理的配慮の提供、責務の明確化、懲戒処分、相談体制、研修及び啓発等を明確化し、運用していくこととしております。

特に、同法の理解向上や意識改革等においては、職員の研修や日ごろからの意識を持った行動を浸透させ、思いやりを持った自然な対応を一層心がけるよう、努力していきたいと思っております。

しかしながら、不幸にしまして、不当な差別と思われるような取り扱いを受けたり、合理的配慮の提供を否定されたりするなど、問題が生じ困ったことがあった場合の対応とし

て、最初に、相談体制としまして、福祉介護課に窓口を設置しまして運用してまいります。

さらに、相談からのつなぎとして事例の検討を通し、多様な機関等への協力が必要とされるような案件については、連携をとりながら支援していくための今後の方針としまして、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することができるとしておりますが、現在、障がい者関連の検討期間としまして、「美浦村地域自立支援協議会」が設置されておりますので、効率的に本協議会を利活用し、相談事例の検討や必要機関への協力依頼等、問題解決に向けた機能を活かしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。誰もが差別や偏見がいけない事と認識している。しかし、今日に至るまで、人間社会にネガティブな影響力を発揮する、偏見と差別が途切れた事がない。社会心理学では、差別や偏見の根底にあるものとして、ステレオタイプを想定している。これは、ある社会的集団やそのメンバーに対して、個人が抱くことの多い定型的、一般的かつ、審判的な信念、期待などの認知、他者の属性と性質、特徴の結びつきの捉え方ではありますが、そのことにより、個人は特定の属性、集団帰属を持つ他者に対する思い込みとも言えるものが発生します。

このステレオタイプの認知に基づいて、その集団メンバーに対する感情、評価を発生させて、さらに、その感情、評価に基づいたバイアス、歪みや偏りですね、歪みや偏りのことをバイアスといいます。のかかった行動をとることになると分析しております。やがてその行動の先にあるものは申し上げるまでもなく、皆さんの想像の通りであります。

今、ここに障がいという存在の定義がもし必要ならば、それはその差別や偏見を受けている、また、自由を虐げられている人たちのことではなく、その痛みや苦しみに忖度しない、配慮もない、一人一人の中に隠れた心のバイアス、それを指すのではないのでしょうか。

続いて、さきの法律を受けて、今度は障がいのある子供への、教育支援の必要性などお尋ねいたします。

すべての国民にその能力に応じた教育を受ける機会が与えられなければならない。これは日本国憲法の教育基本法の一文であります。そして、教育基本法、学校教育法には、特に障がいのある子供には、自立や社会参加に向け、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導や支援、特別支援教育が必要とされております。

また、近年、少子化傾向にある中で、支援が必要な児童生徒が増加しており、特別支援教育が一層重要となってきております。

また、国としても障がい者が積極的に参加、貢献できる共生社会は、国民全体にとっても有益とし、現在その取り組みが進められております。

そして、教育分野の重要課題として、一人一人に応じた指導や支援、特別支援に加え、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み、インクルーシブ教育システムの構築を推奨しております。

この教育システムとその要件は、平成18年に国連で採択された障がい者の権利に関する条約において初めて提唱された新しい概念であります。ここでいうインクルーシブとは、包括的またはすべてを含むと定義付けられます。そして、このインクルーシブ教育システムとは、障害者権利条約によると、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることとされています。

本村の教育環境における同教育システムへの取り組み、または、意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 教育長糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 松村議員のご質問にお答えいたします。障害者差別解消法の施行に伴う教育環境の取り組みについてお尋ねをいただきました。

まず、インクルーシブ教育構築の取り組みについてでございます。インクルーシブ教育構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく事が重要であると考えております。多様な子供たちの教育的ニーズを把握し的確に答えていくためには、小中学校におけます通常の学級はもとより、通級によります指導、特別支援学級、更には特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意していくことが必要であると考えております。

そのためには、幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校の教職員一人一人が障がいに関する正しい知識を習得するとともに、児童生徒への支援や保護者などへのアドバイスを適切に行うことができますよう、様々な障がいに関する支援、研修などに積極的に参加し、教職員の資質の向上を図っていく必要があると考えております。

次に、障がいがある児童生徒の現状と支援策についてでございます。現在、本村の小中学校におきましては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、それぞれの特性に応じ学んでおります。

教育委員会では、学齢児の就学時における状況の把握や、障がいの状態に応じ、適切な就学先を決定できるよう、支援を行えるよう、教育支援委員会の開催や保護者などとの面接を行っております。

また、児童生徒並びに保護者の教育的ニーズを把握し、その困難を改善、克服するため、通常の学校生活を送ることができるよう、生活介助員を配置しております。

また、特別支援教育相談員を配置いたしまして、各小中学校や幼稚園を定期的に巡回訪問することで、より適切な指導ができるよう支援を行っております。

このほか、光と風の丘公園クラブハウス内に設置しております、教育相談センターでは、保護者や学校に通うことが困難な児童生徒の来所による相談、電話による相談も行いまして、支援しているところでございます。

また、特別支援教育連絡協議会などを開催いたしまして、幼稚園、小学校、中学校へと一貫した支援を実施するための情報共有や指導方法について、学校、福祉、教育行政の関係者のほか、児童館の館長もそのメンバーに加わっていただき、相互に連携し共有しながら支援を行っている所でございます。

このほか、教職員の特別支援教育に対するより一層の資質の向上を図りますため、県特別支援教育にかかる専門家の学校訪問を活用いたします他、県で主催している研修会への教職員の派遣をしております。

さらには、美浦特別支援学校の専門家を招きまして、特別な配慮を必要とする児童生徒の指導につきまして、共通理解を図り、ケース会議などを開くなどして、職員の資質の向上に努めているところでございます。

次に、特別支援教育のあり方、目指すものについてでございます。特別支援教育は、従来の小中学校の特別支援学級や特別支援学校の対象となる障がいだけでなく、学習障害や高機能自閉症なども含めまして、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、成果や学習上の困難を改善、克服するため、適切な教育や指導を通じまして、必要な支援を行っていくものであると考えております。

従いまして、特別支援教育が目指しますものは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいがある方が、積極的に参加、貢献できる社会を構築していくことと考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き、学校並びに関係機関と連携いたしまして、インクルーシブ教育の構築のために取り組んでまいります。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。2012年に中央教育審議会から、共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進の報告には、同システムでは、障がいのある子供もない子供も、可能な限り共に学ぶことを追及するという表現によって、共に学ぶという原理が示されました。これはとても重要かつ、大きなテーマと言えます。

まず、共に学ぶとはどういうことなのでしょう。そして、共に学ぶのは誰なのでしょう。障がいのある子供とない子供だけの話なのでしょう。そもそも、障がいの有無は明確に区分できるものなのでしょう。私たちは、何を目指していくべきなのでしょう。

ここで皆さんの頭の中に、ある学級を想像していただきたい。その学級には、様々な子供がいます。運動が苦手な子、字を読むのが難しい子、人と話すのがとても奥手な子、ストレスを感じるとすぐお腹が痛くなる子、体は男の子でも心は女の子という子、親の仕事のため夕食はいつも1人で食べる子。一人一人体質も家庭環境も違う、持っている考えや価値観も違う、そうこれは多様性の解釈です。

今まで私たちは、何歳になったら何々が出来るといった単純な発達段階説に、あまりにもとらわれすぎていないでしょうか。近年、認知科学や神経科学の発展は、学習プロセスや思考の方法などの学び方が、障がいの有無にかかわらず一人一人違うことを教えております。障がいのある子供と、典型的な発達の子供では学び方が違うし、必要な支援も違うという二極対立ではなく、そもそも一人一人が感性も好みも、認知特性も学び方も異なっている。すなわち、みんな違ってみんないいという前提に立つ時、一人一人が掛け替えのない多様な存在として浮かび上がってくるのではないのでしょうか。

多様性が当たり前大切にされるということ、学ぶ上での困難に対し、一人一人に合わせて工夫をしていくこと、お互いに自分らしさを尊重し合う事、そういった学校づくり、学級づくりをしていくことが、インクルーシブ教育です。

ここに桜梅桃李という概念があります。これは単なる種別等の表現ではない。桜は桜、梅は梅、桃は桃、李は李、それぞれが、咲かせる花には皆個性があります。色や形、大きさも皆それぞれです。どちらが上で、どれが劣るということもない。互いが侵食することもなく、ありのままに存在している。同じく、私たち人間がもっと互いの個性を尊重し、調和のとれた協和の社会を作れないのか。

ユネスコでは、インクルーシブ教育システムのあり方として、教育における困難さを子供や教師など、個人的問題として捉えるのではなく、従来の教育システムの問題としてとらえ、システム自体を変革して行く必要を提唱しております。

この教育のあり方を見直していく過程では、その根本が問われていく。本来、インクルーシブ、包含する対象は誰なのか。そう、すべての子供たちのことです。障がいのない人が障がいのある人をインクルードするということではなく、誰もがお互いをインクルードする。そのことが、インクルーシブ教育なのです。

教育は社会の進歩と変革の根本的な方法である。これは教育哲学者、ジョン・デューイの言葉である。今、このような教育を目指し取り組むことが、本当に排除のない社会、インクルーシブな社会の形成につながると思います。

インドのマハトマ・ガンジーは、有名な文明に課せられた試験の中で、こう述べております。多様性の中の統一を実現していく能力こそ、われらの美点であり、美しい点ですね。それを実現できるか否かが、われらの文明に課せられた試験なのだと、果たして、今我々は、この、時に不寛容で不均衡な社会にあって、どれくらい相互理解や多様性の尊重を獲得できたでしょうか。

かつて、昭和初期に活躍した人間教育の理論を紹介いたします。それは人間の生き方には大別して3段階あるとして、依田的生活や独立的生活から脱却し、貢献的生活に踏み出すことの重要性を呼びかけたものです。

始めの依田的生活とは、自分が持つ可能性をなかなか実感できず、目の前の状況はどうしようもないものと諦めたり、周囲や社会の流れに合わせて生きていくしかないと考えて

いくような生き方です。

また、次の独立的生活は、自分の人生を舵かじ取りしようとする意思は持ち合わせているものの、自分とは関わり合いのない人々へのまなごしは弱く、他人がどのような状況にあっても、基本的には、本人の力で何とかすべきだ。と考えてしまう生き方と言えるでしょう。そうした生き方がはらむ問題を、氏は次のようにわかりやすいたとえを通して表しております。

鉄道の路線に石を置く、これは言うまでもなく悪いことである。しかし、石を置いてあることを知っていて、それを取り除かない。つまり良いことをしなかったら、列車は転覆してしまう。結果的には、良いことをしないことは、悪いことしたのと同じであると。

つまり、危険があることを知りつつも、自分に被害が及ばないからといって、そのまま放置しておくこと、不善は結果において悪と変わらないのであり、悪行の罪だけは誰でも教えるが、不善の罪を問わないのは理由のないことであり、根本的な社会悪の解決策とはならないと訴えたのであります。

では、なぜ何もしないことが悪と同義とまで言い切れるのか、一見すると理解しがたいかもしれませんが、翻って自分が列車に乗っている身だと想像してみるならば、おのずと胸に去来する思いがあるのではないのでしょうか。そして、人間の歩むべき生き方として貢献的生活を挙げております。氏は、真の幸福は社会の一員として公衆と苦楽を共にするのでなければ、得る能わざるものと訴えました。そうした意識を、地域へ社会へと広げながら生きて行くことが、今日、ますます要請されているように思います。

仏教では、この世のすべての存在や出来事は、分かちがたい関係性の網で結びついており、その相互連関を通じて瞬間瞬間、世界は形づくられているとも説かれております。

その関係性の網の中で、自分という存在が生き、生かされていることの実感を一つまた一つと深めていく時、自分だけの幸福もなく、他人だけの不幸もないとの地平が、一つ一つ開けてくるのではないのでしょうか。

そしてこの心の連鎖が、更なるプラスの連鎖を生み出し、本村の掲げる人と自然が輝くまちの創生につながることに強く確信いたします。

長くなりましたが、以上で一つ目の質問を終わります。

次に、災害対策基本法について質問いたします。近年、増え続ける大規模災害を受けて、一昨年改正災害対策基本法が施行されております。

これは、要介護度や障害の認定要件に基づく名簿作成を、国や各市町村に義務付け、本人の同意を条件に事前に民生委員や自主防災組織などに提供できるとしている。

本村における要支援者の把握状況をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君）　ここで、松村議員の質問の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

2時20分再開といたします。

午後 2 時 1 1 分休憩

午後 2 時 2 1 分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松村広志君の質問のところで終了しておりますので、執行部の答弁を求めます。

保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

過去には阪神、新潟、東日本そして、直近では常総市の水害、熊本の災害においては多くの死者を出し、避難者の生活等にも大きな影響を及ぼした災害が起きております。

6年前の3. 1 1においては、本村も被害を受け、多くの方が混乱を来したことは、今でも鮮烈に記憶に残っております。このような大きな災害が起きた時、人命救助の面から考えますと、一番困難を来す方々は、高齢者の方、病气療養の方、寝たきりの方、障がいを持った方々などの要支援者とする方々の対応だと思っております。

本村はもとより、各地で起きている災害を機に、各自治体や事業者等も災害時の対応について、マニュアルや要綱等を作成しているところでございますが、本村においても、要支援者の避難、救護をする上で把握に努めているところでございます。

状態を把握する上で、本村では、避難行動要支援者登録制度を利用して、個々の把握に努め、災害時に備え、データ管理をしているところでございます。

この制度は、本村で高齢者等の一人暮らし世帯を訪問し、登録意思承諾のもとに、生活や、身体状況、環境、家の位置図などを事前に登録していただきまして運用していく内容となっており、登録いただいたファイルは本人承諾の上、警察、消防、社会福祉協議会、民生委員、必要に応じて区長さんなどにも配付しており、もしもの災害発生時及び平常時の確認などの、避難及び避難後の支援資料として活用してききたいと思っております。

ご参考までに、直近での登録者数は983人となっております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。続けて質問いたします。同法に基づく要支援者に対する避難計画についてですが、内閣府は指針で平時からの個別計画の作成を強く進めておりますが、今年2月に行われた全国市区町村へのアンケートでは、全体の46.1%が着手、40.9%が着手してないと回答しております。本村の避難計画の取り組み状況を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、議員ご質問の個別避難計画についてでございますけれども、先ほどご説明しました、要支援者登録者をもとにですね、平常時での対応としては、個々の身体状況や、住んでいる近辺の環境などを直接訪問し、確認しております。

訪問時には、もしもの時の避難所と避難ルートを示した資料や、さらに、独居の方などには緊急キットを配布し、そのほかに、緊急医療情報カードや緊急連絡カードをお渡しし、個々に情報の提供を行っております。

また、個々の避難支援体制をカバーすることから、民生委員、老人クラブ等の方々による見守り支援体制や、最近では、区が自ら防災組織をつくり、災害時安否確認活動を組織して、区、独自に日頃からそれぞれのコミュニケーションづくりを通し、見守り活動を行っている自治区もございます。

一方、一旦災害が起きた時には、福祉介護課の中では、避難支援フローを作成し、職員がどのように行動していくか役割を明確にし、災害時に備えるよう整備しております。

加えて、災害時の対応の流れ、確認や訓練等の実施についても、今後行っていきたいと思っております。これにつきましては、職員が登録者を中心に障がいを持っている方々で寝たきりの方や、視覚聴覚に障がいのある方々、そして、情報が行き届きにくい方を訪問し、状況によっては、避難所誘導を実施することもございます。

避難の援助につきましては、すべての方を一遍に誘導することはできませんので、やむを得ず、とりあえず的な方法も確認していく事としております。

災害時には想定外の事態も起きると思っておりますので、大切なのは、即時、状況判断が必要となりますが、普段から状況を確認し、出来る限りの選択肢を確認するとともに、近所隣との良好な関係を築いておくことが大変重要なことであり、犠牲者を出したくないと思っております。

近年よく言われる言葉に、自助、共助、公助、そして互助を意識し、助け合う体制づくりを構築できることを促していけるよう、今後も努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 前向きな、そして微細にわたるご答弁に大変にありがとうございました。これからの掛け替えのない村民一人一人の大切な命の守り、支えるための普段の努力をさらに求め、私からの質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に竹部澄雄君の一问一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） こんにちは。議員番号2番竹部澄雄です。

通告に従い、これから質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、今回は教育委員会、公民館及び図書室、CO2削減の3項目について一般質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

その前に、6月6日に美浦村土屋地内において、美浦中学生が交通事故にあい、6月12日に亡くなられたということが、事務局から連絡がありました。

私は、昨年の12月に一般質問で、平成26年6月1日から自転車運転の交通規則の変更に伴い、美浦村の小中学生の自転車の運転の指導に関して質問し、各学校において自転車の運転マナーの指導は、周知徹底していると教育委員会は、答弁していただきましたが、残念なことにその後2件の交通事故が発生し、うち1件は、死亡事故という最悪な事故が起きてしまいました。私としては事故を防ぐことができず、とても残念でなりません。

今後、一層、交通安全対策をしていただけるよう、小中学校の先生方、また、保護者の方々にも、交通安全指導の周知徹底をお願いいたします。また、交通事故で亡くなられた、児童に対して、ご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質疑に入らせていただきます。

まず、美浦村ではICT教育事業に関し、平成23年度より村内全小学校に、電子黒板とタブレットPCを本格導入しました。その取り組みにより、生徒たちの学ぶ意欲を高め、確かな学力の向上と定着が生まれています。

高等な教育を目指すために、ICTの特性を踏まえた効果的な活用を実施して、特定の教科にとどまらず、学習をすることに対する意欲、自分の考えの表現力、他者とのつながりなどで効果が上がっているようです。

しかし、それらの初期段階の形成には文字を読む、書く、考える、読書力が基本になっていると思います。

美浦村が5年前から実施しているノーテレビ・ノーゲーム運動を推進し、子供たちが家に帰って勉強する時間や、家族と対話する時間や、読書を通して話をする時間もふえていることも事実であります。

平成28年3月28日に前教育長の門脇厚司氏が、10年計画で策定した「美浦村子供読書活動推進計画」では、児童と村民の実生活に即する文化的教養を高めるような環境を構成すると提唱しています。

ICT教育では、茨城県ではトップ水準に達しているが、その基本知識となる読書力を向上させるために、教育委員会では今後どのようにすべきか、どのような考えがあるか、教育長にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 教育長糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 竹部議員のご質問にお答えをいたします。読書教育についてでございます。

本村におきましては、児童、生徒が互いに学びあい、教え合うことで、総合的な学力、コミュニケーション能力の向上といった、協働教育の実現に向けまして、電子黒板やタブレットなどのICT機器や、デジタル教科書などを効果的に活用しながら、社会力の育成や学力の向上につなげていけるよう、取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、ICT機器を取り入れた授業を先駆的に実施している中、言葉を学び、感性を磨き、表現力、想像力を豊かなものにする読書は欠かせないものであり、さ

らには、子供の人生を深くし、生きる力を身につけるうえでも不可欠であると認識しているところがございます。

教育委員会といたしましては、基礎的、基本的な知識及び技能を習得し、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実させるために、本年3月に策定いたしました「美浦村子供読書活動推進計画」に基づいた施策を計画的に実施してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ご回答ありがとうございます。「子供読書活動推進計画」に基づいた施策を、計画的に教育委員会、学校、保護者と協力して実施してください。よろしくお願い申し上げます。

次に、教育委員会では、読書に関し村内小中学校での取り組みに対し、指導要綱を策定して小中学校でいろいろな取り組みを実施しています。

中央公民館ではスタンプラリー、絵本づくり、読書手帳の発行。学校図書室では図書クイズ、マイしおり作り、図書総選挙の実施、読書した数で全校生徒の前での表彰、中央公民館図書室と学校図書室では、おすすめ本の感想文募集と掲示などを行っています。

その中でも、教育委員会が「子供読書活動推進計画」で、今後の取り組みとして「薦めたい本のチーム弁論大会」を催したいと考えているようですが、各学校で教育委員会の選んだ本をすべて読み、その内容が良く、他の児童館に薦めたいと思う本を一冊選び、なぜ薦めたいのか、その内容と理由を発表し、聴者からの質問に即座に答えて、それらを審査され優劣を競うということです。

とてもよい企画と思いますが、その企画を実施する考えはあるのか、教育長にお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） お答えいたします。「子供読書活動推進計画」に基づく、チーム言論大会の企画の予定についてでございますが、現在、まず取り組んでおりますのは、子供たち自身に自分の読みたい本を選んでもらい、選んだ本を購入いたします、選書会と、できるだけテレビを観たり、ゲームをする時間を少なくしようとする、ノーテレビ・ノーゲーム運動でございます。

選書会につきましては、平成22年から幼稚園から中学校までを対象といたしまして、取り組んでおり読書意欲の向上につなげていくために、本年度も継続して実施しております。

また、本年度は、新たに保育所に通っている年長の児童につきましても、実施できますよう、現在、計画をしているところがございます。

ノーテレビ・ノーゲーム運動につきましても、引き続き実施することといたしまして、家庭において、親子の会話を増やすなど、家族の時間をもてるようにするとともに、また、あるいは読書などができるような環境をつくれますよう、啓発していきたいと考えているところがございます。

チーム弁論大会の企画についてでございますが、議員ご指摘の弁論大会は、先生が指定した本を5冊から10冊程度をすべて読み、読んだ児童や生徒がほかの児童や生徒にも薦めたい本を1冊選んで、この選んだ本が同じ3人がチームを組んで、なぜその方を薦めたいのか、内容や理由を3人それぞれの役割と責任を持ちながら、教師や生徒の前でアピールする弁論大会であります。聴衆からの即座の質問に対する答え、応答の仕方すべてを審査対象といたしまして、優劣を競う弁論大会でございます。イギリスでは、15世紀ぐらいから行われている弁論大会のひとつということで、他者との合意形成であるとか、応答能力といった、今後社会生活の上で求められる能力を高める上では、有効であると考えております。

現在、各小学校におきまして、みずからが読んだ本について、そのあらすじや感じたことをクラスで発表することによりまして、発表者が本についての理解をより深めるとともに、その発表を聞いた児童が発表者に対して質問をし、発表者がその質問に答えるといった、相互の応答能力を高める取り組みを実施しております。

また、学校図書室においても、読書活動の推進を図る中で、自分が読んだ本の紹介や、本の推薦文を掲示するなど、自分の意見を伝え合う力を伸ばす取り組みを行っております。

さらに、ことしは議会からのご提案もいただきまして、子ども議会を開催いたします。子ども議会では、登壇しての質疑も行われる予定でございます。

教育委員会といたしましては、弁論大会の開催には、学校での気運醸成も必要となりますことから、当面は、現在取り組んでおります取り組みや子ども議会を通しての、児童・生徒の応答能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ご回答ありがとうございます。教育委員会として、弁論大会の開催には、学校での気運醸成も必要となることなので、当面は現在取り組んでいる、子ども議会を通して、児童・生徒の応答能力の向上を図ってから、開催したいと考えていると思いますので、実現できるように期待します。よろしくお願いします。

次に、教育委員会では、子供読書活動推進と村民の社会力向上と、中央公民館図書室のキャパシティー不足の解消のために、村立図書館の新設をする上で、民間資本の導入も視野に入れていと提唱していますが、平成28年6月1日には北茨城市で市立図書館が開館しましたが、市民と将来を担う子供たちの心をいやす文化施設で、教育環境の充実と地域コミュニティーの構築に活用してほしい、と市長は宣言しました。

美浦村も地域振興のために、物産館を今回新設しますが、文化施設として、子どもたちと村民の教育環境の充実のために、村立図書館設立の構想はあるのか、まず教育長にお聞きしたい。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） お答えいたします。将来的な村立図書館の設立構想についてで

ございます。平成8年度に図書館検討委員会を設置いたしまして、図書館建設について検討いたしました結果、その委員会で増築という結論が出されましたことを受けまして、平成10年度に図書室の増築を実施し、現在に至っております。

本村におきましては、中央公民館の図書室ではありますが、各学校の図書室とネットを通じまして情報を共有し、貸し借りができるシステムを構築し、調べものであるとか探し物のお手伝いをするレファレンス、また、パソコンや携帯電話を利用いたしましての、現在貸し出しを行っている本の予約ができる、インターネット図書予約サービスなども行っているところでございまして、図書の機能は果たしているところでありますが、収容能力に限界があるということは承知しております。

将来的な構想の中では、課題であると認識しておりますが、現在は難しい状況であると考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 回答ありがとうございます。とても難しいという、ご回答なんですけども。将来的な構想中では、課題であるという認識は持っておられるということなので、今後、村民が村立図書館の建築を熱望する声が多くなる、そのような時代になったときには、難しいという回答ではなく、前向きな姿勢で希望の持てる回答をお願いしたいと思います。

パソコンで図書館のところを調べると、茨城の中で、図書室という名目で、他の市町村と連携をとっているのは美浦村だけです。これからも頑張ってください。よろしく申し上げます。

次にですね。中央公民館のことについて質問いたします。中央公民館管理費は平成26年度、修繕費として111万円、清掃委託料として264万円、27年度修繕費として41万4,000円、清掃委託料として236万6,000円が組まれています。

また図書室の雨漏り修繕も行っているようですが、その現場を視察すると、図書室と事務室の天井板は汚く職員から天井板の交換はしていないと伺いました。どうして、交換がされていないのでしょうか。

また公民館の入り口階段の清掃と、破損している階段タイル、踊り場タイルの修理はどうして行わないのか。清掃費用というのは、屋内だけで、屋外の清掃は、清掃委託に含まれていないのか。また過去に何回、雨漏りの修繕をしたのかお尋ねします。教育長よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。中央公民館の入り口階段及び図書室の補修、清掃についてでございます。

中央公民館は、昭和58年に開館している施設でございまして、既に30年を経過しております。老朽化によりまして、計画的に補修、改善等を行っているところでございます。

平成26年度には、消防設備修繕、大ホールの内幕修繕及び照明操作卓の修繕、平成27年度は、空調設備全面改修、エレベーターの設置、トイレ給排水設備修繕等を行っております。

また、緊急的な修理としまして、平成25年には、公民館正面玄関前のタイル張り替え、平成26年度に、一部破損による外階段タイルの補修や、ガラス破損による修理など、危険性の伴うものは、早急に修理を行っているところでございまして、議員ご指摘の、玄関入り口及び階段のタイルの張り替えの破損につきましては、早急に改修したいと考えております。

また、公民館正面玄関入り口付近の、外側階段部分のタイルの汚れでございしますが、老朽化もあり、汚れが目立つ部分がございます。業者に委託しております定期清掃は、月1回の屋内部分のみでございまして、階段部分につきましては、以前、高圧洗浄機等を使って、清掃した経緯がございましたが、老朽化により、タイル目地から水がしみ込む等のようなことから、成人式など大きな行事等のおきのみ清掃しておりました。今後は、定期的に清掃をして、住民にとって清潔で、安全な場所の提供に努めていきたいと考えます。

次に、図書室につきましては、平成10年度に増築工事を行っており、18年近く経過しておりますが、そのときの繋ぎ目から、雨漏りがするようになったということで、修繕の回数までは確認がとれませんでした。修繕をした経緯がございます。

現在、図書室の天井の雨漏りにつきましては、雨どいを清掃したことにより、解消はしているものの、以前のシミ、カビが残っており、また、風の向きによって、雨漏りがおこる可能性もあることから、本年度につきましては、応急的な措置を早急に行うとともに、次年度に向けて検討したいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 適切な回答ありがとうございます。雨漏りの天井の跡なんですけども、早急に変えるか色を塗るか、きれいな状態で読書ができるようにしていただきたいと思っております。

続きまして、中央公民館のですね、図書室の閲覧室は、一度図書室から出なければならぬんですけども、閲覧室は調べものをするとか、勉強するためにはなくてはならない部屋であることは十分承知しております。

しかし、その使用頻度はどれだけあるのか、また、図書室の広さを考えると、一般の利用者が図書室で閲覧するスペースは、テーブル1つとイスが6脚、親子用に畳コーナーがある状態です。閲覧室を、この前、確認しに行ったときに、段ボール置き場にしているような感じで使用しておりました。

図書室を効率よく利用できるように、図書室と閲覧室を一体化するとか、一体化が建築上無理でできないのであれば、図書室事務員の管理とか、利用者、所管蔵理の便利性と充実性を考えて、閲覧室のリフォームなどをする考えはないのか、教育次長に、お聞きしま

す。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長堀越文恵。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの質問にお答えをいたします。図書室と閲覧室の一体化の改装についてのご質問でございます。

図書室は、平成8年度に発足した図書館検討委員会の中で、平成9年度に増築という結論を受けまして、平成10年度に増築をし、書架スペースと児童室の拡張、事務室部分の追加をしております。

現在の閲覧室は、当時、児童室となっておりましたが、夏休みや放課後等に学習に利用する中学生や高校生が多く、2階の学習室を使用しておりましたが、学習室は文化講座、同好会などの使用頻度が多いため、使用に制限がかかってしまうことや、静かな空間の中で学習したい子供たちのために、当時の児童室を現在の閲覧室にした経過がございまして、やはりこの部屋は、当時の図書館検討委員会の協議及び現在の使用状況も考えますと、今後もこのままの状態、安全性を考慮しながら使用していきたいと考えているところでございます。

閲覧室の昨年度の利用状況につきましては、延べ1,056人ございまして、7月、8月及び1月と長期の休暇時が特に利用が多い状況にございました。

また、議員ご指摘の閲覧室の空きスペースとなっている場所に、一時的に置かれていました段ボールにつきましては、既に撤去をしておりますが、より利用しやすいような工夫をして、住民の方に親しまれる図書館づくりを目指して、今後取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様にもご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） いずれの質問にもきちんと回答されたことに関しお礼申し上げます。ありがとうございました。

また、3項目の村立図書館の新設なんですけども、その構想があるのか、中島村長に長い答弁だと思いますので最後に回っていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、竹部議員ですね、図書館の新設はあるのかという話だと思いますけども、先ほども、教育長の方からも答弁がありましたけども、美浦村の今の中央公民館の図書室と、各小学校、中学校、全部ネットで結んで、だれがどの期間、どの本を、どれだけ借りているかという情報を全部把握してございます。

また、一般の方が、こういう本が読みたいということが連絡があれば、その本をいつ読んでもる方が戻ってきて、いつ貸し出せるかというふうな情報も、ネットの中で検索できるようなふうにも、美浦村の中ではもう立ち上げてございます。

そういう意味でも、学校が選書会をやるようになってからは、生徒たちの本の数も、学校の図書室の方も充実をしております。

そういう意味もありまして、村内、学校と、それから、公民館どこに行っても、本の貸し出しが可能だということになれば、一カ所にとということでもなく、それぞれのところでも、一般の人も、利用できるような部分があれば、学校に司書が前はいなかったんですが、司書を配置することによって、子供たちがどういう本を探せばいいのかっていう部分を司書がすべて、お手伝いができるような状況になってございます。

私になったところに司書は学校にいなかったの、それぞれ子供たちの本に対する興味も、今ほどはなかったのかなというふうに思います。

環境を整えば、子供たちもそういう読書、また、いろんな本に興味を持って、先生とか、教育委員会が選定した本ではなく、自分たちが選書会で好きな本を選べるということも、よその市町村にはない試みではないのかなというふうに思っております。

そういう意味で、理想的には村に大きな図書館を設けて、一堂に会すことができれば、1番いいのかもしれませんが、まずは、一般の人の部分も含め、または学校側の本の品揃えも含めて、今の環境を少し、子供たちの学校の図書室の環境も、今の時点では、選び辛いとか、そういうふうないろんな意見は出てきておりませんので、状況としては本を選びやすい環境にあるのかなというふうには、私自身思っております。いろんな中央公民館の建て替えとか、そういう時期もいずれはくるようになろうかと思っております。そのときには、今の、図書室的な部分をどのように、変えられるかっていうことは、一つの課題になるんだろうというふうに思っております。

ぜひそういう建て替えの時期ですね、RCだと大体40年、今40年過ぎて50年ぐらい使おうと、いうふうな、耐震関係も含めて考えておりますけども、この庁舎も耐震強度がなく、耐震を去年やりまして、ことし3月17日に完成をしましたから、そういうことも含めて、これもいつまでも使えるっていうわけではございませんので、せいぜい20年がいいとこなのかなというふうには思います。

そういう意味も含めて、新たに建築をするということになったときには、公民館と図書館は、別棟でというふうな、そして閲覧室と図書室も含めてもっと環境のいいようなものを、図書館検討委員会の中で進められたものを参考にしながら、やるべきだろうなというふうには思っております。

こういう議員からの質問があって、将来的にそういう方向性になったときには、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 中島村長の前向きなすばらしい回答ありがとうございます。

ぜひとも公民館建て替えの時期が来た場合には、村立の図書館を創立するというか、建築していただけるようによろしくご配慮願いたいと思います。

続きまして、次の質問で、地球温暖化対策について、質問したいと思います。世界各国では、地球温暖化対策がいろいろと問題になっていますが、さきの6月10日には、欧州連

合EUが、地球温暖化対策の国際枠組みパリ協定の推進を加速するように加盟国に要請し、各国環境相は6月20日の会合で協議するそうです。

世界CO₂の排出ランキングでは、1位が中国で28%、2位がアメリカで16%、3位がインドで6%、4位ロシアで5%、5位が我が日本で4%です。

パリ協定を早期発効させるためには、批准国の排出量が55%を超えることが要件となっているので、排出量が多い上位4カ国の、中国、アメリカ、インド、ロシアだけで55%を超えることになり、一気に早期発効が現実的になります。

近年日本では、私たちの肌でも感じるようになった異常気象、ゲリラ豪雨、大雪、記録的な猛暑なども、地球温暖化の要因として、温室効果ガスCO₂が大きな要因の一つではないかと言われています。温室効果ガスとは太陽から放出されている赤外線を、熱として蓄積していく成分のことで、二酸化炭素CO₂がよく知られています。

その削減に、世界ではいろいろと技術の開発がされていますが、CO₂削減にはわが美浦村村民でも協力して減らす方法があります。その対応について質問させていただきます。

美浦村が地球温暖化対策で、温室ガスCO₂削減に対処するために、村内街灯のLED化、太陽光発電事業、庁舎、事業所、公共施設の電力使用の削減、公用車のセーフティー使用、LPガス、都市ガス、灯油、A重油の使用削減、村民に対する低公害車購入の助成、住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置の助成などで、地球温暖化対策CO₂削減に取り組んでいます。特に村民は税金を使って、村が事業を行っている太陽光発電について、とても関心を持っていますので、太陽光発電で、その月の発電量を広報紙で発表していただけないのでしょうか。ホームページでも、今後見られるようになるのでしょうか、お年寄りやパソコンを持たない方もいますので、村の対応を経済建設部長にお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） それではただいまの竹部議員の質問にお答えを申し上げます。

地球温暖化防止の観点から、エネルギーの効率的利用や新エネルギーへの転換が求められているところでございますが、本村でも地球温暖化対策といたしまして、温室効果ガスの排出抑制を図っているところでございます。

まず、平成25年度に本村が単独で行った事業といたしまして、防犯灯LED化事業がございまして、それは、村内に約2,800基設置されていた街灯をすべてLED化したもので、エネルギーの効率的利用により、電気代も従来の約半分まで抑えることができました。

また、本村の小中学校すべてと保健センター、中央公民館にも、太陽光発電設備の設置を行ってございまして、再生可能エネルギー導入につきましても努力をさせていただいているところでございます。

そして、昨年度よりクリーンエネルギー発電といたしまして、太陽光発電事業に取り組

んでおり、昨年度の実績といたしまして、年間実績266万1,286kwh、1日平均で7,476kwhの電力量となっており、約500世帯の電気が賄える供給量となっておりでございます。

地球温暖化への関心や取り組みを啓発するために、村民の皆様に対しての周知が必要とご指摘でございますので、広報紙及びホームページに毎月毎のメガソーラー発電所の発電量を掲載をさせていただくことは可能となっておりますので、早急に取り組ませていただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ご回答ありがとうございます。パソコンを持たない、そういう方も、電気量の発電量がどれくらいあるのかなって、村民の関心はとてもありますので、広報紙などに記録を出していただければ、村民ももっと太陽光発電事業に関心を持つと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、美浦村では1日の太陽光発電をライブで見られるように、役場と中央公民館で掲示していますが、そのことを知らない人たちがたくさんいるのが現状です。

村民と子供たちに、美浦村が行っている太陽光発電事業を、多くの村民に知ってもらうために、1日どれだけの発電量があるのか、日本には四季があるので、日本では1年間でどの月が1番発電量があるのか、きょうはきのうよりどれだけ発電量が多かったか、少なかったなどと、興味を持つことは、社会教育にもつながると思いますが、村の考えを経済建設部長にお尋ねします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

庁舎や公民館に来客された方々にですね、メガソーラー事業に関心を持っていただくために、美浦村メガソーラー発電所の現在の発電量や、当年の積算値、蛍光灯による換算値やCO2削減量などの環境貢献値などを、役場ロビーと中央公民館ロビーにモニターを設置をいたしまして、随時、確認できるような取り組みは行っております。

本村の子供たちにですね、CO2削減が人類存続のための、大きな課題となることを知っていただくといったことも大切なことだと認識をさせていただいております。

今後は、地球温暖化対策機器設置等補助金につきまして、村民の皆様にもですね、事業の趣旨などもよく理解し、参加しやすくなるような、取り組み等とですね、わかりやすく説明できる方策等も検討させていただきたいと存じます。以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ご回答ありがとうございます。次にですね。美浦村村民は、太陽光発電事業にとて関心があり、役場に任せっきりでなく、村民もこの事業に参加したいと思っております。

本年2月の議会報告会でも、そのことは証明していますので、これから村が太陽光発電事業で、村民に報告しなければならないと考えていることを、また経済建設部長にお答え

いただきます。お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの竹部議員のですね、取り組みといったところですね、本村のメガソーラー発電所の内容というものを、やっぱり子供たちにも、村民皆様方にも知っていただくといったことは、本当に大事な部分であろうかと考えてございます。

今後はですね、役場のロビー、中央公民館のロビーにモニターの設置はしてございますけども、そういうものをですね、広報または村のホームページ等にも、掲載をさせていただいてですね、その内容をよく知っていただくといったことの取り組みもしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ご回答ありがとうございます。それでは、私の今回の一般質問で特に希望する質問をこれからいたします。

隣の阿見町では、町民参加型CO2削減事業として1,000万円の予算を組み、家庭用照明機器LED化にする対策をしております。

家庭用照明機器LED化を推奨し、その設置費用の半額を助成する補助金があるのですが、その上限があり、均等に補助金の支給をして、町民から歓迎されている状況であります。

平成26年度は、完全に予算を消化し、平成27年度は9月ごろには、町民の請求が多く、補助金がなくなるのではないかと言われてるほど歓迎されております。

我が美浦村では、生活環境改善のために、CO2削減事業として、各種の補助金制度を実施しておりますが、どのような対策で支給されているのか、経済建設部長にお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

本村で実施しております、太陽光発電事業の売電収益をですね活用いたしまして、昨年6月より、地球温暖化対策機器設置等補助金としてですね、住宅用の新エネルギーの太陽光発電システムや省エネルギー機器設置、また低公害対策車の電気自動車、プラグインハイブリット車の購入に補助を行っております。

昨年度の実績につきましては、太陽光発電システム5kwhにつき5万円で、上限25万円という補助でございますが、15件、311万6,000円の実績でございました。

そのほか、自然循環太陽熱温水器が1件で2万円、エコキュートが11件で33万円、エネファーム、これは家庭用燃料電池でございますが、1件5万円で、その合計が、28件の351万6,000円の実績でございました。

なお、電気自動車10万円と、PHV、プラグインハイブリットの5万円の申請者はおり

ませんでした。

今年度の実績につきましては、現在のところ、太陽光発電システム7件で159万円と、エコキュート4件の12万円で、合計11件の171万円という実績でございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 細かいご回答ありがとうございます。そうですね車の購入とか、給湯器の交換、それから太陽光発電の設置とか、家庭用の太陽光発電になるというものを取り付けると莫大な費用がかかると思います。

電気事業ですね、太陽光発電によって得た利益をそのようなものに使用できるということは、とても素晴らしいことと思います。そこでですね。村民が村と協力してCO2削減事業に参加する対策として、阿見町同様に、家庭用LED照明機器を設置した場合には、補助金を支給する制度を、太陽光発電事業で得る利益を村民に還元するという意味でも、LED家庭用照明機器設置補助金制度を制定することができないか、村民を代表して、経済建設部長と村民の生活を第一に考える村長にお伺いします。よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 竹部議員のご質問のですね、家庭用LED照明の設置に対します補助ということでございますけども、県内では唯一阿見町で実施をしております、町内の家電品販売店や、電気工事店等で購入、設置しましたLED照明器具に対しまして、設置費用4,000円以上といたしまして、2分の1の補助、上限金額が2万円の補助額の内容となっております。また、世帯当たり1回のみ補助となっております。なお、この補助金の申請額と残額は、阿見町のホームページで閲覧ができるようになってございます。

LED照明は販売から数年を経過いたしまして、各家庭におきまして、省エネ思考の高まりとともに、普及も進んでいるという状況となっております。村といたしましても、地球温暖化対策に寄与します、低炭素で循環型の社会実現に向けて、今後とも推進を図っていきたくと考えてございます。

家庭用LED照明の設置に対します補助につきましては、県内の市町村の実施状況、村民の皆様からの要望等もですね、考慮しながら検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、竹部議員のですね、LEDの各家庭への補助金ということでございますけども、今、部長のほうからも、阿見町の取り組んでいる助成は、茨城県でも阿見町しかやっていない話です。

太陽光からの、ある程度、利益が出たものを村民に還元すべきではないかということで、それについては、先ほども部長が話しておりましたけども、去年の6月から家庭の省エネ

機器とかね、プラグインハイブリットとか、電気自動車、それに自分の家に売電のためではない家庭で消費するために使う太陽光の設置については、1kw当たり5万円ということまで最大25万という、これも県内いろいろ調べて、20ぐらいの市町村があるんですが、最大では20万円が県内では最高だったものを、美浦村は25万円というふうなところまで上げて、できるだけ自分の家庭での東電の電気の幾らかでも、補助になればという部分で、実施した経緯がございます。

そういう意味でも、こういうことができるのも、売電事業を自治体として県内では美浦村くらいしかやっていないんですが、この経緯についても、よその自治体でも先やろうというふうな話があって、ところが、売電に対する将来の時限立法の20年間というものが、守られるのかっていう不安があって、議会の反対があって出来なかったという自治体もございます。

ところが美浦村は、議会がちゃんと理解をしていただいて、県内で初めて電気事業会計というものが、美浦村の中につくられたということは、これは理解のある、そして、先も読める議員さんたちの同意があって、成し得たこととございますので、これを還元しない手はないだろうということで、そういう省エネ機器の部分はつくらせていただきました。

でも、阿見町が各家庭のLED電気をつけるのに、上限2万円まで助成しましょうという話を、議員の方からも、美浦村もぜひ、それをやるべきだろうというお話だと思います。

これについてもですね、今、省エネ機器をよその自治体に先駆けて、いろんな部分、エネファームも含めて、対応してございますので、去年の実績は500万円までいかない380万円ぐらいですか、そういう報告がありましたけど、これも今、推進してございますので、ある程度、そういうものがいつ、もう伸びなくなってくるのか、ある程度もう住宅の建て替えとか、リフォームとかそういう部分で補助金の部分がある程度収束してきたときには、それは考えるものはあるというふうには思っております。

ですから、阿見町が今やっておりますけども、それも含めて、ちょっと阿見町を調べさせていただいたり、そして、ある程度の、今やっている美浦村の、助成の部分の進み具合も勘案しながら、将来的には、そこも住民に還元すべきだろうというふうには思っております。少しの部分、いろんなところを検討させていただきたいなというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ご回答ありがとうございます。村長。将来的にじゃなくてですね、だれにでも参加できるCO2削減の、蛍光灯の交換ですよ。だれにでもでもできることです。車を買うとかエコキュートの給湯器をつけるとか、そういう家を新築したらどうのこのじゃなくて、だれでも簡単に参加できるCO2の事業に、LED化の照明機器を家庭に普及させるということ、ぜひとも実現させください。

村民にもそういうことができる村であると、阿見町でやっていることは美浦でもできるんだということ、証明してください。よろしく申し上げます。

これによって私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 3 時 2 3 分散会

平成28年第2回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成28年6月15日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	糸賀正美君
総務部長	増尾嘉一君
保健福祉部長	松葉博昭君
経済建設部長	岡田守君
教育次長	堀越文恵君
総務課長	飯塚尚央君
企画財政課長	平野芳弘君
福祉介護課長	秦野一男君
学校教育課長	増尾利治君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局 長	木鉛昌夫
書記	糸賀一志

午後1時30分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成28年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、塚本光司君の一問一答方式での一般質問を許します。

塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 5番議員の塚本でございます。一般質問通告書に従いまして、順次、質問してまいりたいと思います。

ここ数年、ご当地ナンバープレートが増えているように思います。特に原動機付自転車、原付バイクのことですね。これを中心に、各市町村がPRの一環を兼ね、導入しているようでございます。

私も全国各地へ出向いた際にですね、初めて見知らぬ市町村でユニークなご当地ナンバープレート見つけると、この街はそんないわれがあるのかとか、こんなキャラクターを含んでいるイメージがあるのかなと楽しくもなります。ついせんだってば、上田市に出かける際に、先月なんですけどありました。そこで見つけたのが、櫓の形に六文銭のデザインが施されている原付バイクのナンバープレート、ご当地ナンバーでした。

また近隣に目を向けますと、例えば牛久市の牛久シャトーをあしらったもの、土浦市ですと、土浦の花火等々をあしらったご当地ナンバープレートが、非常に可愛らしく施されているようでございます。

日本経済研究所が、全国1,750自治体のホームページで承諾を得ている上での導入済み市区町村は、現在、ことしの4月15日現在ののですが、409を数えます。1,750の全国の自治体のうちの409の自治体のご当地ナンバーを導入しているようでございます。

そこで、本村においても、このご当地ナンバープレートを導入し、村PRと、郷土愛とでも申しませうか、盛り上げて行ってはいかがでしょうかということでの質問でございます。まず第1に、茨城県内の、先ほど全国のことを申し上げましたが、茨城県内の各市町村の、現時点での状況はどの様になっているのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 塚本議員のご質問にお答えいたします。

ご当地ナンバープレートの茨城県内の市町村での実施状況でございますが、県下44市町村のうち14の市町で実施をしております。県南地区で申し上げますと、つくば市、石岡市、土浦市、牛久市、龍ヶ崎市、以上の5市がご当地ナンバーということで、実施をしております。

ナンバープレートの絵柄やデザインなんですけれども、自治体のキャラクターを使ったものが11市町、それから、その自治体の文化財関連のデザインしたものが2市、市のロゴ、アルファベットが1市ということになっております。

導入の目的でございますが、議員ご指摘のように、郷土愛を深めていただく、またはその市町のイメージアップ、市町のPRというようなことで、導入をしているようでございます。

先行している市町の、やり方なんですけれども、新しく新ナンバーに統一している市町、それから、これまで使ったものと新しいものどちらかを選択できる市町、それから旧ナンバーが残っている間は、旧ナンバーと新ナンバーを選択できますよというようなことで、実施をしている市町によって、その取り扱い等はそれぞれ異なっているようでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、ありがとうございます。茨城県内の例ですと、44の市町村が県にあるわけでございますので、44分の14ということで、半分まではいっていませんが、かなり高いパーセンテージで導入している自治体が多いということがわかります。

それでは、続いて、美浦村における現状でのですね、登録数、それとですね、ナンバー標識発注数ですね、また経費費用と、仮にご当地ナンバープレートにした場合の経費の差額ですね、その辺をお示しいただければと思います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。美浦村におけます現状での登録台数なんですけれども、平成28年度現在の登録台数を申し上げます。50cc以下1,678台。90cc以下77台。125cc以下156台。ミニカーが24台。農耕車等の小型特殊が538台。合計で2,473台となっております。

美浦村では50cc以下の場合、年間で260枚程度、その他の車種は20枚から30枚ぐらいのナンバープレートを交付をしております。

次に、ナンバープレートの作成費用でございますが、発注する枚数によって、市町村によって異なってくると思いますが、美浦村では1回で500枚を作成しております。1枚200円程度でございます。

これを新ナンバープレートに変更した場合なんですけど、先行している近隣の市町村の例

を見てみますと、1回の発注1,000枚と仮定しますと、1枚当たり300円から450円ぐらいの間になっているようでございます。

ナンバープレートのデザイン等で、多少金額の差が出てくるのかなということでございます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） 私の質問のほうでは、基本的に原付バイクのご当地ナンバーってことで実は進めているというか、それで伺いたいところなんです。実はですね、バイクに限らず、例えば自動車における富士山ナンバーですとか、湘南ナンバー、近くはつくばナンバーっていうのは記憶に新しいところだと思います。自動車ナンバーの場合ですと、道路運送車両法によりプレートの形状、図柄まで国の管轄下になるわけですね。

ただ125cc以下のいわゆる今質問をしているところの原付バイクや、小型特殊自動車、耕運機ですね、それですとかミニカーのプレートというのは、市町村の条例に基づく、地方税課税のための標識であって、その形状や図柄というものは自治体で決められるわけです。そこで、美浦村においても、このご当地ナンバープレートを、導入してみてもどうかということ、ぜひ村でもやってもらえればどうかというふうなところの質問でございます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 美浦村におきましてもご当地ナンバープレートを導入してはどうでしょうか。そういうご質問でございますが、ご当地ナンバープレート導入の効果としましては、さきに申し上げましたとおり、市町村への愛着を深めていただく、それからその市町村のイメージアップ、観光振興、その他幅広い市町村のPRというような効果、メリットが考えられる一方、美浦村ナンバーが村外を走るのは少数でありますことから、実際にナンバープレートを新しいものに変えましても、果たしてPR効果があるのかとか、あるいは実際に担当課に寄せられている意見なんですけれども、ご当地ナンバー導入、美浦村でもしたらどうですかと、というのが実際担当課にはここ数年で2件ほどご意見があったということです。

逆にですね、そういうものは必要ないですよというような意見も、実際に担当課に寄せられていると。こういうことを、これは税務課になりますけれども、そういう意見が寄せられております。

また先に述べましたように、費用につきましては、3倍から4倍、新ナンバープレートにしますと、費用がかかってくるというようなことがデメリットといたしますか問題として、考えられます。

こうしたことからですね、総体的に勘案しますと、ご当地ナンバープレートの導入につきましては、費用対効果も含めまして、先進自治体、県内でも14の自治体があるわけで、それらの自治体の例をですね、もう少し、時間をかけて調査研究をさせていただきたいと

いうことで考えます。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、ありがとうございました。費用対効果等々、幾つか出たようでございますけども、先ほどございました、美浦村ナンバーが例えば村外を走るのが少数であるのでPRになるのか。担当課へ寄せられる要望として数年で2件程度であり、逆に必要なし意見もあると、いうことでした。

また、費用面でも、現在の3、4倍になってしまうんですよということなんですが、確かに私も龍ヶ崎市と牛久市の方へお邪魔してお話を伺いました。両市ともね、美浦村よりもずっと人口的にも、登録数的にも多くて、枚数的にも5,000枚ぐらい頼んでいるようです。

多分、美浦村だと先ほど260枚位出るのでしょうか、年間、多分2年分ぐらいで500枚ということだと思っておりますが、バイク等に関しましては。牛久市、龍ヶ崎市の例ですと、5,000枚というのはすべて原付から耕運機とミニカーから全部かと思っておりますけど、本村の約10倍で発注するわけですね。総額的には市ですから、多分それはかさんでいるものだと思います。もちろん市ですからトータル面的な市の予算も、ぐっと美浦村よりも予算的に多いのはわかることです。

ご当地ナンバープレートの要望が、あるかないかの件で、実際にやらない方がっていうか、必要ないんじゃないという意見もあったということなんですが、本村の場合ですと。龍ヶ崎市の牛久市もですね、実際には、要望があったのかどうか、それは、要望があったなしよりも、職員の皆さんですと、率先してワーキングチームを立ち上げて、練りに練った企画だったようです。

費用対効果については、多分測ることはできないかもしれませんねということでした。それは私も同感です。実際には、普通に既存で頼むナンバープレートよりも、経費的に3、4倍かかっているわけですから、本当にそれがどういう意味があるんですかという方にいってしまうと思うんですね。これは測れないというのは、私も同感に思います。

ただ市民の反応としましては、可愛いねとか、これは女性の方に多かったようです。その反面で、本当にわずかのほんの一握りぐらいの方、どちらかというとなり男性だったようですけど、通常どおりの既存のものでとりたいというような要望があったようです。

実際に何か変化を求めれば、必ずそちらへの反発はあるものだなあと私は思います。

それと美浦村から外に美浦村ナンバーが、東京だ九州だ、走るかっていうような、極論ですけども。私、思うに先ほど上田市の六文銭の例がありましたけど、美浦村を通りかかった村外の人々であるとか、周辺住民以外の県内も遠方の方、もしくは茨城県外の方々、そういった方々が、美浦村を仮に通りかかったときに、美浦村ってというのはこんな場所なんだ、こういういわれの場所なんだなあというように、発信できるようなかたちをですね、このご当地ナンバーに乗せてみてはと考えるわけです。

決して郷土愛ですとか地元への愛着がどうこう申しませんが、私個人としてはぜひとも地元PRからも、先ほど述べた上田市の櫓の形に六文銭をモチーフしたご当地ナンバー、ほんの1例ですけど、導入を望むわけです。

仮に今現在、ご当地ナンバーを、美浦村として導入することは考えていませんよというようなことであるとしてもですね、今後おおいに、県内でも44分の14の市町が導入しているということなので、ぜひとも導入にこぎつけられるように、節に望むところなのですが。

部長ひとこと。村長は最後にもう一回お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 確かにですね塚本議員おっしゃいますとおり、少なからずそれを実施した場合には、PRの効果はあると思います。

ただ、PR効果というのはなかなか客観的に判断できない、測れない部分でして、それを今と同じ費用の中でやれるのであれば、これはやるという選択がすぐできると思います。

そういうことで先ほど費用対効果ということを申し上げましたが、県内で14の市町が既の実施をしているということですので、村としては、現在、導入を考えませんということでの答弁を自分したつもりはありません。14の先行している市町の実態をよく調査をしまして、費用対効果も含めて、美浦村として判断をしていきたいという趣旨の答弁でございますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、ありがとうございます。いつも検討、検討になっちゃうんで、前向きな方ということできとります。昭和30年に美浦村が誕生して、その時点か数年後に現在の美浦村の紋章のシンボルができたと聞きます。それは議長の後ろにある国旗のこっちにあるのが、当時の、木原、安中、舟島が30年に合併してそのあと、ネットで調べるとどうも1971年制定ってできちゃうんですが、それは詳しい人にあとでお伺いします。それはこちら置いておいて、それから美浦トレーニング・センターが来て、トレセンの人々と美浦村住民がとけあい融合し、現在に至るわけです。

現時点での美浦村においては、来年度、4月のオープンを目指す地域交流館、仮称ですね。こちらの名称、またキャラクター、イメージ等々の募集のことで手いっぱいかもしれません。全然余裕ですよということであれば、今の表現は撤回し頭下げさせていただきます。

地域交流館の場合、坪単価80万円から100万円ですよということを示されてきて、この交流館の落ちどころ、最終いくらなんだよと、どこなんだよってというのはそれはいいです。

ご当地ナンバープレートは、今、部長の調べた範囲で高く見積もったとしても、例えば私が高く見た場合1枚450円と考えます。そこで、掛ける約500枚、美浦村としては頼んでいるんですよ。これは簡単に計算すると22万5,000円なんですよ。既存の200円ぐらいで頼んでいるプレート500枚だと10万円なんですよ。単純計算だと2.25倍なんです。10万円かかっているもんが22万5,000円です。交流館は坪80万円、100万円、どちらか分かりま

せん。今のナンバープレートに関して、近隣自治体の1,000枚一度に発注したときでの単価ですので、実際に美浦村のように500枚となると、今私が近隣市町村、よそのマックス450円で見た単価よりも、もうちょっと上がるかもしれませんが、これは部長の名誉のためにとりあえずそう申し上げておきます。

地域交流館の建設、そちら今現在の美浦村のメインの一つです。村民みんなで決めたデザインが、バッチですとかシンボル等としてですね、形を変えて広がってくれば、大きさかもしれないですけど、村民の誇りをうつしたですね、未来の村の紋章となり得とも思います。しかしながら、ご当地ナンバープレートにつきましても、先進自治体等々十分に研究材料としてですね、しつこいようですが、大いに前向きなる、ご検討をお願いしたいと思います。

そして最後にですね、日本経済研究所調べでの導入済みの、このご当地ナンバープレートを、50cc、90ccなども入れているところもあるようですが、50ccに関して言うと、導入済みの市区町村がご当地ナンバーを導入したきっかけは何ぞやと、それを調べたところ、まず第1にほかで実施しているのを知り、庁内から声が上がった。第2、合併もしくは市制何十周年の記念事業の一つとして提案された。これはどちらも多分ボトムアップだと思います。3番、首長のトップダウン。そして4番目が議会で話題。のようです。

ただしですね、この今1番と2番に申し上げた、ほかで実施しているのを知り庁内からボトムアップとして声が上がった、それと、2番目のこの合併、市制、あくまでも市の例ですね、市制何十周年の記念事業の一つであるということで提案されたのが圧倒的に多いんですね。

やっぱり、まだ村というかたちのものを、人口も少ないところというのは、見てみると、例えば北海道あたりの観光地として名の通っているようなところは、やっぱりつくっているところが多いようです。今のボトムアップで上がったんですよ、庁舎内から例えば若い人なんかいろいろな情報得てきて、それを首長のところへ持ってきたんだよとか、その辺を、最後に加えて、それを聞いて部長も、村長もどういうふうに考えますか、今後のこれを。最後にこれだけ伺いたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは塚本議員のですね、ご当地ナンバーということで、部長のほうからも、やらないとは言っていないで、一応検討してよそを見てという話もありました。

あとは、申請者が、新たなそういうご当地ナンバーの部分を、そちらにしてくださいとかね、今までのやつでいいですよというようなことも、あるかもしれないんで、その辺は、従来のものも置いておかなくてはいけないのかなというふうには思います。

今、交流館の建設に向けて、いろんなキャラクターの募集もやるということでございますので、そういうところで、美浦村にマッチしたイメージのキャラクター的なもの、また

は色々な図が出てきたときに、それをまた参考にできるかどうか。来年の4月のオープンというかたちで今、動いていますけども、それまでのご当地プレートというのは、ちょっと難しいかなというふうに思います。

ただ、塚本議員がおっしゃるような、美浦村をイメージさせるような、いい、募集の中で出てきたものがあれば、それも一つ、議会にご提示して、参考にして、どういうものか、また、これについては、警察署とか陸運事務所も、多分、あんまり奇抜なものではないと思うので、それに照らし合わせたもので合意ができるようなプレートができたときには、一つ、村としても、金額云々のこともあるかもしれませんが、そういうご当地のいいナンバーをつけたいという人がたくさん出てくれば、一つの宣伝にもなりますので、44の中の15番目になるかも知れませんが、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 塚本光司君。

○5番（塚本光司君） はい、ありがとうございます。大いなる、前向きな検討と受け取らせてもらいます。実際に、今、本村においては、先ほど村長からもございましたけども、地域交流館での、先ほど私の方からも申し上げた部分もありますが、来年4月の地域交流館というかたちになるでしょうから、そこでいろんなキャラクターであるとか、ネーミングとか決まってきた、その暁には、その後このナンバープレートに関して、大いに加味していただいて、ぜひとも、県内でも15番。隣の稲敷市でも今いろいろと練っているようなこと、情報入ってきましたけども、ゆくゆく、結構多くなるのじゃないのかなと私は思ってるものですから、ぜひ、大いに進めていただければと思います。

私の方から質問以上です。ありがとうございます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、塚本光司君の一般質問を終了します。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番議員、岡沢です。通告書に沿って質問します。一つ目の質問は、介護保険事業についてです。

制度改正による、来年度以降の介護予防事業の方向性については、一昨年と今年の3月議会定例会でも質問しましたが、現時点でより具体的な計画が進んでいると思われしますので、改めて質問します。

介護予防の給付は、現行では全国一律の基準となっています。介護保険事業を大まかに分けますと、要介護1から5の人が対象となる介護給付、要支援1から2の人が対象となる介護予防給付、その他、地域支援事業としての介護予防事業、包括的支援事業、任意事業となっています。

私が質問するのは、介護予防給付の部分です。「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」を見ますと、これは厚生労働省のものですが、平成27年度からの制度改正によ

り、訪問看護、福祉用具等のサービスについては、現行どおり介護予防給付として続けられますが、訪問介護、通所介護の介護予防事業については、新しい介護予防、日常生活支援総合事業、いわゆる地域支援事業へと移行するとなっています。

資料を出していただけますか。第6期介護保険事業計画書で、介護保険制度の見直しに関して概略を示したものです。中央上段に介護保険制度とあり、その下に現行と同様という矢印があり、さらにその下に事業に移行という矢印があります。その事業に移行の矢印の右側に新しい介護予防、日常生活支援総合事業とあって、訪問型サービス、通所型サービスと書かれています。

第6期介護保険事業計画では、要支援者の支援について、変更点の多い地域支援事業では、新しい介護予防、日常生活支援総合事業、以下、新しい総合事業という、として、行政や住民などによる多様な主体による、効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう、事業の形式を見直すこととされており、本村においても、平成29年3月までには段階的な移行を予定しています。とあります。

新しい総合事業とか、いわゆる地域支援事業という言葉が出てきて、混同、あるいは誤解を生じやすいので確認させていただきますが、去年の執行部答弁では、訪問型サービスと通所型サービスにつきましても、介護予防給付ではなく、総合事業の中の介護予防、生活支援サービス事業となるとのことでした。

新しい総合事業、あるいは、いわゆる地域支援事業と、どちらの言い方をしたとしても、いずれも訪問型サービスと通所型サービスが含まれるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまの議員のご質問でございますけれども、全体的には議員のご認識のとおりでございます。

総合事業は、地域支援事業の中の一つでありまして、予防給付のうち介護予防訪問介護、これはいわゆるホームヘルプサービス、介護予防通所介護、これはデイサービス、を総合事業の中に移行し、村主体事業の地域支援事業として実施していくこととなっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 段階的な移行とは、具体的にどのサービスをどの段階で移行するかについてですが、去年の私の質問に対する執行部答弁は、要約しますと、介護予防給付から地域支援へ段階的に移行するスケジュールについては、平成27年度、28年度は現行と変わらない。平成29年度から地域支援事業として、現在の要支援者が利用している訪問介護、通所介護事業についても変更はない。現行の介護保険事業所については、平成29年度以降も指定事業所として継続されるとの内容でした。

答弁からすると、今と変わりませんと聞こえるのですが、しかし、先ほども述べましたように、介護保険事業計画では、要支援者の支援について、変更点の大きい地域支援事業

では、新しい介護予防、日常生活支援総合事業として、行政や住民などによる多様な主体による、効果的かつ効率的なサービスができるよう、事業の形式を見直すこととされており。となっています。

大きな変更点とは、具体的にどのような変更なのか。事業の形式を見直すとは、どのサービスを、どう見直すのか、お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますけれども、これまで行ってきました要支援者が利用している訪問介護、通所介護のサービス体系が、地域支援事業に移行されますけれども、今までと変わりのないサービスを提供することは基本となります。しかし、大きな変更点としまして、住民主体となるサービスが新たに加わり、地域のマンパワーや、社会的資源を利活用し、サービスの幅を広げていくことにあります。

なお、29年度利用料につきましては、各自治体が主体となることから、料金体系が変わることとなりますが、先ほども申し上げましたとおり、現行でのサービスについては、これまで通りご利用いただけることとなっております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、介護保険事業計画では、新しい総合事業の提供主体としてのNPO法人やボランティア、社会福祉法人などのほかに、シルバー人材センター、老人クラブ、町内会、自治会などに積極的に働きかけていく必要があると書かれています。

これまでの介護サービス事業者やホームヘルパー、介護福祉士などの有資格者や専門家以外の担い手による介護サービスの提供を前提としたものと考えられます。

どのような組織や団体が、どのような役割を担うことになるのでしょうか。昨年の答弁では、具体的な答えはありませんでした。現段階での構想で結構ですから、今回は具体的にお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 現在、考えているところでは、当初計画にお示ししました美浦村ボランティアの方々、社会福祉協議会、シルバー人材センター、老人クラブなど、それに今後ですね、NPO法人等の民間団体が手を上げていただけることがあればですね、ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

村内外でどのような団体などの社会資源があり、どのような支援や役割を担えるかを調査し、把握した上で、今後の総合事業の多様な訪問、通所サービスに活かせるか調整をしながら、検証を重ねていきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） さらに、今後は、既存のボランティア団体に働きかけ、高齢者の現状を共有し、美浦村社会福祉協議会のボランティアセンターとも連携しながら、生活支援ボランティアの養成を視野に入れて、生活支援サービスに繋げていくということでした

が、ボランティアの養成はどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますけれども、今後のサービスの一つとして、生活支援サービスを進めていく上で、生活支援ボランティアの位置づけは、支え合う意味からも大変大切なことだと考えております。

その上で、議員ご指摘のとおり、ボランティアセンターと連携をとり、今後活動を進める上で、資質向上を考慮した養成を進めていくものと考えております。

しかしながら、養成については、支援内容の調整が重要となりますので、現段階におきましては、進んでないのが現状となっております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 続けて、前回の、「今後生活支援ボランティアとしての活動といった場合には、配食のみでなく、配食というのはお弁当を配るということとありますが、調理や買い物、清掃、洗濯等の生活支援も含めての活動内容と考えてよろしいですか。」との質問に、「第6期介護保険事業計画の総合事業で位置づけた介護予防、生活支援サービス事業の一つとした生活支援サービスの内容は、現時点で、計画書に載せている配食サービスや調理、買い物、清掃、洗濯等の生活支援を考えています。」との答弁でした。

本当に、生活支援ボランティアが、それらの活動に従事することができるのか、疑問に思います。ボランティアが配食サービスや調理、買い物、清掃、洗濯等の生活支援をすることがあり得るのか聞かしてください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問にお答えします。生活ボランティアが行うものと考えている内容は、議員のご質問にもあったような、普段の生活の中で、特に軽微な作業を考えております。

要するにこれまで行ってきました、身体介護的な訪問介護に該当しないような生活支援としております。

例えば通院の同行、ごみ出し、庭の草取りなど、また、一緒に同行して買い物などのボランティア的な補助支援ということ考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 昨年も質問したことですが、厚生労働省の介護予防、日常生活支援総合事業ガイドラインを見ますと、総合事業へのサービス移行の推進等による効率化という資料で、「2015年の制度改正で、現行制度のままなら毎年5から6%の割合でふえている要支援者の介護給付費、予防給付費について、今後、中長期的には、効率的なサービス提供を通じて、後期高齢者の伸び率3から4%程度となることを目安として努力。」とされています。

一昨年6月の参議院厚生労働委員会で老健局長が、「これが実行された場合、要支援者

の訪問、通所型サービス費の給付費は、2025年度で800億円、2030年度で1,500億円、2035年度で2,600億円の大幅縮減となります。」と答弁しています。総合事業へのサービス移行の推進等による効率化、あるいは、効率的なサービス提供を通じて、という表現からすれば、つまりは、介護予防事業であろうが、日常生活支援事業であろうが、今後、自治体が行う地域支援事業の訪問型サービスと、通所型サービスに対する国庫支出金の割合が削減されることになる。そうなれば、自治体でも、訪問型サービスと通所型サービスに要する費用を何とか工面しなければならない。それができなければ、サービス自体を削減しなければならない。ということになるのではないかと危惧されます。昨年の答弁で、国庫支出金について、「介護保険特別会計予算の歳入には、国庫支出金として、各種事業交付金を充てている。現時点で、これらの交付金について、国から見直し等の情報等はありません。」とのことでした。来年度以降の国庫支出金が、これまでの本村の介護保険特別会計の予算規模、あるいは実績に見合った額に応じて支出される見込みなのかお聞かせください。併せて、もし、国庫支出金の削減があった場合は、必要な介護サービスを維持するために、例えば一般会計からの法定外繰り入れとか、利用料の見直しなどがあり得るのかも聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますが、平成29年度までは、地域支援事業交付金として、介護予防、総合事業、国25%、県12.5%、村が12.5%の割合において変わりはございません。

また、地域支援事業交付金として、27年度までは介護予防事業として介護給付費見込額の2%以内でありましたが、平成28年度は交付算定基準が、前年度の予防給付費等の実績額掛ける75歳以上の高齢者の伸び率、で計算した額として基準算定に移行されますので、交付金の額に変動が生ずる見込みがあると考えております。

また、自治体の利用料金とただいま申し上げました算定基準により交付金に変動があり、事業に影響が出るときには、介護給付費、支払準備基金からの繰り入れを見込んでおり、法定外繰り入れについては考えておりません。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 要支援者の訪問型サービスと通所型サービスについては、介護保険特別会計の介護予防給付費から、地域支援事業費に移るということですが、他の歳入歳出項目でかわるものはあるのでしょうか、聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。総合的に歳入歳出については、介護保険特別会計でこれまで通り処理していくことで変わりはございません。現行のサービスをそのまま移行しますので、これまでの予防給付の基準を基礎にして実施していく上から、後退や削減等がされるものではないと考えておりますことから、平

成29年度までは、現行の予算項目のまま執行を予定しております。

ただし、平成30年度以降については、大きく変わるものはございませんけれども、一部予算の款項目区分でサービスの項目の新設項目や、名目変更などの軽微な変更が予定されているようでございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 新聞報道によりますと、財務省では要介護者のベッドや福祉用具のレンタル料金について、一旦、利用者に前払いをさせるという案が出されているようですが、その点について国から何らかの情報、事務連絡があればお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですが、財務省から要介護1、2に対するサービスについても、地域支援事業への移行案を示していくようですが、介護用具貸与や住宅改修についても、原則自己負担とすべき等の案が提言されているようでございます。要介護いくつからが重度者で、いくつまでが軽度者というような明確な基準がなく、国からの詳細なところまでは示されていないため、今後ですね、事務連絡等がありましたら、計画的に反映するとともに、お示しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 以上で介護保険についての質問を終わります。

次の質問に移ります。入札参加資格についてです。美浦村契約規則第2章第5条で、令第167条の4第1項に該当すると認められる者は、入札に参加することができない。また、同条第2項各号のいずれかに該当すると認める者は、その事実があった後、2年間、一般競争入札に参加することができないと定められています。

美浦村契約規則第5条は、一般競争入札参加者資格について規定するもので、また、令第167条の4第1項及び第2項は、地方自治法施行令で一般競争入札参加者資格について規定するものです。

まず、地方自治法施行令第167条の4第1項についてどのような内容なのか、お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君が退席になっております。

総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。

地方自治法施行令第167条の4第1項には、地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができないとして、次の3点が規定されています。

1点目として、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。

2点目が、破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者。

3点目が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。以上が地方自治法施行令第167条の4第1項の内容となっております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、地方自治法施行令第167条の4第2項についても、どのような内容なのか、聞かせてください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 地方自治法施行令第167条の4第2項では、一般競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について、3年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、また同様とする。として、次の7点が規定をされております。

1点目、契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して、不正の行為をしたとき。

2点目、競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害しもしくは不正の利益を得るために連合したとき。

3点目、落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げたとき。

4点目、地方自治法第234条の2第1項の規定による、監督または検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

5点目、正当な理由がなくて、契約を履行しなかったとき。

6点目、契約により契約の後に、代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

7点目、この項の規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結または契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。以上が地方自治法施行令第167条の4第2項の内容となっております。

美浦村としましては3年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができるという規定に基づきまして、美浦村契約規則第5条において、その期間を2年間と定めております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 美浦村契約規則第5条では、ただいま説明のありました、7項目に該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間一般競争入札に参加することができないとなっておりますが、その2年間は長過ぎる、1年間にできないかという要望が出されています。1年間にすることができないものか。2年間とする根拠を、また、近隣自治体の制定状況もあわせて聞かせてください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 美浦村契約規則第5条において、その期間を2年間と定めて

いる根拠でございますが、これは先ほど申し上げましたが地方自治法施行令第167条の4第2項で、一般競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、ということで先ほど7つの事項を申し上げました。その者について、3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。これが根拠の法令となっているものでございます。

さらに美浦村としてその期間を2年間とした考え方でございますが、地方自治法施行令第167条の4第2項の7つの項目は、さきに申し上げましたように、いずれも悪質なものであり、しかもそれを、意図的、故意に行った場合の罰則規定となっていることから、2年という期間は妥当な期間であるということで考えております。

質問の2点目、近隣自治体の制定の状況でございますが、美浦村と同様に2年間と定めている自治体が一つ。一般競争入札の際に、指名停止等を考慮しながら、随時決定しますという自治体は2つ。年数を決めていない自治体が1団体。ということになっております。これが近隣の自治体の制定の状況でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 地方自治法施行令第167条の4第2項の7項目は、いずれも故意によるものであり、悪質な行為であるというものですが、工事の結果に不備があったとしても、故意によるものではなく、過失によるものの場合も考えられなくはないと思うのですが、故意によるものとする判断基準をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 故意によるものか、あるいは過失によるものかということで、故意によるもの、これの判断基準でございますが、一般的に法律の解釈としては、「故意とは、契約の相手方が契約上の給付について、契約の内容、条件に適合しないことを認識しつつ、工事もしくは製造について、いわゆる手抜きをし、または、粗悪な物件を提供することをいう。」というふうに解されております。ということは、「不注意に起因し、知らず知らずの間に同様の結果をもたらした場合、いわゆる過失によるものは含まない。」ということでございます。

幸いなことに、これまで美浦村において、これに該当するような、事象は起きておりません。もしそのような、事象が発生した場合、当事者及び関係者からの聞き取り並びに客観的な事実の検証をもとに、村には顧問の弁護士の先生もいらっしゃいます。そうした法律の専門家の意見も聞きながら、故意によるものなのか、過失によるものなのか、判断をすることになると考えます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了します。

ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

2時20分をお願いします。

午後2時06分休憩

午後2時20分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 8番議員、山崎です。通告に従い、子育て支援協定について質問いたします。

平成29年度より、本村では地域交流館がオープンし、充実した子育て支援施設ができるだろうと期待されます。そこで、本村における乳幼児に関する部分での、子育て支援施策の現状をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） 本村が現在行っている、教育部門での乳幼児の子育て支援事業につきましてお答えをいたします。

最初に、木原多目的集会施設を運営の拠点としております、地域子育て支援拠点事業の子育て広場についてでございます。子育ての中の親子が継続してこられる、参加しやすい広場を目指して、主に未就学児を対象に、子育てに関する相談や親子での遊びの場の提供、集団遊び等を行っております。

週1回開催の1歳児対象のよちよちルームと、0歳から就学前のお子さんが対象のエンジョイ子育て、月3回のびよびよ&プレママサロン、子育てほっとルーム事業、また、定期事業以外の事業として、子育て広場まつりや、離乳食教室などの事業を、非常勤保育士2名、非常勤事務職員1名、そのほか子育てサポーターや、保健センターとの連携を図りながら実施をしております。

また、発達相談員による乳幼児健診のフォロー及び子育てにおける不安等に対する相談、個別指導も実施しており、さまざまなニーズに対応したサービスが提供できるよう取り組んでおります。

事業の周知につきましても、村広報紙及びホームページに、子育てカレンダーとして掲載をし、また、保健センター、児童館をはじめ村内のコンビニ2店、村内の郵便局及び大型スーパー店1軒等に、子育てカレンダーの掲示をお願いをして、より多くの方にご利用いただけるよう取り組んでいるところでございます。

次に、ファミリーサポート事業につきましては、乳幼児や小学生の児童を持つ保護者を会員として、児童等の預かり等の援助を受けたい人と、支援をしたい人で助け合う、有償の子育て相互支援として実施をしているところでございます。ファミリーサポーターにより、基本1時間600円として実施をしております、預かり場所は、子育て支援センター

または支援希望者宅や協力者宅と、希望する場所で行っているのが現状でございます。

また、幼稚園、保育所においても、一時預かり事業を実施しております。幼稚園では、園児のみの利用となりますが、保育所につきましては、生後6カ月から就学前までのお子さんなら利用が可能となっております。

児童館におきましては、児童だけでなく、乳幼児連れの親子の情報交換や交流の場としても利用されている施設でもあります。

健康増進課におきましては、マタニティ教室や、こんにちは赤ちゃん事業の実施など、妊娠中からサポートを実施しております。

ただいま申し上げましたことが、乳幼児の子育て支援の一環でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 詳しくご説明いただき、ありがとうございます。

子育てカレンダーをコンビニ2店舗と、大型スーパーに貼ってあるとのことですが、今まで、コンビニやスーパーに行っても、子育てカレンダーが貼ってあることに気づけなかったのですが、どのくらいの大きさのものなのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） 資料等には載せませんでしたけれども、B4サイズの、こちらのようなものを貼らせていただいております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 興味のある方は、広報とかホームページを見るだろうから大丈夫なのでしょうが、でも、せっかく貼るのだから、もう少しみんなの目にもとまるような大きさのものにしたほうがよいのではないかと思います。そして、今、見せていただいたところによると、文字もかなり小さくあまり目立たないような感じです。

近隣のある自治体では、子育て広場的な遊ばせる場は提供しても、支援者がついていろいろなことをやってくれるというようなものは、月に1回位程度だそうです。その自治体の住民は、美浦村はいいねと言っていました。そういう点からも、一般住民の目にもふれるようなものにすれば、乳幼児のいない方にも、美浦村はこんなこともやっているんだ、というようなPRにもつながると思いますので、その点よろしく願いいたします。

それと、健康増進課の事業で、マタニティ教室や、こんにちは赤ちゃん事業をやっているとのことですが、こんにちは赤ちゃん事業とは、どのようなものなのかお教えてください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それではただいまのご質問ですけれども、このご質問につきましては私の方からお答えを差し上げたいと思います。

この、こんにちは赤ちゃん事業という概略についてですが、これは正式には乳幼児家庭全戸訪問事業といいまして、生後2ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問しまして、これは保健師さん、それから、助産師さんが訪問をしまして、さまざまな、普段抱えている不安や

悩み、こういうものを聞きながら、子育て支援に関する情報の提供をしたりするとともにですね、親子の体の状況とか、心の状況とかを把握しながら、よい環境も含めて助言を行い必要なサービス提供をしている、そういう事業でございます。

これまでにですね、国のほうでも、厚生労働省のほうでは、生後4ヶ月という基準を出しておりますけれども、本村では、2ヶ月以内で行っております。これは、実は予防接種が4ヶ月から始まるものですから、できれば予防接種を受ける前の段階で、今後、予防接種の状況とか、こういうふうに受けた方がいいよという計画なんかも含めて、お教えするというようなことも含めまして、国で示しています要綱とはまた別にですね、本村においては早目に2ヶ月以内で実施しているところでございます。参考までなんですけれども、直近で108軒の訪問を実施いたしました。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。国では4ヶ月の乳児を訪問していることになっているけれど、美浦では2ヶ月の乳児宅を訪問していろいろな情報を提供しているとのこと、とてもいいことだと思います。

現状の子育て支援施策、さまざまなことをやられており、とてもよいことだと思います。

さらに、今後考えておられるもの等、今後の予定をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） 今後の子育て支援の施策についてお答えいたします。

本村では、国の子ども子育て関連3法の成立に伴い、平成27年度より新制度が施行されることに合わせ、平成27年度から5年間で1期とした、「美浦村子ども子育て支援事業計画」を策定しております。

この計画のもと、また、地域交流館開設が平成29年4月に向けられて進めている中で、子育て支援の拠点としての、子育て支援センターも新たな交流館の中に開設される予定でございます。現在実施の事業を継続し、利用者のニーズ等の調査結果も踏まえながら、子育て支援のさらなる充実を目指し、子育て中の母親同士がともに相談し、ともに励ましあい、ともに子どもの成長を喜び合える拠点の場を目指していきたいと考えております。

あわせて、子育て支援センターの開設日時や、人員の配置等を検討しているところでございます。買い物時の一時預かり等も増えるなどが想定されますが、いずれにいたしましても、利用者のニーズ、利便性を考慮しながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの、総合的な支援の実施に向けまして、関係各課と連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 本村では他の自治体に先駆けて、子供の医療費を中学3年生まですべて無料とするマル美制度を導入し、子育てのしやすいとてもよい制度であると思います。そこで、子育てしやすい市町村としてのイメージアップのために、茨城県では、境町

と東海村で導入している、子育て支援協定を本村でも取り入れたらどうかという質問です。

母乳で子育てをしているお母さんは、授乳室のないところでは、授乳ができない。もちろん電車の中でも授乳はできない。そうすると、外出ができにくくなり、社会とのつながりが希薄になり、最悪の場合、育児ノイローゼになる場合もあります。

それを解決できるのが授乳服で、電車の中はもちろん、どこでも、場所を選ばず授乳でき、どの角度から見ても、胸が見えない構造となっている。その授乳服を、境町と東海村では、つくば市にあるモーハウスという、授乳服の製造販売の会社と協定を締結し、自治体から妊婦さんに授乳服をプレゼントし、会社側としては、妊婦さんや子育て中のお母さんを対象とした講座を開催するという協定を締結しています。

子育て中のお母さんが家にこもるのではなく、外に出られるように、そして、子育てしやすい自治体としてのイメージアップにもつながる、そのような協定を本村としても考えてみてはどうか、村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員のですね、子育て支援という部分で、先進地境町と、東海村が妊産婦または乳幼児に支援をしているということで、当初、ちょっと調べたんですけども、授乳服をプレゼントするというか、その一部をというふうなことで回答はいただいたんですが、境町さんと東海村はまた違う、授乳服に限らず、違うものも入っているというような話は聞いております。

以前、赤ちゃんの駅をね、村の方でも、いろんなイベントでも必要でしょうということ、用意はしてあるんですけども、イベント中でなくても、移動中でもね、そういうものは使えるっていうのは、さすがにいいアイデアの服なんだと、私も実物は見えていないんで、ちょっと、わからないんですけども、ぜひ、そういうような取り組み、そしてまた支援の方法、お母さんの講演も、子育ての講演もしていただけるというようなことも、しているそうなので、その辺総合的に、そのモーハウスだけなのか、または違うそういう授乳服のメーカーもあるのか、その辺も含めて、1番優れているモーハウスが契約をしているということで、今、聞いているのは、すばらしい授乳服だよっていう話は聞いております。ぜひ、モーハウスの方に、その授乳服を、私が見ても、本来であればお母さんがそれを認めてもらわないと、しょうがないので。実際、子育て中のお母さん方に1回講演をしていただきながら、使い方、本当にすばらしいなというような感想を、私達が持つじゃなくて、子育て中のお母さんが認めていただかないとしょうがないので、ぜひ、1度は、そういう部分を見せてもらうかなというふうには思っております。

それから、いい声が聞こえれば、議員がおっしゃるように、村の中ではいろんな支援をしておりますけども、人口減少、少子化を止めるためにも、そういう支援方法があれば、取り入れてはいきたいというふうには思っております。

ぜひ一度は、来ていただいて、若いお母さん方に集まっていただいて、講演しながらそ

こで見てもらうということをして1回してみたいなと思っております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。ぜひとも、この美浦村が子育てのしやすい自治体であるというイメージアップのためにも、実現していただきたいと思えます。期待を込めまして、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、小泉嘉忠君の一问一答方式での一般質問を許します。

小泉嘉忠君。

○4番（小泉嘉忠君） こんにちは。4番議員小泉嘉忠です。通告に従い、財務内容の質問をさせていただきます。なお、昨日、同僚議員から、財務関連の質問がなされたので、質問内容が類似しますので、ご了承をお願いしたいと思います。

美浦村の財政内容、特に借金の重さを示す将来負担比率についてお尋ねをします。将来負担比率とは、地方公共団体の借入金、これ地方債になります、など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政基盤に対する割合で表したものです。

これは総務省から昨年発表された、平成26年度決算に基づく地方自治体の財政健全化状況によると、自治体が将来負担すべき借金の重さ、将来負担比率が発表され、これは発表内容によりますと、茨城県がワースト9位になっています。比率は237.1%と、これ高い比率です。参考までに、栃木県が106.2%、群馬県が162.8%、全国都道府県の平均が187.0%になっています。茨城県は第3セクターの財務処理など、負担削減に取り組み、前年同期比12.9ポイントは低下し、改善には向かっております。

県内の市町村の将来負担率ワースト1位になります、これは境町です。171.5%、内訳として30年から40年前に建設された、公共施設の改築、耐震化工事ために、地方債発行が負担となっております。ただ事業は25年度でひと段落し、今後は比率は低下するようです。

2位は高萩市です。114.8%。3位が古河市、102.8%。4位が水戸市、91.0%。近隣の稲敷市32位になります、22.8%。河内町29位、33.9%。美浦村の場合は20位になります、55.4%。ただ、県内市町村の平均が37.5%。

本村の実質公債費比率は、下の方が条件ってよくなるんですけども、37位、5.7%。なお、参考までに実質公債費比率は、県内市町村平均は8%となっております。

参考までに、企業でも事業計画に基づき、優良企業であり長期的な会社存続させるために、短、長期借入金も事業目的により判断し、財務内容の改善に努め、債務超過に留意し、健全経営に努めております。

本村も、事業計画の案件など、今後も財政負担増の事業が予定されております。しかし、歳入、これ税収になります。税収では美浦村の人口は、平成28年5月1日時点で16,180名と、人口の減少、特に本村を含め全国的にも若い人、要するに若年層ですね、15歳から35

歳が減少傾向であり、今後も本村の税込、村税ですね、村税の増も期待も難しいと思いますし、また、今後歳出では民生費など増えてくると思います。

以上の状況から質問します。今までの数年間の地方債、これ村債になります、の推移と借入目的、現在の地方債残高、これ村債になります。一時借入金は含まず、が村民一人当たりいくかになっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 小泉議員の質問、地方債の借入額、これにお答えをする前にですね、議員ご質問の中で、将来負担比率そして実質公債費比率、二つの財政指標について、美浦村の順位について触れられておりましたので、この点について若干説明をさせていただきます。

先日、葉梨議員の答弁の際に申し上げましたが、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとるための、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これが平成21年4月に全面施行されました。以下、健全化法と申し上げます。健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を健全化判断基準として定めております。

1つ目が実質赤字比率。地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

2つ目が連結実質赤字比率。公立病院や下水道など公営企業を含む、地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合であらわしたものです。

3つ目が議員ご指摘の実質公債費比率。地方公共団体の借入金、地方債でございますが、この返済額の大きさを、地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

4つ目が同じく議員ご指摘の将来負担比率。地方公共団体の借入金など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

これら4つの指標について、監査委員の審査や議会への報告、住民への公表等を義務づけて、情報開示を徹底するとともに、早期健全化基準を設け基準以上となった地方公共団体、つまり財政状況が危険な領域に入った地方自治体に対しては、財政健全化計画の策定を義務づけて、自主的な改善努力を促すといった、現在、法体系となっております。

小泉議員ご指摘の将来負担比率及び実質公債費比率につきましては、毎年9月の議会定例会で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度決算により算出した比率を、監査委員さんの審査をいただき、審査意見書を添えてご報告させていただいております。

小泉議員がご質問の際にあげました、将来負担比率55.4%という数字でございますが、市町村の将来負担比率、早期健全化基準は、これは危険な領域に達しているよと、財政が危険なレベルに達しているよ、という基準でございますが、これが350%でございます。

村が55.4%ということ、基準以下となっております。

また実質公債費比率につきましては、美浦村が5.7%、実質公債費比率早期健全化基準、この危険な領域として国が示している数字が25%。村が、先ほど申し上げたように5.7%ということですので、これも基準以下となっております。

このように美浦村の財政状況は、財政指標上健全であると言えるわけですが、小泉議員ご指摘のとおり、人口減少とそれに伴う税金の減収を考えた場合、長期的視点に立った健全財政の維持に努めなければならないということは、村の財政を担当しております、企画財政課はもちろんのこと、全職員が認識しているところであり、その対策として、先日、葉梨議員への答弁の際にも申し上げました、平成30年度末で財政調整基金の残高、村債の残高等で、具体的な数値目標を掲げた、「美浦村財政改革計画」を本年1月に策定したところでございます。

さて小泉議員のご質問の1点目、目的別の村債残高等につきまして、資料のほうをご覧くださいと思います。ご覧のとおりですね、村債の残高につきましては、25年度末から27年度末までの現在高ということで、表の方に示してありますが、ご覧のように、年々、村債の残高がふえる傾向にございます。

村民1人当たりの村債につきましては、平成27年度末、この棒グラフですけれども、村民1人当たりの村債につきましては、平成27年度末で41万9,000円となっております。

村債残高のピークにつきましては、今年度、地域交流館建築事業があり、この事業に対する村債の借入れ等を見込みますと、今年度末が村債のピーク、村債残高のピークになるという見込みとなっております。

○議長（沼崎光芳君） 小泉嘉忠君。

○4番（小泉嘉忠君） 詳細な答弁、ありがとうございました。4つの財政指標、これは健全化判断基準の中で、本村の将来負担比率の数値、現時点では問題がありません。

また、実質公債費比率も本村の場合、5.7%、これは参考までに、近隣の阿見町が5.7%、また、多くの企業が立地し、だいぶ内容が豊かであると思う神栖市で5.4%。本村の場合、県内ランキング上位7位と問題がありません。健全化、だいぶ内容維持に努力されました執行部には敬意を表します。

だが、村債残高の推移資料、これは別添資料からなりますけれども、資料から見ると近々の村債残高が増加傾向にあり、平成25年、27年度では9.7%増えています。

特に、臨時財政対策債の14.4%などにより結果1人当たりの村債負担金、これ借金であります。平成25年度と27年度で比べると約13.2%増加しております。

今年度予定されている事業の財政負担増、民生費の増加傾向、村税の減少傾向など、財務環境などは厳しさに向かっていると思います。予算作成上の経費削減指数が決まっていると思いますが、後世に負の負担を残さないように、健全財政維持にお互いに頑張りましょう。

続いて質問します。皆さんが完成を期待されております、地域交流館が完成します。

工事費等は農林水産業債、これは地域活性化事業債になりますけども、が予定されています。追加工事等などで、計上された予算では予算不足になります。建設費の不足金、どのようにされますか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 本年度事業を進めております、地域交流館建設事業でございますけれども、この財源につきましてご説明をいたします。

今回の6月補正の一般会計補正予算第2号までの工事費、備品購入費、それと民間事業者への負担金を含めた地域交流館建築事業費は総額で、5億1,960万5,000円となっております。

この事業の財源につきましては、農産品直売所、会議、研修施設、それと、子育て支援施設、地域交流施設、この二つに分けてご説明をさせていただきます。

なお、事業費につきましては各施設の面積により按分し、農産品直売所、会議、研修施設分を2億6,070万4,000円。子育て支援施設、地域交流施設を2億4,798万7,000円としています。

初めに、農産品直売所、会議、研修施設の整備費の財源につきましては、国庫補助金の農山漁村活性化対策整備交付金が6,368万円、充当率75%の一般単独事業債が1億4,770万円、残りの4,932万4,000円が一般財源となっております。

国庫補助金の農山漁村活性化対策整備交付金につきましては、昨年度から農林水産省と補助金申請の協議を行っていましたが、交付決定が当初予算編成に間に合わなかったため、追加工事費等の計上とともに、一般会計補正予算第1号で計上いたしております。

次に、子育て支援施設、地域交流施設の整備費の財源につきましては、今回の6月補正の一般会計補正予算第2号で計上いたしております。備品購入費1,000万円の財源として、国庫補助金の地方創生推進交付金500万円を見込んでおります。なお、この地方創生推進交付金の交付決定は、8月中旬以降の見込みとなっております。

残り建築事業費等の財源として、現在県の市町村課と協議中ですが、充当率90%の地域活性化事業債が2億2,310万円、残りの2,488万7,000円が一般財源となっております。なお、地域活性化事業債につきましては、理論上では元利償還費の30%が交付税の基準財政需要額に算入されることとなっておりますが、昨年度の交付税の算定に置き換えて算出してみますと、約19%程度が参入される見込みとなり、交付税算入額は4,238万9,000円を見込んでおります。

まとめますと、全体事業費5億1,960万5,000円のうち、国庫補助金が6,868万円、村債が3億7,080万円、一般財源が8,012万5,000円となります。

なお、村債については、交付税算定見込額の4,238万9,000円を差し引いた、3億2,841万1,000円が、20年程度で一般財源で償還ということになってまいります。

その他子育て支援施設整備に対しては、次世代育成支援対策施設整備交付金の活用、地方創生推進交付金の交付決定等により、元利償還費に対して交付税算入のある有利な地方債の活用を今後検討し、一般財源の縮減を図っていきたいと考えております。

その他本年度創設された地方創生応援税制、通称「企業版ふるさと納税」と言いますが、これもですね、ぜひ地域交流地区は民間の事業者とも一緒に事業を進めているということもございますので、この企業版ふるさと納税のほうもですね、そちらの企業のほうにご協力いただけないかというようなことを、お願いしてまいりたいと思います。

なるべくですね、村の一般財源の持ち出しが少なくなるような形で、今回の地域交流館の事業を進めたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 小泉嘉忠君。

○4番（小泉嘉忠君） 答弁ありがとうございます。財源確保のために各種交付金等の確保や、企業版ふるさと納税などの一般財源の縮減に努力していただきありがとうございます。

参考までに、地域交流会事業費、建設の一部、これ村債での資金確保となっております。村債20年償還で1ヶ月当たり約136万円の一般財源での償還となりますので、地域交流館の有効活用よろしくお願いをします。

最後の質問になります。日銀がマイナス金利の導入を決めた影響で、長期金利が低下しております。都市銀行の普通預金も、0.001%と1年預けても利息はわずかです。住宅ローンなども金利の低いローンに切り替えておられる方も多いようです。

参考までに、住宅ローンの借り換え例として、借入金3,000万円、期間20年、1.07%の金利と、1.57%の金利では、支払い利息が約150万円ほど軽減されます。

本村の金融機関からの借入金、これ村債の中で、条件の良い、金利が低い借入金に借り換えが可能なのか、お尋ねを申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 村債の方ですね、利率の安いものに借り換えてはどうかと、というようなご指摘でございます。

政府資金それと地方公共団体金融機構資金ですね、これにつきましては、残債ですね、残っている起債の額を、一括償還、繰上償還をする場合には、後年度の利子相当額を補償金として支払う必要がありますので、財政的にはこれを一括償還、繰上償還しても得策にはならないということが一つございます。

それから、民間資金につきましても、金銭消費貸借契約証書規定というのがございまして、原則、手数料、利息を支払う必要がありますので、借り入れ先の金融機関との調整承諾が必要となりますので、これについても、慎重に進める必要がございます。

このようにですね、村債の借り換えにつきましては、現在、民間で行われている住宅ローンの借り換えのように、簡単にと言いますか、安い利率のものに借り換えるということ

がすぐにはできないという事情がございます。

いずれにしましてもですね、村債の借り換えにつきましては、そういう借り入れの際の契約条項はある訳なんですけれども、これは、起債残高が膨らんでいく中で、安い金利のものに仮に借り換えることができれば、これは村の財政にとっても、大変大きなことですので、民間の金融機関との契約上、大変難しい話になるかとは思いますが、これは一つですね調査研究をしてそんなこと本当にできないのかどうかということですね、今後の一つの課題として、検討してまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 小泉嘉忠君。

○4番（小泉嘉忠君） 答弁ありがとうございました。借り入れ先、民間企業との契約上の条件があり難しいと思いますが、今後、借入時に検討をお願いします。

最後になりますけど、自治体の歳入はほぼ大半が税金です。無駄のない、かゆいところに手が届く歳出、お互いに頑張りましょう。最後に、分かりやすい詳細な答弁ありがとうございました。以上にて質問を終了します。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、小泉嘉忠君の一般質問を終了します。

以上で、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時07分散会

平成28年第2回
美浦村議会定例会会議録 第4号

平成28年6月17日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第2号 村道路線の認定について

議案第3号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議案第4号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更に伴う財産処分について

議案第5号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第8号 平成28年度美浦村一般会計補正予算(第2号)

議案第9号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算(第1号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	松村 広志 君	2番	竹部 澄雄 君
3番	葉梨 公一 君	4番	小泉 嘉忠 君
5番	塚本 光司 君	6番	岡沢 清 君
7番	飯田 洋司 君	8番	山崎 幸子 君
9番	椎名 利夫 君	10番	下村 宏 君
11番	林 昌子 君	12番	小泉 輝忠 君
13番	石川 修 君	14番	沼崎 光芳 君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君
教	育	糸賀	正美君
総	務	増尾	嘉一君
保	健	松葉	博昭君
経	済	岡田	守君
教	育	堀越	文恵君
総	務	飯塚	尚央君
企	画	平野	芳弘君
国	保	桑野	正美君
都	市	青野	道生君
経	済	北出	攻君
上	下	山口	栄美君
学	校	増尾	利治君
生	涯	埜口	哲雄君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	木	鉛	昌	夫
書					記	糸	賀	一	志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、14名です。

ただいまから、平成28年第2回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに、議事に入ります。

日程第1 議案第2号 村道路線の認定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第3号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第4号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産処分についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第5号 美浦村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第6号 美浦村立美浦幼稚園利用者負担額及び預かり保育料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第7号 美浦村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第8号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ページ41ページなのですが、ミホー・アフター事業の中ですね、総合戦略有識者会議委員となっていますが、総務常任委員以外はこのメンバーがわからないと思いますので、会議終了後で結構なのですが、名簿をいただければと思いますのでよろしくをお願いします。以上です。

○議長（沼崎光芳君） 企画財政課長平野芳弘君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 葉梨議員の質問というか、要望で、名簿の提出ということがありましたので、後ほどですね、紙あるいは掲示板等に載せさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの葉梨議員の質問に関連ですので、続けて質問をさせていただきたいと思っております。ただいまの議案書41ページ。総務費の中の総務管理費、企画費の中の17番ミホー・アフター事業費について質問をさせていただきます。

ただいまの質問の総合戦略有識者会議委員というのが、予算が20万2,000円上程されているわけですが、メンバーの人数にもよりますけれども、だいたい何回会議を開いて、どれぐらいまでに審議を可決するような予定でいるかを、お尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 企画財政課長平野芳弘君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。予算上ですね、回数は4回になります。期間的には、ことしは総合戦略、昨年つくったものもありますので、基本的にはその内容を確認ということになるかと思っております。

あと、今回の補正予算にも計上させていただいております、キャラクター、ロゴデザイン等を審議してもらおうと、候補を選んでもらうという作業がありますので、日程的に、当然3月までには仕上げたいということで考えております。当然、会議も3月までに4回開

催したいと思っております。以上です。

申し訳ありません。人数が現在14名です。去年計画をつくる際に、幅広い意見を聞くということがありましたので、国で言っている、産、官、学、金、労、言。産業界、官庁、学識経験者、金融界、労働界、言論界ということで、14名の方を選出しております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ご説明いただきありがとうございます。4回ということで、今、14名ということをお示しいただきました。後ほど名簿を見させていただきたいと思います。

今現在、キャラクターのことを審議するということで3月までということとは了解をさせていただきました。

続きましてですね、その13の委託料になるんですけれども、65美浦村シティプロモーション戦略プラン策定業務委託料、並びに66の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用基本構想策定業務委託料というのが、378万円と378万円ということで上程をされているわけです。67番のマスコットPRに関しては、3月までに策定をするということで今伺いましたので、この65と66に関しては、いつごろまでに終結をしようと考えているのかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 企画財政課長平野芳弘君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林議員の質問にお答えいたします。まず1点目の美浦村シティプロモーション戦略プラン策定、これにつきましても、今後ですね、当然、いろんな審議あるいは皆さんにも見ていただいて、つくっていきたいと考えております。

実際、交流館の方も進めておりますので、今後ですねそういったものがそろってきた段階で、どういうふうに美浦村を知っていただくかというような計画になると思いますので、これも3月を目途に策定したいと考えております。

2点目の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用基本構想、これにつきましても、当然、地元の意見、あるいは有識者の意見、皆さんの意見等を考慮しながら、年度末3月までには策定していきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの65、66を併せて、キャラクターとあわせて3月末ということで、交流館開設予定来年4月オープンを目途に、その時点であわせてすべても、東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の活用の方も、ある程度決定をしていくということに確認をさせていただいたわけです。

また、本当に美浦村をどのように知ってもらおうかという、総合的にですね、美浦全域のよりよい観光スポットとか、また、皆さんに知ってもらいたいと思う美浦のよさというもの、よりPRできるような、この委託料に見合うだけの成果を期待をしたいと私は思います。

一つは、すばらしいと思うのは、ミホー・アフター事業費というこのネーミング。これはすばらしいですね、すごくわかりやすいですし、また、ビフォー・アフターとかけて、また、美浦をかけて、こういうネーミングをされたこと自体、私は今までにない、美浦の予算書を見て、このようなネーミングは今までなかったです。

そういう意味では、美浦もこれから開いていくんだと、外に大きく開いていくんだという、そのあらかのネーミングと認識しておりますので、大いにこの事業は、私はすごい期待をかけております。

そういう意味では、国の予算もいただいておりますけれども、本当に美浦の地が人口減少を何とかくい止める、また、多くの方が美浦を知っていただき、美浦の良さをまた大きく、来村していただいた方も外にPRしていただけるような、そういう一過性のもではなく、これからどんどん地域交流館を繁栄させる中で、この事業の委託料が活かされるような、本当に事業となるためにも、ぜひ、この事業をぜひ成功させていただきたいなと思います。

これだけの1,300万円からの予算を使うわけですから、何とか、3月までというすごくタイトな予定で、本当に担当課にはご苦勞をおかけする日程かと思っております。ですけれども、中身を濃く、回数ではなく、中身を濃く皆さんが本当に審議をし尽くして、本当に美浦村の愛郷精神をもって、この事業が成功されることを期待をさせていただき、質問を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第9号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第10号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算
（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

10時30分再開といたします。

午前10時17分休憩

午前10時30分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 請願第1号 所得税法56条の見直しを求める意見書の
提出を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 請願第1号 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求
める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会は、今定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、6月8日午前10時より委員会を開催しました。

この請願書は、提出者 茨城県商工団体連合会 土浦民主商工会婦人部部長 坂上ひとみ氏、紹介議員は岡沢 清議員です。

委員からは、請願の趣旨は理解するが、青色申告にすれば控除も受けられるので、ぜひとも、青色申告をしてほしいので、この請願には反対をします。

また、他の委員からは、所得税法56条の廃止となると意味合いが違うので、見直しという点では、賛成するといったようなさまざまな意見が出されました。

採決の結果、採択1名、不採択3名となり、請願第1号 所得税法56条の見直しを求める意見書の提出を求める請願につきましては、不採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了しました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみです。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 本件請願において、請願人は所得税法56条に対して異議を唱えその見直しを求めています。

そこでお尋ねします。審査の経過において、所得税法56条の中身そのものについて、何らかの審査が行われたのでしょうか。

あるいは、所得税法56条の中身について、合理性を欠くものであるとか、あるいは整合性を伴うものであるとかの、何らかの意見が出されたのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 岡沢議員の質問にお答えをいたします。

あわせて、私の見解も述べたいと思いますので、議長の許可をお願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） はい。どうぞ。

○10番（下村 宏君） 許可ありがとうございます。総務常任委員会の審査の結果については、ただいま報告をしたとおりです。青色申告にすればとの意見が出され、岡沢議員の質問の内容等の意見はなく、検討はしておりません。

委員から発言されたように、青色申告にすれば特別控除、専従者給与、赤字の繰り越し等もろもろのものが認められ、こうすることが理想と私も思いますが、現状、税務指導を経験している私から言わせると、家内での小規模事業者や、農家の方には、定められた様式で複式簿記の記帳から試算表や、損益計算書の作成等ハードルが高く、税理士等に依頼しないと難しいのではないかと考えます。

また、26年度からは記帳義務が発生しており、親族の報酬支払いが確認をできます。特に、女性の職業生活における活躍、推進を捉えている中、配偶者の給料が年間86万円とされ、朝7時から夜7時まで仕事をして、5,000円に満たない給料は、常識からかけ離れており、現在の社会状況下では、所得税法56条は、そぐわない内容と私は考えます。以上です。

○議長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 私は、本件請願に賛成の立場で討論を行います。

まず、初めに、総務常任委員長の報告は、賛成意見として、廃止ではなく見直しを求めているのだから賛成するという趣旨でした。

反対意見としては、青色申告にすれば、認められるのだから、青色申告にすればよいとの趣旨でした。

請願人は、所得税法56条の中身そのものに異議を唱え、その見直しを求めています。

しかるに、賛成意見も、反対意見も、所得税法56条の中身そのものに合理性を欠くとか、あるいは整合性を伴うものであるとかの判断が示されていません。

私は、請願の趣旨からすれば、所得税法56条の中身そのものに目を向け、合理性を欠くとか、あるいは整合性を伴うものであるとかといった観点に立って、採択すべきか不採択にすべきか判断していただきたいと考えるものです。その観点から、私が、請願に賛成する理由を述べさせていただきます。

所得税法56条の目的は、所得分割による租税回避、負担回避を防止することにあります。わかりやすく言えば、実際に支払っていないのに、給料を支払ったように見せかけ、あるいは、実際に支払った給料の額よりも、過大に支払ったように見せかけ納税額を低くする行為を防止するものです。

そこで事業主が家族に給料を払い、それを必要経費に算入することが、所得分割に当たるのか。家族ではなく、家族以外の従業員を雇った場合、当然のこととしてその労働の対価として支払ったであろう給料相当額を、家族に支払ったことが、所得分割に当たるのか。

所得税法56条は、その行為そのものを所得分割として、みなしているものではありません。家族に給料を支払う行為そのものが、所得分割に当たるというのではなく、そのことは、所得税法56条の条文を読めばわかることです。

ではなぜ所得税法56条は、その労働の対価として家族に支払った給料を居住者と生計を一にする配偶者その他の親族に払った場合、必要経費として算入しないとみなすのか。事業主が家族に給料を支払い、その給料相当額を必要経費に算入することによって、所得分割に当たる可能性が予想されるという前提、あるいは想定をもって一義的にあるいは包括

的に、その労働の対価として家族に支払った給料を、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族に支払った場合、必要経費として参入しないとみなしているのであって、いわゆるみなす特例と言われるゆえんです。

私は、いわゆるみなす特例という同法のあり方そのものに異議を唱えます。みなす特例とは、個別のケースあるいは事情について、その都度判断するものではなく、個別のケースがあるいは事情を排除して、一義的にあるいは包括的に必要経費として参入しないとするものであって、同法の所得分割による租税負担回避を防止するという目的から考えれば、その目的遂行のための具体的施策を伴わず、国税庁、国税局、税務署にとって、安易な手段を選択するための、みなし特例であると考えます。

次に、青色申告にすれば認められるから青色申告にすればよい。見直しは必要ないという考え方について述べます。すべての事業者が青色申告に切り替えられるのか。青色申告は、一定の帳簿書類を備え付けた者に対し、税制上の各種の特典を与えるものです。56条の例外として、家族従業員の専従者給与を必要経費に認めています。

しかし、税制上の各種の特典を得るためには、複雑な帳簿の作成と保存が義務づけられています。一定の帳簿書類とは、仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、預金出納帳、仕入帳、買掛帳、売掛帳などです。

以上述べた帳簿は確定申告の際、提出の必要はありませんが、しかし、作成と7年間の保存義務があります。さらに、ただいま述べた帳簿に基づき、損益計算書と貸借対比表を作成し、税務署に提出しなければなりません。青色申告の最大メリットである65万円の特別控除を受けるには、仕分帳、総勘定元帳は複式簿記で作成しなければなりません。多くの個人事業主が申告するのが、一般用の青色申告決算書です。インターネットでダウンロードしてみました。4ページからなるもので、減価償却費の計算、貸借対照表の作成など、必要な会計知識がない者にとっては、かなりハードルが高いものであることがわかりました。家族に会計知識を持つ事業者であれば、それでも良いかもしれません。しかし、家族に会計知識を持つ者がいない場合、複雑な帳簿の記帳、保存や難解な申告書の作成をするためには、会計事務を担当する従業員を、新たに雇わなければならないといった事態になりかねません。

所得300万円以下の事業者よりも、所得1,000万円以上の事業者の方が青色申告の割合が多いのは、会計事務を担う者を確保する余裕があるということを示しています。

国税庁は青色申告を推進する立場でありながら、そのハードルを極めて高くするという態度です。青色申告も白色申告も、現行所得税法体系においては、納税者にとって極めて不利な制度なのです。所得税法56条は昭和24年のシャープ勧告によって、翌25年に成立された法律が元となっています。立法過程においては、法の制定を必要とする合理的理由が存在したことを否定することではありません。しかし、法制定当時の、戦後間もない時期から比べ、社会の構造ひいては家族のあり方、産業構造、家族労働の形態など、現代社会

においては、著しい変化を遂げています。法制定当時は、同法が合理的であるかの争いはあまり見られませんでした。しかし、近年になって国税庁への不服申し立てや、裁判となるケースが年々ふえています。

そして、国税庁への不服申し立てや裁判によって、やっとな個別のケースや事情に関する判断なされ、必要経費として認められた事態もあります。個別のケースや事情とは、法制定当時に想定されなかった現代のケースであり、事情です。

よって、現代の事情にあった所得税法56条の見直しがまさに求められていると考えるものです。以上です。

○議長（沼崎光芳君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすることです。

賛成意見が出ておりますので、本案を原案のとおり、採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○議長（沼崎光芳君） 挙手少数。

よって、本案は、不採択とすることに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第11 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成28年第2回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 岡沢清

署名議員 飯田洋司

署名議員 山崎幸子